中小企業会計研究

2016

SECOND
第2号
ISSUE

ISSN 2189-650X

中小企業会計学会

Japanese Accounting Association for SMEs

Journal of Accounting Research for Small- and Medium-sized Entities(SMEs)

中小企業会計研究 第2号（2016年）

目　次

（巻頭言）中小企業会計と国際的対応 …… 河﨑照行／1

中小企業を対象とする会計制度・実務指針設定への提言
—歴史的経緯と中小企業庁担当者へのインタビュー調査をもとに—
…… 成川正晃
飛田　努／2

中小企業政策の変遷と管理会計の貢献
—中小企業支援施策の実行と効果測定の支援— …… 山北晴雄／13

中小企業会計の実態と課題
—税理士アンケートに基づいて— …… 金子友裕／26

中小企業融資における経営者保証ガイドラインと
中小会計要領の意義 …… 櫛部幸子／35

（課題研究委員会・中間報告）
「中小企業金融における会計の役割」に関する研究 …… 坂本孝司／46

（資料）中小企業会計関連文献目録 …… 西川　登／49

英文Summary・Keywords ／ 66

＜編集後記＞ ／ 70

Journal of Accounting Research for Small- and Medium-sized Entities (SMEs)
No.2 (SECOND ISSUE)

Contents

SME Accounting and Internationalization …… Teruyuki Kawasaki ／ 1

Recommendation for setting accounting standards and guidelines for SMEs …… Masateru Narikawa Tsutomu Tobita ／ 2 (66)

The Changes on SMEs Policy and Contribution of the Management Accounting
– The Practice and Effect Measurement Support of SMEs Measures –
…… Haruo Yamakita ／ 13 (67)

Present Status and Problems of Accounting for SMEs
—Based on the Analysis of the Data of Questionnaire Survey—
…… Tomohiro Kaneko ／ 26 (68)

The significance of "Guidelines for Personal Guarantee Provided by Business Owners" and "The Basic Guidance of Accounting for SMEs" in the finance for Small and Medium-sized Enterprises …… Sachiko Kushibe ／ 35 (69)

Study on "The Role of Accounting for SME Finance" …… Takashi Sakamoto ／ 46

Bibliography on SME Accounting …… Noboru Nishikawa ／ 49

※（ ）内は英文 Summary・Keywords の掲載頁です。

（巻頭言）

中小企業会計と国際的対応

中小企業会計学会会長
河　崎　照　行

周知のように，中小企業のグローバルな会計ルールとして，IASB（国際会計基準審議会）は，2009 年 7 月に，「SMEs（中小企業）のための IFRS」（IFRS for Small and Medium-sized Entities；以下では，中小企業版 IFRS という）を公表した。この中小企業版 IFRS は，完全版 IFRS（full IFRS）の基本コンセプトが，そのまま概念フレームワークを形作っていることから，中小企業に固有の会計基準というよりも，完全版 IFRS の要約版として特徴づけることができよう。IASB によれば，中小企業版 IFRS は，2015 年 12 月現在，77 ヵ国が，その採用（要請または容認）を表明しているとされる。しかし，そのほとんどは，これまで会計制度があまり整備されていなかった新興経済圏の諸国である。

これに対し，わが国では，2012 年 2 月に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下では，中小会計要領という）では，「本要領は，安定的に継続利用可能なものとする観点から，国際会計基準の影響を受けないものとする」（中小会計要領・総論 6）としている。また，わが国の企業会計審議会も，2013 年 6 月に公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」で，上場企業（大企業）については，IFRS の任意適用を継続する一方，中小企業に対しては，IFRS の影響を受けないようにすることが適当であるとしている。

本来，各国の会計制度は各国の企業文化（会計文化）に深く根ざしている。とりわけ，中小企業の会計制度（企業会計の慣行）は，その色彩がきわめて強い。そのため，IFRS を導入した先進諸国でも，その多くが中小企業の会計基準として中小企業版 IFRS を適用することなく，自国基準を尊重し，その軽減化を図っているのは当然の成り行きであろう。

しかし，そのような場合，わが国の中小企業が，中小企業版 IFRS を採用する新興経済圏で事業展開を図る場合，どのような会計的対応を図ればよいかが問題となる。中小会計要領の公表によって，わが国の中小企業会計の制度化問題は一応の決着をみたものの，中小企業会計の国際的対応は新たな局面を迎えようとしている。

中小企業を対象とする
会計制度・実務指針設定への提言

―歴史的経緯と中小企業庁担当者へのインタビュー調査をもとに―

成　川　正　晃（東北工業大学教授）
飛　田　　努（福岡大学准教授）

論文要旨　近年の中小企業にかかる会計基準の設定は，大企業を対象とした企業会計制度とは異なり，企業を規模別に大別し，その企業群に適合した会計基準を用いるべきか否か，あるいは企業規模に応じた会計基準を模索する動きであるといえる。果たして中小企業会計とはいかにあるべきか。本稿は，これまでの歴史的経緯と中小企業庁の担当者に対して行ったインタビュー調査をもとに，中小企業経営に資する財務会計制度あるいは管理会計システムとはいかなるものか，施策者である中小企業庁がどのように中小企業向けの会計を捉えているのかについて論じるものである。

現在の中小企業政策は，やる気や能力のある中小企業者を支援するとの方向性で動いている。こうした中で，近年中小会計指針あるいは中小会計要領が設定され，中小企業向けの財務会計制度は整えられてきた。しかし，中小企業庁が行った調査によれば，中小会計要領の認知度について中小企業経営者とその支援を行う税理士・税理士法人との間には大きな認知ギャップがあることが明らかになっている。

また，インタビュー調査によれば，経営環境の変化に対応するために中小企業経営のブラックボックス化を防ぐ必要があること，そのために会計制度を整え，その浸透を図ることで経営の透明化・可視化を図る必要があるとのコメントが得られた。

以上から，経営の透明化に耐えうる中小企業の育成には，中小企業の経営の実情を映し出す会計制度が求められるとともに，企業経営の可視化に対する経営者の意識の涵養が必要である。そして，財務会計制度のみならず，高度成長期に中小企業庁を中心に進められた帳簿記録，財務管理，原価管理に関する実務指針に類する財務管理や原価計算制度の設定をも含めて検討すべき時期に差し掛かっているとわれわれは考えている。

キーワード　中小会計要領，中小企業庁，財務管理要領，原価計算要領，経営の透明化

1　はじめに

中小企業[1]を取り巻く環境を「会計基準」[2]という観点から俯瞰すると，2005年8月に「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という）が，日本税理士会連合会，日本公認会計士協会，日本商工会議所，および企業会計基準委員会より公表された。さらに，2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領（以

※本稿は査読済み論文です（2016年3月31日決定）。

下「中小会計要領」という）」が，中小企業庁，金融庁により公表された。これらの会計基準とでもよべる「中小会計指針」や「中小会計要領」の公表により，中小企業会計に関する関心が高まってきているということもできよう。飛田（2011, 48-49）によると，中小企業の会計に関する研究論文数は，1990 年代末までは毎年ほぼ 1 桁の数の論文数しか見当たらないものの，1999 年以降は急激に増えていることが示されている。これは，言い換えると，中小企業会計に対する関心の高まりでもあり，会計基準として，大企業向けの会計基準だけでなく中小企業向けの会計基準も存在すべきであるという発想があるのではないかと思わせるものである。すなわち，企業を規模別[3]に大別し，その企業群に適合した会計基準を用いるべきか否かを検討しようとする動きであり，企業規模に応じた会計基準を模索する動きでもある。

「中小会計指針」や「中小会計要領」の公表は，財務会計上の中小企業向け会計基準設定，すなわち会計施策[4]と見ることができるならば，管理会計（原価計算）の分野で，規模別基準という発想は無いのか，というのがわれわれの素朴な疑問である。中小企業に関する管理会計（原価計算）分野の論文数は，過去においては非常に少なく「近年でこそ，中小企業における会計指針への関心の高まりと共に，中小企業の管理会計を対象とした論文が報告されているものの，その割合はごくわずかに過ぎない」（飛田 2011, 49）というのが現状である。

財務会計の側面にしろ，管理会計の側面にしろ，中小企業を会計の側面からサポートするためには，「今何をなすべきか」を明らかにしたいというのが，われわれの大きな意味での目的である。すなわち，本稿は「中小企業に対して○○の施策が△△という影響を与える」というような仮説設定型の研究を志向している。

しかしながら，仮説としての施策設定とその効果測定は，一朝一夕にいくものではない。そこで，現状に目を向け，歴史的経緯も参考にしつつ検討を行う。財務会計分野では「中小会計指針」や「中小会計要領」への準拠が推奨されているのに比して，管理会計分野では中小企業向けの管理会計という発想が，見受けられるのかどうかを検討したい。またそれらの可能性について言及したいというのがわれわれの具体的目的である。

2　中小企業政策の変遷と研究手法

2.1　中小企業政策の変遷

中小企業を取り巻く環境における，会計の側面からのサポート，すなわち会計施策を検討する前提としては，中小企業政策の変遷を大まかに把握し，その関係とで，会計施策の位置づけを考察してみる。

中小企業政策については，政策対象者は中小企業者である。一方で政策供給体制は行政機関（中小企業庁）や支援組織（独立行政法人中小企業基盤整備機構等）になる。中小企業庁（2011, 5）によると，これまでの中小企業政策は，時代の要請に応じて基本理念が見直されつつ，さまざまな支援施策が整備・充実されてきたとされる。中小企業政策の時代的変遷[5]を図示すると**図表 1** のようになる。

戦後の 1947 年に独占禁止法が制定され，その翌年の 1948 年には中小企業庁が設立された。中小企業基本法は 1963 年に制定され，その後 1999 年に中小企業基本法は改正される。中小企業基本法では，想定する中小企業像と中小企業の活動に資するための基本理念がある。中小企業庁（2011,4）によると，1963 年制定の中小企業基本法から 1999 年改正法へとその中小企業像と基本理念は転換したといえる（**図表 2** 参照）。

図表１　中小企業政策の変遷

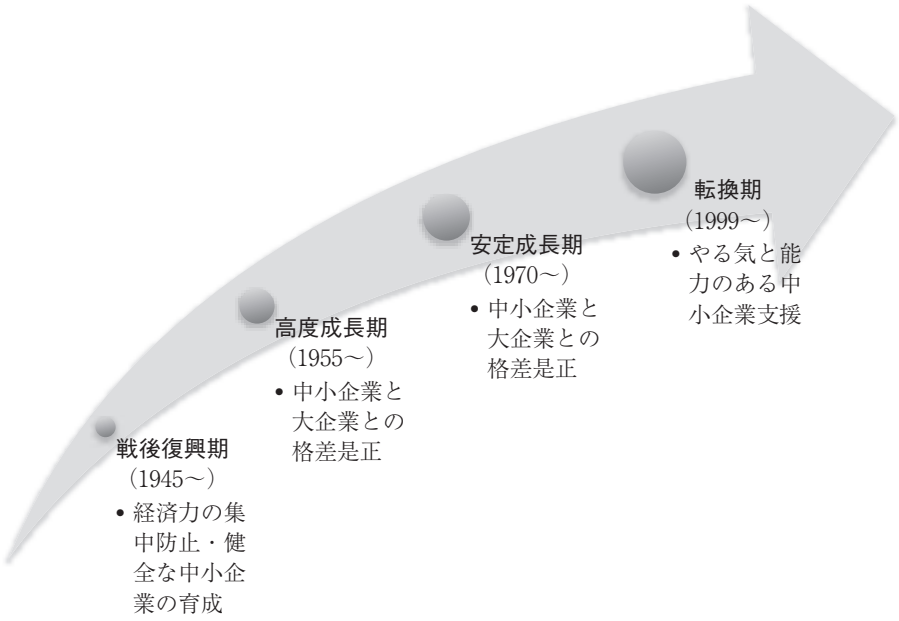

出所：中小企業庁（2011，４）を参照し筆者作成

図表２　中小企業像と基本理念の転換

	中小企業基本法（1963年制定）	中小企業基本法（1999年改正）
中小企業像	社会的弱者（画一的な捉え方）	我が国経済の基盤・ダイナミズムの源泉
基本理念	企業間における生産性等「諸格差の是正」	独立した中小企業の多様で活力ある成長発展

出所：中小企業庁（2011，４）を参照し筆者作成

2.2　研究手法

本稿では，中小企業政策全体を検討対象とするのではなく，中小企業庁が関与してきた中小企業に係る会計施策を検討対象とする。したがって，中小企業庁が今までに公表してきた会計基準に類するものを題材に，会計の側面に絞り再検討していく。

具体的には，中小企業庁が1953年に公表した「中小会社経営簿記要領」と1956年に公表した「中小企業の財務管理要領」，さらには1958年に公表した「中小企業の原価計算要領」を素描し，近時の中小会計指針や中小会計要領策定の経緯も踏まえ，中小企業庁が過去にとってきた施策の特徴を図表１と２も参考にしながら，浮き彫りにしていくという手法を採用し，本稿の目的に接近していきたい。

その上で，中小企業庁が2015年に実施したアンケート結果と中小企業庁の施策担当者へのヒアリング調査から得られた諸点を加味し，中小企業会計制度設計における中小企業向け管理会計関連基準（たとえば中小企業向け原価計算基準）の必要性について提示していきたい。

3　会計施策

3.1　1950 年代の会計施策

1950 年に，いわゆるシャウプ勧告に基づく青色申告制度の導入が行われた。当時は正確な会計帳簿の整備が急務であると考えられていた。そこで，株式会社の会計処理と会計報告のため，1949 年には経済安定本部企業会計制度対策調査会により「企業会計原則」が公表された。一方で，「法人企業形態をとっていない個人商店向けに「中小企業簿記要領」[6] が公表された」（中小企業庁 2010，15）。その後，中小会社向けの施策として，中小企業庁は，図表 1 にあるように，戦後復興期から高度成長期にわたる 1950 年代に，つぎのような会計施策を公表している。

3.1.1 「中小会社経営簿記要領」（1953）

1953 年当時の中小企業庁長官であった岡田秀男によると『中小会社経営簿記要領』の序文において「帳簿は，事業経営の羅針盤」であると述べている。また，そのはしがきにおいて「中小企業者に対する簿記知識の普及を通じて，その経理事務を整備する事は，中小企業の経営合理化を促すための大切な方策であるとの見地から中小企業庁ではかねてから簿記の指導，普及を行ってきた」と述べている。

当時の中小会社に対する会計施策は，適合する会計施策がなく，「企業会計原則」と「中小企業簿記要領」の狭間であったと考えられる。なおかつ，日本の大半は中小会社であるという認識もあり，その中小会社に対する会計施策は，喫緊の課題とも捉えられていたものと考えられる。このときすでに中小企業庁では簡易な業種別簿記要領を作成しており，小売商，薬局，鮮魚小売業，浴場など 11 業種の業種別簿記要領が作成されるとともに，これらの簿記要領は個人企業の利用を前提としており，会社経営にも利用できる簿記要領の作成への要望が中小企業に寄せられていたという（中小企業庁 1952, はしがき）。そのような中で，「中小会社経営簿記要領」は，個人事業者でもなく大会社でもなく，中小会社を対象としたものであった。また，図表 1 にあるように，戦後復興期における健全な中小企業の育成のために公表されたものであり，会社の合理的な経営の前提条件として適正妥当な記帳の重要性を意識した結果の施策であったといえる。

3.1.2 「中小企業の財務管理要領」（1956）

「中小企業の財務管理要領」の序文においては，「経営合理化」に資するための「帳簿活用に対する良き参考書」の必要性が説かれている。この点をカバーしようとしたのが「中小企業の財務管理要領」であった。この 1956 年という時期は，図表 1 でいうと，戦後復興期から高度成長期に入った頃で，中小企業と大企業の格差是正が意識し始められてきた時期といえる。すなわち，大企業との格差を是正するために，中小企業においても「経営合理化」を進める必要が説かれ始めたということである。特に，帳簿作成については，財務管理要領より前に公表された「中小会社経営簿記要領」（1953）で手当済みであり，さらに踏み込んで，中小企業の合理的な経営管理のためには財務管理が不可欠との判断が読み取れる。また，「中小会社経営簿記要領」（1953）を財務運営のための管理用具として，中小企業財務活動とはどのようなものであるか，必要な財務管理はどのように行われ，どのような種類と方法があるかなどについて解説している。すなわち，「中小会社経営簿記要領」（1953）との接続が意識されている。そのような視点から，この要領では中小企業の経営者，経理担当者に対し，帳簿，伝票等によって得た各種の資料をもとにして，「流動資産，固定資産の調達，運用」や「販売と費用の管理」

あるいは「総てを含めた資産,負債の綜合管理」がどのようにあるべきかを解説している。

3.1.3 「中小企業の原価計算要領」(1958)

帳簿についての重要性は,「中小会社経営簿記要領」(1953) で示し，その帳簿を活用するための参考書的なものとして「中小企業の財務管理要領」(1956) が示されたが,これらに続き,中小企業庁は「中小企業の原価計算要領」(1958) を公表するに至った。これは，経営合理化のためには，特に原価計算についての何らかのガイドラインを示すべきだとの判断であると理解できる。「中小企業の原価計算要領」の序文において，1958 年当時の中小企業庁長官であった岩武照彦によれば,「経営合理化のための原価計算は,必要にせまられている」との認識があった。また，当時，大企業向けの原価計算の基準として「製造工業原価計算要綱」などの基準があったのに対し,「中小企業の原価計算は，大企業，大工場とは全然別個の立場で見直す必要がある」と述べた上で,「中小企業に向く簡易な原価計算がある」としている。

すなわち，図表 1 にあるように，高度成長期に入り，中小企業庁は，大企業との格差是正を指向するものの，大企業と同じように中小企業が原価計算を行っていくのは困難だとの認識があった。そこで,「製造工業原価計算要綱」を中小企業向けに改めた中小企業向けの原価計算要領を策定したのである。具体的には，中小企業をひとまとめにするのではなく，小企業と中企業に大別している。小企業には，簡易帳簿による原価計算制度や商的工業簿記を示し，具体的に工員 50 名以下や工員 100 名程度向けの実務例を紹介している。一方中企業には，商的工業簿記に対する「原価簿記」を示し，原価計算実施手続き等については中小鉱山を例にして説明している。

このように，中規模企業と小規模企業を区別するのは，原価計算であるほど，規模別，業種別の違いがあるという証左でもある。

4　断絶期間を経た 2000 年代以降の中小企業会計施策

1950 年代には立て続けに中小企業向けの会計施策が示されたわけであるが，高度成長期から安定成長期（1970 ～）にかけては，中小企業会計施策の中心は，中小企業庁から日本生産性本部等に移っていった。これは，1963 年に中小企業基本法が制定され，その基本理念が企業間における生産性等「諸格差の是正」ということからも読み取れる。中小企業庁が直接関与した会計施策は 1958 年の「中小企業の原価計算要領」以降 2000 年代に入るまでは断絶していた期間であったといえる。

4.1　中小企業向け会計の必要性

1960 年代からの断絶期間を経て，40 年ぶりに中小企業向け会計の必要性が議論されるようになってきたのが 2000 年代である。

その契機となったのは，2002 年（平成 14 年）の商法改正であり，そこでは会社計算規則が商法の本則から外れ，法務省令事項とされた。このとき，中小企業に配慮して必要な措置をとるよう，衆参で付帯決議がなされた。中小企業庁は「中小企業の会計に関する研究会報告書」を 2002 年の 6 月に公表し，同年 12 月には日本税理士会連合会が「中小会社会計基準の設定について」を示し，翌 2003 年 6 月には日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を公表している。これら 3 つの報告書を統合する形で，2005 年の 8 月に日本公認会計士協会，日本税理士会連合会，日本商工会議所および企業会計基準委員会から「中小企業の会計に関する指針」が公表された（河﨑 2015, 265）。

4.2 「中小会計指針」に対する評価と対応，および「中小会計要領」の公表

「中小会計指針」に従った会計を行っている中小企業は限られている（17%）との中小企業庁のアンケート調査などから，中小企業に対する会計についてのさまざまな対応が出てきた。

2010 年 2 月に，中小企業庁は「中小企業の会計に関する研究会」を再開し，9 月に「中小企業の会計に関する研究会　中間報告書」を取り纏め公表した。また，企業会計基準委員会等も 2010 年 2 月に「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置し，8 月に「報告書」を取り纏めた。そこでは，中小企業の実態に即した「中小企業の会計処理のあり方を示すもの」を，新たに取り纏めるべき等の方向性が示された。これらを受け，2011 年 2 月に「中小企業の会計に関する検討会」および「同ワーキンググループ」が設置され，その成果として 2012 年 2 月に「中小企業の会計に関する基本要領」が公表され，同年の 3 月には「同普及・活用策」が公表されるに至った。

5　中小企業庁による中小会計要領公表後のアンケート調査（2015）

中小企業の経営実態に即している中小企業版の会計基準とでもよべる「中小会計要領」が 2012 年に公表され，「以降 3 年間を集中広報・普及期間と位置づけ，国，関係団体が普及・活用促進に取り組んできた」（中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ 2015b, 1）という経緯がある。そこで，「中小会計要領」の普及・活用の状況を把握するため，中小企業庁は 2015 年 1 月に中小企業と税理士・税理士法人に対してアンケート調査を実施している。

このアンケート調査では，次のような諸点が明らかにされている。

中小企業からの回答[7]によると，「中小会計要領」の認知度 24.4％であり，認知先における「中小会計要領」の導入率は 31.2%（全体では，24.4% × 31.2% = 7.6%）であった。一方で，税理士・税理士法人からの回答[8]によると，「中小会計要領」に完全準拠している企業の比率は 52.4% であった。このように，普及状況については，事業者と税理士間の間では，認識ギャップがあることが明らかになった。

この結果を受けて，事業者と税理士間の認識ギャップの発生原因やギャップを埋める必要性等について，追加調査[9]を行っている。

認識ギャップが生じている理由は，⑴経営者の関心の低さ，⑵税理士とのコミュニケーション不足，税理士の認識不足，⑶メリット等の PR 不足が指摘されている。

また，認識ギャップを埋める必要性については，⑴税理士の 62.5％が「埋める必要性がある」としているが，他方⑵税理士の 37.5％が「埋める必要性が無い」としているものの，この中には「税理士が顧問としての役割を果たす」という意見もあり，ギャップの有無に関わらず，会計を活用した経営については概ね肯定的である。

中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ（2015b,9）によると，これまでの取組みの評価と今後の対応について，2 点指摘している。⑴更なる普及の拡大と⑵活用の高度化に向けた取組みである。中小企業を取り巻く厳しい経営環境の下，中小会計要領の導入および経営への活用は，経営者が「自社の状況を把握し，自ら外部に経営を語ることができるようになる」ことを通じ，「自社の経営計画・戦略立案に活かすことや，金融機関や取引先の信頼性が高まることで，中小企業の厳しい経営環境を改善する有効な手段となる」と締めくくっている。このことは，1963 年の中小企業基本法が中小企業を社会的弱者と捉え，格差是正に取り組んできた施策から，1999 年の改正中小企業

基本法で，中小企業を我が国経済の基盤であり，かつダイナミズムの源泉と捉え，独立した中小企業の多様で活力ある成長発展を支援する施策への転換と軌を一にするものである。

6　中小企業庁へのインタビュー調査[10]

中小企業庁が公表しているアンケート調査を受け，企業側と税理士側とで大きな認知ギャップを生じている「中小会計要領」に対して，中小企業庁としては，どのような対策等を考えているのか，その一端を明らかにするために，中小企業庁の担当者にインタビューを行った。インタビュー調査は，2015 年 3 月 30 日，13：00 から 14：15 まで中小企業庁内の会議室で行った。インタビュイーは中小企業庁の担当者 2 名，インタビュアーは成川と飛田の 2 名であった。内容は，高度成長期における中小企業向けの会計指針について，現代の「中小会計要領」策定の目的，策定に至るまでの経緯・プロセス，策定後の現状についての認識，課題を主とする半構造化インタビュー形式で実施した。

中小企業者数の面では，2000 年に 500 万者あったものが，2015 年には 385 万者（うち法人 168 万社）と激減する中で，中小企業庁が中小会計要領を作成主導し公表する意義は，どこにあるのかという問いかけには，次のような回答を得た。

中小企業庁が「中小会計要領」の普及をはかるのは，時代的な要請によるものであるという認識であった。1 つには，2002 年に会社計算規則が省令に変更されたことを原因とする。2002 年の「商法等の一部を改正する法律案」（第 154 回閣法第 77 号）の可決にあたり，衆参両院において，中小企業の負担に配慮するよう付帯決議がなされた。これらの決議を受けて，日本公認会計士協会，日本税理士会連合会，日本商工会議所および企業会計基準委員会が「中小企業の会計に関する指針（以下，中小会計指針）」を公表した。しかし，「中小会計指針」は，大企業の会計基準を簡便化して設定されたものであり，国際会計基準の影響も受ける。それゆえ，国際会計基準と日本基準とのコンバージェンスの進展に伴い，「中小会計指針」も改正を繰り返すことになる。このようなよるべき会計基準の変更に中小企業が速やかに対応していくのは困難であるし，また中小企業にとって，国際会計基準に沿った会計情報の開示は求められていない点も考慮し，「中小会計要領」が産まれてきたという経緯である。

もう 1 つは，中小企業者が直面したパラダイムシフトとでもよべる状況の変化である。従来の中小企業者では，「会計を知らなくても良い。下請けで OK」であったし，「経営は知らなくて良い。会計は税務申告だけで良い」という状況であった。「しかし，現在は経営環境が厳しく，安くて良い物を作ることが求められ，仕事がない。そうした状況で，会社の状況を数字で捉えなければ成り立たなくなるのではないか。会計によって，ブラックボックスを可視化する必要がある」と述べている。この点は，中小企業者が置かれている厳しい経営環境を改善する有効な手段として，会計が認識されていることの証左であろう。

また，（「中小会計要領」等の）制度と実務とのフィッティングについては，「業種別にわけて考えるなどの方法があり得るが，実際にどこまで細かく分けるかが難しい」し，まだ始まったばかりであり，浸透はこれから，現状（現実）が早く来たのであって，制度はまだ追いついていない。制度が遅れている」とのご指摘であった。したがって，高度成長期に示された財務管理や原価計算についての指針は今後の検討を否定するものではなく，まずは財務会計制度としての「中小会計要領」を浸透させ，その後で順

に整備していくこともあり得るという状況であると理解できた。

こうしたことは中小会計施策のパラダイムシフトとでもいえるが，それは「中小企業基本法が改正されたことにより，中小企業を経済的弱者として捉えて支援するのではなく，やる気や能力のあるものを支援していく方法に変わった」（インタビュー調査における担当者のコメント）ことも影響している。ただ，現在の施策については，「保証料率の割引やサポートを通じたアメのような施策を打ちつつ，中小会計要領の制定・普及といった厳しい施策も，現在は両方行っている」（インタビュー調査における担当者のコメント）とし，政策のバランスを重視しているような発言もあった。

7　おわりに

1950 年代に中小企業庁が採用していた施策と 2000 年以降の施策には，40 年以上の断絶が見られるという点が指摘できる。この断絶がなぜ生じているのかを明らかにすることはできなかったものの，中小企業に対する会計施策（「中小会計要領」等の公表）が再びとられるようになったことは，担当者からのインタビュー調査でも明らかである。１つには，会社計算規則の省令への変更とそれに伴う，衆参の付帯決議を契機としてであった。もう１つは中小企業基本法の基本理念の変更である。中小企業を経済的弱者として捉えて支援するような施策ではなく，やる気や能力のある中小企業者を支援して行く方向に変わってきたとのことである。

中小企業施策が転換したと考えられる時点（1999 年）から，大きく中小企業者数を減らしているものの，中小企業のプレゼンスは今なお高いといえる。2014 年版の中小企業白書によると，中小企業者数は，385.3 万者であり，大企業を含めた全体の 99.7％をしめている。また，従業者数でも中小企業は 3,217 万人でやはり全体の 69.7％にのぼることから，中小企業者のプレゼンスの高さは明らかである。基本理念等が変わったのは，中小企業者数等は減りながらも，そのプレゼンスの高さゆえに，やる気や能力のある中小企業者を支援する，会計面での施策が「中小会計要領」等の公表であった。

やる気や能力のある中小企業者を支援するためには，中小企業に適合した会計制度は必要であり，中小会計要領普及の意味はあるとのわれわれの理解である。しかし，このような会計制度が企業経営の実務においてどのように用いられ，どのような効果をもたらしているのかについては十分に検証されていない。そこで，われわれは「「中小会計要領」の普及が健全な中小企業の育成に資するものである」という仮説を設定し，実態調査を重ねることで検証することである [11]。これを検証することは難しいであろうが，中小企業経営者の年齢や，業種によって中小会計要領の普及具合に差が生じているというアンケート結果などを切り口に，ヒアリング調査などを通して，この仮説を検証することが可能であろうと思慮している。

しかし，「中小会計要領」等の財務会計面での施策だけでは，不十分ではないかという考え方もある。たとえば，澤邉ほか（2015,107）では，「中小企業であっても経営の PDCA という意味で基本的な管理会計能力を向上させることで，業績を改善できる可能性が高い」ことを論証し，「中小企業が管理会計能力向上のために投資することには経済的な意味があり，政策的な含意も小さくない」と指摘している。

また，歴史的に振り返っても，1950 年代に見られたような中小企業の「財務管理要領」や「原価計算要領」に類する要領設定の必要性をどのように考え施策として提言できるのかも，われわれの課題として認識できた。中小企業庁が行ったアンケート調査や，中小企業庁担当者

図表３　想定される中小会計要領以降の会計施策

出所：筆者作成

へのインタビュー調査からも，経営の合理化・可視化に資する複数制度，すなわち，財務管理や原価計算の必要性については指摘できる。そこで，1950 年代にとられた会計施策のように，「中小会社財務管理要領」や「中小会社原価計算要領」の施策が，やる気や能力のある中小企業に資する可能性があると考える（**図表３**参照）。

健康体の中小企業の育成には，中小企業者を対象に中小会計要領の普及により「帳簿記録」の重要性を涵養し，さらによりやる気のある中小企業むけに，（仮）中小会社財務管理要領により「財務管理」の適切化を進め，（仮）中小会社原価計算要領により，「原価管理」の重要性という意識の涵養が必要であり，そのための制度設計を心がけるべきである。単一の施策ではなく，中小企業向け会計施策の「3 本の矢」として考えるべき時期に来ているというのが，われわれの意見である。

（注）

1　中小企業の定義は一様ではない。たとえば中小企業基本法で定義する中小企業者と法人税法での定義は異なる。本稿で対象とする中小企業とは，中小企業基本法における中小企業者とする。これは，本稿が中小企業庁関連の（会計）施策を論じるためである。中小企業基本法第 2 条によると，下記の表のように整理される。

2　中小企業会計制度が確たるものとして存在していると考えているわけではない。金融商品取引法や企業会計基準は「会計制度」を構成していると考えている。現在，会計基準の設定主体は企業会計基準委員会（ASBJ）に限定されていると考えて良いであろう。したがって，後述する中小企業を対象とする指針や要領は厳密な意味では会計基準ではないが，会計基準に類する

業　種	中小企業者 （下記のいずれかの条件を満たすこと）	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
一　製造業，建設業，運輸業その他の業種（二～四を除く）	3億円以下	300人以下
二　卸売業	1億円以下	100人以下
三　サービス業	5,000万円以下	100人以下
四　小売業	5,000万円以下	50人以下

ものとして「会計制度」の一翼を担うものと本稿では位置づけて論ずる。

3　会計基準を企業の規模別に用意しようという動きの他に業種別という考え方もある。企業活動は業種により大きく異なるために，業種別に整理してはどうかということである。たとえば日本生産性本部が1959年に公表した「機械靴工業の原価計算」『中小企業業種別原価計算1』などがある。

4　本稿においては，政策と施策を区別して用いている。政策とは，行政側が一定の分野や問題について，どのような方針と理念に基づいて取り組むのかを示すものであり，施策とは政策を実現するためのさまざまな取組みをまとめたものと解している。なお，施された施策が結果として会計基準に類するものとして扱われることにより，会計施策が「会計制度」の一翼を担う場合もあると理解している。

5　中小企業政策の時代区分には，島田（2003）や清成（2009）等多様なものがあるが，本稿では中小企業庁（2011）に従った区分を用いている。ただ，さまざまな区分の妥当性等については比較検討していない。

6　「中小企業簿記要領」は，法人企業形態をとっていない個人商店向けのものであり，現行の「中小会計指針」や「中小会計要領」が中小会社を対象としているのと次元が異なるため，本稿では考察の対象としないこととする。

7　中小企業庁財務課調べである。なお認知度についての有効回答数は824件，認知先における導入状況についての有効回答数は199件である。

8　同じく中小企業庁財務課調べである。有効回答数は723件であった。

9　2015年3月に実施された「中小企業における会計の実態調査」に回答があった税理士・税理士法人（736社）から，無作為に50社をサンプリングして追加アンケート調査を実施し，16社からの回答にもとづく。なお，2名の税理士に対する追加ヒアリング調査も行っている。また，同時期に，認識ギャップに関する調査ではないが，中小会計要領未導入の中小企業に対する追加調査も行っている。

10　なお，インタビューは上記追加調査結果が出る前の時期に行った点に留意が必要である。

11　たとえば，中小企業における管理会計の有用性について検証を行った澤邉・吉永・市原（2015）は先行研究として参考になる。

【参考文献】

清成忠男. 2009.『日本中小企業政策史』有斐閣.

河﨑照行編著. 2015.『中小企業の会計制度－日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中央経済社.

経済安定本部編. 1950.『中小企業簿記要領解説：記帳例題つき』森山書店.

澤邉紀生・吉永 茂・市原勇一. 2015.「管理会計は財務業績を向上させるのか？－日本の中小企業における管理会計の経済的価値」『企業会計』67（7）: 1009-1023.

島田春樹. 2003.『戦後の中小企業政策年表』中小企業総合研究機構.

中小企業庁. 1952.『中小会社経営簿記要領』税務経理協会.

中小企業庁. 1956.『中小企業の財務管理要領』税務経理協会.

中小企業庁. 1959.『中小企業の原価計算要領』税務経理協会.

中小企業庁. 2002.「中小企業の会計に関する研究会報告書」中小企業庁.

中小企業庁. 2010.「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」中小企業庁.

中小企業庁・金融庁. 2012.「中小企業の会計に関する基本要領」.

中小企業庁. 2014.「2014年版中小企業白書について（本文）」中小企業庁.

中小企業庁. 2015.『中小企業白書 2015年版』中小企業庁.

飛田 努. 2011.「中小企業の管理会計研究のための予備的考察－製造業における系列化・下請関係を背景として」『熊本学園大学会計専門職紀要』2:47-64.

日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会. 2005.「中小企業の会計に関する指針」.

【参考 URL】
中小企業庁. 2011.「日本の中小企業政策」（http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/ meeting/seisan/sonota/pdf/08/003.pdf<2015/11/22>）.
中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ. 2015a.「中小会計要領の集中普及期間の成果と今後のアクションプラン」第 16 回ワーキンググループ配布資料 3 － 2. 中小企業庁.（http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kento/2015/download/150610HS3B.pdf <2015/11/25>）.
中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ. 2015b.「中小会計要領の集中普及期間の成果と今後のアクションプラン」第 16 回ワーキンググループ配布資料 4 － 2. 中小企業庁,（http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kento/2015/download/150610HS4B.pdf <2015/11/24>）.

（付記）
本稿は，日本簿記学会簿記実務研究部会（平成 26 － 27 年度）の中間報告書に所収された成川正晃・飛田 努「中小企業庁ヒアリング調査からの示唆：中小企業庁の取組についての一考察」をベースに，中小企業会計学会第 3 回研究大会（於：中央大学後楽園キャンパス）自由論題報告の内容に加筆・修正を加えたものである。

*　　*　　*

中小企業政策の変遷と管理会計の貢献

―中小企業支援施策の実行と効果測定の支援―

山　北　晴　雄（中部大学教授）

論文要旨　本稿では，戦後の中小企業政策の変遷に応じて認識された中小企業問題を確認し，その問題解決のために実施された中小企業支援施策の中から代表的な施策を取りあげ，その実行や効果測定に関する管理会計の貢献について考察した。戦後復興期には中小企業の未熟な経営管理手法という中小企業問題に対し，主に診断・指導と経営指導書の普及を通じて中小企業の経営管理能力向上を支援した。その際，中小企業経営に原価計算手法の導入を促した点が管理会計の貢献といえる。高度成長期から安定成長期には中小企業と大企業の格差の存在という中小企業問題に対して，集団化と共同化を伴う高度化事業を活用した設備投資とそれを経営面から支える診断・指導を通じて中小企業の生産性向上を支援し，格差是正を図ろうとした。その実行にあたっては，予算管理や設備投資の経済計算の活用など管理会計の貢献が明らかになった。転換期を迎え1999年の中小企業基本法の抜本改正にともない，基本理念はやる気と能力ある中小企業の支援へと転換し，政策の担い手も公から民へと変化して診断・指導機能が国や都道府県から民間経営支援機関へと外部化された。その結果，管理会計の貢献も中小企業支援施策の実行場面では確認が困難になった一方，施策の効果測定場面での管理会計の貢献が強く求められてきている。今後，こうした施策の効果測定については，中小企業支援施策の評価を国や自治体の行政評価システムに組み入れていくことが必要と考える。

キーワード　中小企業政策の変遷，中小企業基本法，管理会計の貢献，施策の実行支援，施策の効果測定支援

1　はじめに

わが国の中小企業[1]は企業数では99.7%，従業者数では69.7%とわが国経済の中で大きな比重を占める（中小企業庁 2015, 1）。同時に，中小企業は国民経済上重要な役割を果たしてきたことから，中小企業が中小規模であるがゆえに生じる問題に対処するために中小企業政策が講じられてきた。こうした中小企業政策は時代の要請に応じてその基本理念が見直され，戦後復興期には「経済力の集中を防止，健全な中小企業の育成」，高度成長期から安定成長期にかけては「二重構造論：中小企業と大企業の格差是正」，転換期を迎えると「やる気と能力ある中小企業の支援」へと変化した（中小企業庁 2014, 5）。

そして，それぞれの基本理念のもとで，時機に応じて金融，組織化，コンサルティング，人材育成などさまざまな中小企業支援施策が実施

※本稿は査読済み論文です（2016年３月31日決定）。

された。戦後復興期には，経営資源の不足や未熟な経営管理手法といった中小企業問題に対処するため 1948 年に中小企業庁が設置され，個別中小企業に対する診断・指導，『中小会社経営簿記要領』をはじめとする経営指導書の発表を通して中小企業経営の改善・合理化を促進した。

中小企業政策の次の転機となったのは 1963 年の中小企業基本法の制定である。高度経済成長下で生まれた大企業と中小企業の生産性格差や所得格差，いわゆる二重構造問題が中小企業問題とされ，その格差を是正するための生産性向上施策が展開された。その代表的な施策の 1 つとして中小企業高度化資金貸付制度（以下「高度化事業」という）があげられるが，本事業は中小企業の工場や店舗を集団化して規模の拡大を図り，事業の共同化を進めることにより生産性を向上させ，格差是正を図ろうとする施策である。

その後，わが国の経済成長を背景に二重構造問題が解消に向かい，中小企業の「過小過多」を要因とする中小企業問題を解決するための中小企業基本法の前提が崩れる一方，既存中小企業の経営力の向上や，開廃業率の逆転現象から創業促進への期待が高まってきた。こうした状況を受けて 1999 年に中小企業基本法の抜本改正が行われ，「中小企業の経営の革新や創業の促進」が新たな政策目標として追加されたのである（中小企業庁 2000, 422）。

一方，管理会計は組織の経営管理者の意思決定や業績測定に役立つ会計情報を作成し，提供することを目的としている。自治体における行政評価システムの導入に伴い，2000 年以降，わが国の管理会計研究のなかで自治体の管理会計問題を扱うケースが増加している[2]。また，高橋（2010, 2011, 2013）では，産業政策としての産業クラスター計画に対して，管理会計手法であるバランスト・スコアカード（Balanced Scorecard：以下「BSC」という）の適用可能性の研究が進められている。国や自治体が推進する中小企業政策についてもその国民経済上の重要な役割に鑑みて，管理会計の考え方や手法を用いた施策の実行や効果測定の仕組みが欠かせないものと考える。

そこで本稿では，戦後の中小企業政策の 3 つの転換点，中小企業庁の設置（1948），中小企業基本法の制定（1963），中小企業基本法の抜本改正（1999）を取りあげ，次の 2 点を本稿の目的とする。第 1 はそれぞれの時代にどのような問題が中小企業問題と認識され，それを解決するためにどのような管理会計の貢献があったのかを確認することである。ここで管理会計の貢献とは，中小企業施策の実行場面や効果測定場面において，施策実現のために管理会計の考え方や手法が活用されていることと定義する。第 2 は今後の中小企業支援施策の実行や効果測定への管理会計のあり方を展望することである[3]。

なお，本稿では 1963 年に制定当時の中小企業基本法を「旧基本法」，1999 年に抜本改正された中小企業基本法を「新基本法」とよぶこととする。

2　中小企業庁の設置と未熟な経営管理手法の改善

2.1　中小企業庁設置法の制定と診断・指導の開始

戦後の経済復興期には数多くの中小企業が誕生したが，人・モノ・金など経営資源の不足に加えて，老朽化した設備や経営者の経験と勘による成り行き管理など未熟な技術や経営管理手法といった中小企業問題が顕在化していた。こうした問題に対処するため 1948 年に中小企業庁が設置され，中小企業政策として診断・指導が金融，組織化と並んで 3 本柱の 1 つとして位置づけられた。

中小企業庁設置法第 3 条第 1 項第 1 号では中

小企業庁の権限として「中小企業に関する資材，動力，資金，生産方法，技術，経理，労働関係，輸送及び販売等に関する事項その他中小企業の育成及び発展並びに経営の向上に必要な事項についての情報を収集し，分析し，及び提供すること」と規定し，この条文を根拠に中小企業庁が中小企業の技術や経営の向上の推進役としての役割を果たすことになったのである。

同時に，同法第 3 条第 1 項第 2 号でその権限は「中小企業の経営状況の調査及び診断並びにこれに基づく必要な指示をすること。但し，その調査及び診断は，当該中小企業者の申請に基づくことを必要とし，且つ，その指示は，当該中小企業者を拘束しないものとする」と規定する。この条文を根拠にして，中小企業庁が政策として中小企業の経営に関する調査や診断の機能を担うことになった。

そして，同法第 4 条第 1 項第 5 号では「中小企業庁は，中小企業に関係ある事項については，中央及び地方の行政庁の協力を求め総合的に処理することができる」と規定された。この条文を根拠にして，各都道府県において中小企業に対する調査や診断・指導が始まった。すなわち，戦後復興期においては国の機関である中小企業庁が政策として，中小企業のコンサルティングを実施することとしたのである。

中小企業に対する診断・指導については中小企業庁が設置された 1948 年に「中小企業診断実施基本要領」が制定され，中小企業に対するコンサルティングを実施するための「中小企業診断制度」が発足した。1952 年には診断制度の質的・量的拡充を図るため，優秀な信頼できる専門家を通商産業大臣が登録して都道府県等による診断・指導に活用する「中小企業診断員登録制度」の制定により，診断・指導体制がさらに強化された（中小企業診断協会 2014, 1）。

診断・指導の実施機関である自治体の例でみると，東京都では中小企業庁が設置された同年 1948 年，東京都商工指導所設置条例により「都下中小商工業の振興発達を図るため，中小商工業に関する調査，研究，相談，その他指導に任じ，一般に公開する」ことを目的に東京都商工指導所（以下「都指導所」という）が開設された（東京都商工指導所　1998，350）。初代所長は元東京大学教授の中西寅雄，総職員数 69 名であった。

2.2　診断・指導施策と原価計算の導入

他の経営管理手法と同様に，中小企業への原価計算の導入も主に診断・指導を通じて進められたが，こうした診断・指導を具体的に支えると同時に原価計算の普及を図る目的で中小企業庁は 1958 年に『中小企業の原価計算要領』（以下『要領』という）を発表した。『要領』は中小企業における原価計算の実務指針であり，業種別の原価計算の例として，「印刷業，建設業，タクシー業，金融業，註文洋服店，旅館業，美容院，クリーニング業，製材業，問屋，電気機械製造業」の 11 業種が示されている（中小企業庁編 1958，225-289）。

図表 1 は都指導所における 1958 年度事業実績の一部である。通常，複数の診断テーマを 1 つの診断で実施することが多く，原価計算がどの程度診断テーマになっていたかは不明である。しかし，「経理診断と指導」が独立した診断事業として位置づけられているほか，調査および広報事業の資料作成では「クリーニング業の原価計算制度」が作成されている。また，その他指導啓発事業として印刷業をはじめ『要領』で示された業種の「中小企業の簡易原価計算講習会」が開催されている。生産管理，販売管理などさまざまな経営管理手法がある中で，経理診断・指導，業種別の原価計算制度の作成や原価計算講習会が事業化された点を考えると，当時の中小企業の経営改善にとって原価計算の導入が優先的なテーマであったことが推察される。

次に原価計算の導入を希望する中小企業が診

断・指導を受ける場合の手順について，中小企業庁編（1982）の「一般診断―工場・鉱山・商店診断要領」からみていく。先にみたように診断・指導は「中小企業者の申請に基づくことを必要」とするため，中小企業者からの診断の申込が前提となる。中小企業者から「一般診断申込書」による申込みを受けた自治体の診断実施機関は，診断希望事項によって自治体内で診断担当者を決定する。

診断担当者は中小企業者に出向き，経営者と面談して予備調査を行う。この予備調査では受診希望事項，自企業の経営上の長所・短所，沿革，組織図，従業員構成，扱い製品（加工分野），仕入先構成，得意先構成，就業規定などについて聴取する。同時に，過去の決算書（通常３期分）を入手して経営分析を行う。予備調査と決算書の分析結果をもとに，再度受診希望事項を確認することになる。

図表１　東京都商工指導所1958年度の事業実績（抜粋）

区　分			概　要	実　績
診断事業	商店・商店街診断	個別商店診断	個別診断は店舗構造，店内配置，商品陳列，照明といった店舗診断が比率上多数を占めているが，最近は経営内部の問題，取扱商品の構成，労務管理，仕入販売管理，さらに販売促進の問題にまで進み，総合診断が増加してきている。	606件
		商店街診断	商店街診断における勧告受診件数640件（共同事業の促進85，組織の改善76，美観整備の促進98，共同施設の整備26，立地条件の改善30，事業企画の高度化105，会員の啓蒙教育75，収入事業の促進42，調査研究の実施75，その他28）	122団体
	工場診断	個別工場診断	一般診断183，合理化指導43，地区別診断14，研究工場的診断18	258工場
		集団診断	①系列診断（親工場とその協力工場について，その系列関係に重点をおき下請工場共通の問題点，および親工場側には下請企業に対する改善等を提示するものである。６系列，58工場），②業界診断（同一業種の数工場をまとめて行う診断である。１業種，金属玩具業界２工場）	６系列 １業種
		モデル工場	主として企業診断を契機に積極的に経営の合理化を図り，立派な成果を収めた工場を広く一般に紹介し，一般企業の合理化と診断制度の普及を図るため，中小企業庁から指定されるものである（昭和32年度指定９件，昭和33年度指定11件）。	20件
	経理診断と指導	個別及び団体の経理診断	経理診断は財務管理，販売管理，仕入管理，在庫管理，資金管理，労務管理について実施した（商業169件，工業14件）。	183件
		個別及び団体の経理経営指導	経理経営指導は概して部分的に行うものである（商業67件，工業23件）。	90件
調査及び広報事業	資料の作成		モデル工場の現況，都内商店街の現状について，商店街の運営とその環境，クリーニング業原価計算制度，商業調査の比較分析，当所窓口からみた年末を巡る金融情勢，金を借りるにはどうしたらよいか，中小企業における諸規定集（全４巻）を作成した。	－
その他の指導啓発事業	中小企業の簡易原価計算講習会		印刷業，建設業，タクシー業，金融業，注文洋服，旅館業，美容院，クリーニング業，製材業，問屋，電気機械製造業等の原価計算の実例を中心とした原価計算普及のための講習会である。	３回

出所：東京都商工指導所(1998)，360「昭和33年度（1958年度，筆者注）の事業実績」の中から「診断事業」，「調査及び広報事業」の「資料作成」，「その他の指導啓発事業」の「中小企業の簡易原価計算講習会」を抜粋したものである。

予備調査の結果，原価計算の導入が当該企業の経営改善にとって有用と判断すれば，原価計算の導入を目的として本診断が開始する。診断班は，診断・指導を担当する自治体職員に加え，診断テーマに応じて先述した「中小企業診断員登録制度」で登録された中小企業診断員，公認会計士，技術士など外部専門家を依頼して編成する。本診断に要する日数は診断内容によって異なるが，3日から1週間（連続とは限らない）程度である。本診断の結果は診断報告書にまとめて診断申込者に対し提案する。その後の運営については，事後指導として定期的に診断申込者を訪問して，必要な改善指導を行うことになる。

2.3　診断・指導施策における管理会計の貢献

戦後復興期における中小企業政策は，主に中小企業の診断・指導によって個別中小企業の生産性や収益性を向上させ，もって健全な独立の中小企業の育成という政策理念を達成させようとしたものといえる。原価計算手法の導入もその1つである。

中小企業の原価計算の必要性について，『要領』の序文では次のように示す。すなわち「どこの工場でも，その工場に向く原価計算を奨めれば，皆とりあげてもらえる程，経営合理化のために原価計算は，必要に迫られていることと思う。（中略）そういう場合の原価計算は大企業のものでは難しく，とうてい実行されないしまた長続きもしない。（中略）その点本書の多数例示は，中小企業に向く簡易な原価計算があることを教えている」と述べる。

さらに「本書には50人以下の工場に適する簡単なものから，50人～100人程度の小工場向，100人以上の中工場向，中小鉱山向のものを始め，あらゆる業種のものが網羅されているから，これを原価計算の手引書とすれば，中小企業の全般の原価計算の普及に大いに役立つものと確信する」と述べ，企業規模や業種に応じた原価計算のあり方を提示している。

こうした記述や先述した都指導所の事業実績などから，戦後の復興期において「中小企業における未熟な経営管理手法」という中小企業問題に対して，原価計算導入のための診断・指導，『要領』を活用した業種別原価計算制度の提示や中小企業向けの簡易原価計算講習会の実施などを行う中で，施策の実行場面において管理会計は一定の貢献があったものと考える。

一方，施策の効果測定の場面での管理会計の貢献について，診断・指導の実施件数や原価計算講習会の実施回数など実績の把握はされたが，施策そのものが評価されることはなく施策の効果測定にあたっての管理会計の貢献は確認できなかった。

3　中小企業基本法の制定と中小企業の生産性向上

3.1　二重構造問題による格差是正と中小企業構造の高度化

中小企業政策の次の転機となったのは，1963年の旧基本法の制定である。その背景には，高度経済成長下で生まれた大企業と中小企業の格差問題がある。旧基本法第1条では「国の中小企業に関する政策の目標は（中略）企業間における生産性等諸格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを目途として，中小企業の発展を図り，あわせて中小企業の従業者の経済社会的地位の向上に資することにあるものとする」と規定した。

この格差問題について1963年に発表された第1回の中小企業白書では「中小企業の大企業に対する付加価値生産性格差は，（昭和）37年（1962年，筆者注）においては前年に比べ縮小を見せたが，まだ従前の拡大傾向から縮小傾向に転じたとは判断しがたく，かつその開きは依然として大きい」と記され，こうした大企業と

中小企業との生産性格差をはじめとする，いわゆる二重構造問題をいかに解決するかが中小企業政策の課題となった。

こうした格差是正の方向について同白書では「付加価値生産性の格差をいかに是正するかは，一般的には付加価値生産性を構成する二つの要素である物を生産する能率としての物的生産性と物を貨幣に交換する力としての価値実現力の向上をはかることによって達成される」と指摘する。ここで付加価値生産性は従業者一人当たり付加価値として示されるが，付加価値生産性は従業者一人当たり売上高（物的生産性）と付加価値率（価値実現力）の積として示され，この両者を向上させることが課題となる。

さらに，同白書では「生産性向上のためにはその推進力として，まず機械設備の近代化があげられる。（中略）生産性向上と密接な関連のある従業員一人あたり資本装備率の格差は極めて大きいことが示されているので，生産性向上のため近代化投資を急速に進めることが課題となる」と述べるとともに，「物的生産性向上のための推進力の第二は，設備に結びつく技術の向上とこれらを総合的に管理する経営方式の近代化に求められる」と述べる。

従業者一人当たり売上高（物的生産性）は資本装備率と有形固定資産回転率の積で示されることを考えると，機械設備の近代化による資本装備率の向上と近代的な経営管理方式の導入による有形固定資産回転率の向上によって，物的生産性を向上させようとした意図が明らかになる。

3.2　高度化事業と付加価値生産性の向上

大企業と中小企業の格差是正を実現するためにあげられた1964年度中小企業政策の重点施策[4]の中から，中小企業の生産性の向上を図る施策として高度化事業を取りあげる。高度化事業は，中小企業の集団化・共同化と低利融資による設備投資により資本装備率の向上を図り，診断・指導（近代化促進診断）により近代的な経営管理方式の導入を促進するという，格差是正を図るための代表的な事業と位置づけられるからである。

高度化事業は「中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して，工場団地・卸団地，ショッピングセンターなどを建設する事業などに対して，資金およびアドバイスの両面から中小企業基盤整備機構（旧・中小企業総合事業団，以下「機構」という）と各都道府県が一体となって支援する制度」である（中小企業基盤整備機構 2008, 1）。なお，都指導所では1969年に近代化診断部を設置して高度化診断を開始した（東京都商工指導所 1998, 340）。

高度化事業（中小企業工業団地の事例）を希望する中小企業の借入までの手順は，中小企業庁編（1982）の「近代化促進診断―中小企業工場団地診断要領」によれば以下の通りである。すなわち，①事前助言，②「中小企業工業団地診断申込書」による診断申込み，③診断・指導，④借入申請，⑤貸付決定，⑥資金交付請求，⑦金銭消費貸借契約等の締結，⑧貸付金交付，⑨支払完了検査である。これらのプロセスに要する日数は事業規模によっても異なるが，工場団地や流通団地を建設する場合には２～３年の期間を要する。

高度化事業で実施される診断・指導は，事業の実施段階に応じて計画診断，建設診断，運営診断に分かれる。計画診断では集団化対象企業，事業協同組合の実態および団地予定地の立地等に係る基本的条件を総合的に調査して，工場等集団化計画の妥当性を検討する。建設診断では計画診断の結果より設定された計画に基づき，計画実施の円滑化を期するため実施計画およびその条件の妥当性および建設の適切性を検討する。そして，運営診断では当該工場等集団化計画の全部または大半の終了後，工場団地の総合

的運営管理ならびに団地構成企業の経営全般にわたってその運営上の問題点，集団化による効果を把握し，集団化後における経営の合理化を推進していく。

この計画診断，建設診断および運営診断の各段階において，機構および各都道府県で診断班を結成し，高度化事業に伴う事業計画，設備投資計画，設備資金返済計画，運転資金計画など各計画の立案や実行，集団化・共同化による効果測定などが行われる。診断実施後には協同組合および各組合員に対し診断報告が行われ，問題点の指摘と改善の方向を示した勧告事項が示される。協同組合および組合員は勧告事項を解決すべく，組合運営や組合員企業の経営改善を進めていくことになる。

3.3　高度化事業における管理会計の貢献

高度成長期から安定成長期における中小企業政策では，大企業と中小企業の格差の存在という中小企業問題に対して，資金面からの支援により資本装備率を向上させ，診断・指導や下請取引の是正措置によって固定資産回転率や付加価値率を向上させ，もって付加価値生産性を向上させようとする施策が展開された。特に，高度化事業の目的は中小企業の集団化・共同化により，中小企業の規模の適正化を図り生産性を向上させ，大企業との格差を是正するという政策理念を達成することである。そのため，高度化事業は同じ業種や関連の深い中小企業者が互いに協力して，組合組織等により事業の共同化，協業化，あるいは工場および店舗の集団化などを進めていくことになった[5]。

この高度化事業に対する管理会計の貢献を考えるとき，高度化事業という事業そのものに管理会計的意義を見出すことができる。すなわち，中小企業の生産性を短期間に向上させるためには，個々の企業に対する対応よりもグループを対象の施策を展開した方がより短期的に達成できることから，業種的に同じもしくは近い企業を集団化させ，規模拡大を通して生産性を高めていこうとしたのである。同時に，共同受注による売上拡大や，共同仕入や共同施設による費用削減を通して生産性の向上とともに収益性の向上をも図ろうとした。

また，施策の実行場面での管理会計の貢献は，高度化事業の実施プロセスにおいて次の点があげられる。第1に高度化事業を運営する事業協同組合の経営計画の立案や実行，業績評価にあたっては共同受注・共同仕入・共同施設維持管理など共同事業などの予算管理，在庫管理，共同化の業績評価など管理会計手法が活用されている。第2に高度化事業に組合員として参加する各企業の設備投資計画や返済計画，運転資金計画や返済計画の立案と実行にあたって，資本予算や設備投資の経済計算などの管理会計手法の活用が見られる[6]。

しかし，高度化事業をめぐっては2005年の参議院決算委員会における会計検査院の検査要請を契機にして，中小企業に対する高度化資金貸付の不良債権化が全国的な問題となった（会計検査院 2006）。また，清成（2009, 111）では高度化事業の共同化について「資本量は共同化により拡大する。（中略）そのような企業がいかに多数集まっても人的経営資源は蓄積されない」として，非財務的視点からのマネジメント支援が不十分であった点の指摘がなされている[7]。このように当時の高度化事業の実行段階においては財務指標の活用が重視され，BSCのような人材面・教育面などに配慮した非財務指標を活用した管理会計の貢献は確認できなかった。

一方，施策の効果測定については，戦後復興期における診断・指導施策同様，高度化事業の実施件数や高度化資金の貸付金残高の把握などにとどまり，施策そのものが評価されることはなかった。高度化資金貸付の不良債権化が全国的な問題になって以降，高度化事業も債権の回

収に重点が移ったが，高度化事業の抜本的な見直しには至らなかったのである[8]。したがって，施策の効果測定にあたっての管理会計の貢献も確認できなかった。

4　中小企業基本法の抜本改正と新たな管理会計の貢献

4.1　やる気と能力ある中小企業の支援と診断・指導の外部化

1990 年代に入り，旧基本法が前提としてきた中小企業をめぐる環境にも変化が生じてきた。第 1 に企業数の減少である。バブル経済の崩壊以降，廃業率が開業率を恒常的に上回る状態になり，「過小過多」を要因とする中小企業問題を解決するための旧基本法の前提が崩れたのである。第 2 に中小企業の多様性の増大である。企業の格差問題も企業間の格差以上に中小企業間の多様性が目立つようになり，格差の実態の意味が変容してきた。こうして「中小企業の過小過多という画一的な中小企業像を前提とした格差是正という政策理念とこれに基づく政策体系は，もはや現実に適合しない」状態となったのである（中小企業庁 2000, 418）。

こうした中小企業をめぐる環境変化を背景に 1999 年，新基本法が成立した。新基本法第 3 条の基本理念では「中小企業は多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い，多様な就業の機会を提供し，個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国経済の基盤を形成するもの」と中小企業を位置づけた。新基本法の下では，特定の問題を中小企業問題として認識することなく，基本理念を大企業と中小企業の格差是正から，やる気と能力ある中小企業の支援に転換させたのである。特に，第 12 条「経営の革新の促進」，第 13 条「創業の促進」は新基本法を象徴する重要な条文となった。

また，新基本法の成立で基本理念とともに大きく変化したのが政策の担い手である。これまで中小企業政策の中核の 1 つであった診断・指導について，国や都道府県が中小企業に対して上から指導を行う方式を改め，中小企業の経営資源の確保を支援する中小企業支援法を制定して民間能力を積極的に活用する形に大きく転換した[9]。これまで，中小企業庁が主導して国や都道府県自らが中小企業のコンサルティング機能を担ってきたが，こうした機能を民間組織に外部化したのである。

診断実施機関も従来の都道府県から都道府県中小企業支援センター等に移管され，コンサルティングも都道府県の公務員による診断・指導から，中小企業診断士等の民間事業者の活用による経営支援へと転換した。東京都の例でみると 2001 年に都指導所が廃止され，㈶東京都中小企業振興公社に事業を移管した。

4.2　地域中小企業応援ファンドと経営支援機関による経営支援

新基本法の下，多様で活力ある中小企業の成長発展を促進する主な施策として，創業・ベンチャー支援として新創業融資制度，経営革新支援として経営革新支援事業，新たな事業活動支援として新連携の支援や地域中小企業応援ファンド（以下「応援ファンド」という）などがあげられる。これらの新たな施策の中から，新基本法下の施策の特徴の 1 つでもある「地域」を切り口とした施策[10]であり，前述した高度化事業のように資金支援と経営支援が一体となった施策である応援ファンドを事例に，経営支援の外部化の状況を確認していきたい。

応援ファンドは地域において新事業展開を図ろうとする中小企業等が，国や都道府県が一体となって組成するファンドによる資金供給と経営支援を受ける事業である。機構と都道府県が一体となって，都道府県の財団などのファンド

運営管理者に貸付を行ってファンドを組成し，ファンド運営管理者はその運用益によって地域資源を活用した中小企業の新たな取組みに対して助成を行う。その際，助成内容は各都道府県により異なる。

応援ファンドを希望する中小企業の助成金交付までの手順は，①申請書の作成と提出，②書類審査，③面接審査，④総合審査，⑤助成対象者決定，⑥事務手続き説明会，⑦遂行状況報告，⑧中間検査，⑨実績報告，⑩完了検査，⑪助成金交付，である。各都道府県は①から⑤までのプロセスでやる気と能力ある中小企業を選別し，その後の経営支援は地域応援ナビゲータに委ねることになる。

応援ファンドにおいて，国や都道府県は事業スキームの提供と資金の供給，助成対象者の選定のみを行い，旧基本法下の中小企業支援施策のように国や都道府県自らが診断・指導を行うことはない。したがって，工場診断や高度化事業のための診断の際に利用された，全国一律の『診断要領等例規集－企業診断・指導のためのハンドブック－』のような，経営支援のための手引書も示されなくなった。

そして，こうした経営支援は助成対象者の可能性ある取組みを確実に事業化して地域活性化につなげるため，事業の立ち上げから販路開拓までを継続的に支援する地域応援ナビゲータを各地に配置して行われる。この地域応援ナビゲータとなる組織は，都道府県中小企業支援センターや商工会，商工会議所，中央会等の組織である。

4.3　新基本法の多様な施策と管理会計の貢献可能性

新基本法の下では従来のように中小企業問題が具体的に示されることはなく，政策の担い手も国や都道府県から民間を中心とする経営支援機関に転換した。経営支援のための具体的手法が国や都道府県から示されることもなくなり，中小企業支援施策の具体的な経営支援は民間の経営支援機関に委ねられることになった。そのため中小企業支援施策の具体的な実行場面で，管理会計の貢献を国や自治体が直接確認することは困難となった。

もちろん，中小企業支援施策の実行にあたって管理会計手法の活用は当然に考えられる。たとえば，応援ファンドにおける実施計画書や助成事業資金計画書の立案や実行にあたって，予算管理や設備投資の経済計算などが必要になるが，これらは助成対象者自身や地域応援ナビゲータなど経営支援機関によって行われることになったのである。

一方，施策の効果測定場面での管理会計の貢献について，たとえば東京都で実施する応援ファンドの事業評価では，申請された助成事業の採択率や助成金の使途などの実績把握に加え，採択件数と採択額に関する計画値・実績値との比較，助成事業者の短期的（3 年以内）および長期的（10 年程度）売上達成度の把握など一部ではあるが効果測定が行われている[11]。しかし，応援ファンドを実行する実施主体別の効果測定などは行われていない。

前述したように応援ファンドでは国・都道府県，経営支援機関，助成事業者である中小企業の三者が実施主体となるが，それぞれが果たすべき目標達成のための管理指標の提示と効果測定が必要となろう。応援ファンドの事例では「助成事業の売上高／都道府県の助成金予算額」を最大化することが施策の目標となる。この「助成事業の売上高／都道府県の助成金予算額」は，助成事業者の管理指標としての「助成事業の売上高／助成金実際支給額」，経営支援機関の管理指標として「助成金実際支給額／助成金決定額」，都道府県の管理指標として「助成金決定額／都道府県の助成金予算額」に分解可能であり，三者それぞれの効果測定をしていくことも

可能といえる。

このように転換期を迎えた新基本法の下での管理会計の貢献は，中小企業支援施策の実行場面から効果測定場面に，その重点が移行しているものと考えるのである。

5　おわりに

本稿では，中小企業政策の基本理念の見直しに応じて認識された中小企業問題を確認し，その問題解決のために実施された代表的な中小企業支援施策を取りあげ，その実行や効果測定の場面での管理会計の貢献について考察した。これらをまとめたものが**図表２**である。

戦後復興期には中小企業の未熟な経営管理手法という中小企業問題に対して，主に診断・指導を通じて個別中小企業の経営管理能力向上を支援して政策理念を達成しようとした。その際，中小企業経営に原価計算手法の導入を促した点が管理会計の貢献といえる。

高度成長期から安定成長期にはこうした個別中小企業に対する診断・指導に加え，中小企業と大企業の格差の存在という中小企業問題に対して，集団化と共同化を伴う高度化事業を活用した設備投資とそれを経営面から支える診断・指導を通じて中小企業の生産性向上を支援し，格差是正という政策理念を達成しようとした。その実行にあたっては，予算管理や設備投資の経済計算をはじめとする管理会計手法が用いられた点から，管理会計の貢献が明らかになった。

このように中小企業庁が設置されたあと旧基本法が運用されていた時代には，中小企業支援施策の実行にあたって管理会計の貢献が見られた。具体的な管理会計手法の診断・指導への活用については『診断要領等例規集－企業診断・指導のためのハンドブック』にも詳細に記されていた。しかし，転換期を迎え1999年に抜本改正された新基本法ではその基本理念とともに政策の担い手が大きく転換され，従来の中小企業政策の中核の１つであった診断・指導機能が国や都道府県から民間機関へと外部化された。その結果，中小企業施策の実行場面での管理会計の貢献が確認しにくくなった一方，施策の効果測定の場面での管理会計の貢献が強く求められてきている。

なお，こうした中小企業政策の変化を受けて，支援対象となる中小企業自体の意識変革も必要である。新基本法の下では，中小企業は自己責

図表２　中小企業政策の変遷と管理会計の貢献

時　代		戦後復興期	高度成長期 ～安定成長期	転換期　～　現　在
中小企業問題		・未熟な経営管理手法	・付加価値生産性の低さ	・特定しない
中小企業政策の基本理念		・健全な中小企業の育成	・中小企業と大企業の格差是正	・やる気と能力ある中小企業の支援
中心的な施策・事業		・診断・指導	・中小企業高度化貸付制度 ・設備近代化の促進	・新創業融資制度 ・経営革新支援事業 ・地域中小企業応援ファンド
管理会計の貢献	施策実行場面	・原価計算手法の導入	・設備投資の経済計算，予算管理など	・（実施されているが）確認が困難
	効果測定場面	・確認できず	・確認できず	・一部実施。今後，貢献の可能性あり

出所：筆者作成

任に基づく経営の革新や創業への取組みなどの自助努力が求められる。同時に，こうした自助努力を支援する民間の経営支援機関の積極的な活用が欠かせない。たとえば，中小企業経営を支援するための補助金制度には国の認定支援機関による，当該補助金に係る事業の正当性を評価し妥当性を確認する確認書の提出を求められるケースが多い。認定支援機関の多くが信用金庫をはじめとする金融機関や商工会議所，税理士であるが，これら認定支援機関との密接な連携のもとで施策活用にとって有効な管理会計手法の導入研究を進めることも重要と考える。

新基本法下での中小企業支援施策では，施策を立案し実行する国や自治体，施策を活用する中小企業，中小企業を支援する経営支援機関が一体となって施策の効果を生み出せるよう，それぞれの実施主体の管理指標の設定と効果測定が必要となり，こうした場面での管理会計の貢献が期待されている。こうした施策の効果測定については，中小企業支援施策の評価を国や自治体が行う行政評価システムの中に組み入れていくことが必要ではないかと考えるが，この点については今後の研究課題である。また，同じ中小企業支援施策に対する都道県別や経営支援機関の違いによる効果測定についても今後の研究課題としたい。

（注）

1　本稿での中小企業の定義は，1999 年の中小企業基本法抜本改正後の定義によっている。すなわち，製造業等では資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下，卸売業では資本金 1 億円以下または従業員 100 人以下，小売業では資本金 5 千万円以下または従業員 50 人以下，サービス業では資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下の企業である。改正に至る中小企業者の範囲についての基本的考え方および見直しの方向については中小企業庁編（2000，128-132）を参照されたい。なお，1963 年の中小企業基本法における中小企業の定義は，製造業等では資本金 5 千万円以下または従業員 300 人以下，商業・サービス業では資本金 1 千万円以下または従業員 50 人以下の企業とされた。その後の物価上昇や業種区分の見直しに伴う 1973 年の改正において，製造業等では資本金 1 億円以下とするほか，商業を細分化して卸売業では資本金 3 千万円以下または従業員 100 人以下，小売業・サービス業では資本金 1 千万円以下または従業員 50 人以下と定義された。

2　自治体の管理会計研究には，全庁的な政策事象を一括して管理評価するモニタリング評価に関する研究と，ある 1 つの特定の事業を対象として徹底的に掘り下げて詳細に把握して改善に結びつける特定評価に関する研究に大別される。前者の研究として松尾（2003, 2006），宮本（2003, 2005），藤野（2007）などがある。また，後者の研究としては大住監・INPM 編（2003），稲沢監・INPM 編（2004）などがある。

3　本稿の診断・指導および経営支援に関する記述は，筆者の東京都商工指導所における 1982 年から 1999 年（中小企業基本法改正前）に実施した事業，ならびに㈶東京都中小企業振興公社における 2000 年以降（中小企業基本法改正後）現在までに実施した事業に基づいている。

4　中小企業庁編（1963，41-43）において重点施策としてあげられたのは，①設備近代化の促進，②研修制度の創設と中小企業診断・指導事業の強化拡充，③業種別の近代化計画の促進と中小企業高度化貸付制度，④商工会・商工会議所による経営改善普及事業，⑤中小企業投資育成会社の設立，⑥中小企業金融公庫に対する出資や融資，⑦職業紹介や職業訓練事業の拡充強化の 7 施策である。

5　1963 年に制定された中小企業近代化促進法では，経済政策上特に近代化が必要な業種を指定し，指定された業種の近代化を重点的に推進した。このため高度化事業も同じ業種や関連の深い中小企業者の組合組織等により進められたのである（中小企業近代化促進法第 3 条（中小企業近代化計画）を参照）。

6　筆者は東京都三鷹市の協同組合三鷹ハイテク

センターに対する高度化事業の実施にあたって，1986年6月から1987年3月の計画診断，1989年4月から1990年3月の運営診断に東京都の診断担当者の一人として参画した。同事業への参加企業は20社（計画時），総投資規模は24.6億円（計画時）である。計画診断時の管理会計の主な貢献は，同協同組合および参加企業の投資計画，資金調達計画および貸付を受けた高度化資金の償還計画の策定場面である。投資計画では協同組合および参加企業の収益性や成長性の分析に基づき，投資利益率法などを活用して投資規模や高度化資金以外の資金調達先を決定した。また，高度化資金の償還期間が15年（当時）にわたるため，当該期間における協同組合および参加企業の要返済借入金，要返済期間や要返済額について償還計画を策定した。同時に，協同組合および参加企業の事業計画，共同施設維持管理事業や共同受電事業など共同事業の収支予算などの策定を行った。さらに，工場建設が終了し協同組合および参加企業が入居終了後の運営診断では，こうした計画診断時に策定した事業計画や予算の実施状況について，予算・実績管理を行って運営状況を確認した。こうした診断内容の詳細は，東京都商工指導所『中小企業高度化事業計画診断勧告書 工場共同利用事業（協同組合三鷹ハイテクセンター）』1987年3月，および同所『中小企業高度化事業運営診断勧告書 工場共同利用事業（協同組合三鷹ハイテクセンター）』1990年3月で記述されているが，いずれも非公開である。なお，同協同組合の設立および建物建設工事終了までの経緯については，参加企業が著した協同組合三鷹ハイテクセンター編（1991）で詳述されているので参照されたい。

7　1972年8月の中小企業政策審議会の意見具申において中小企業の知識集約化等が提唱されたのに伴い，従来の設備近代化や企業規模の集約化などハード面への支援に加え，市場動向の調査・情報収集やデザイン開発等知識集約化に重点を置いたソフト面への支援の方向性が示された（中小企業庁 1973，263-278）。しかし，知識集約化に係る施策の実行や効果測定の場面での管理会計の貢献は確認できなかった。

8　高度化事業の問題点と課題については，山北（2013）を参照されたい。

9　中小企業基本法の全面改正にともなって，1963年に公布された中小企業指導法は2000年に中小企業支援法に改正された。

10　1999年に中小企業近代化促進法が廃止されて中小企業経営革新支援法に切り替えられたことを契機に，高度化事業など「業種」を切り口にした施策が後退し，「地域」を切り口にした課題に対応する施策へと転換している。

11　地域中小企業応援ファンドの事業評価の実際とBSCによる業績評価の可能性については山北（2011）を参照されたい。

【参考文献】

稲沢克祐監・INPM編. 2004.『2003年度 関西ベンチマーキング・コンソーシアム報告』.

大住荘四郎監・INPM編. 2003.『2002年度 行政経営ベンチマーキング・コンソーシアム報告』.

会計検査院. 2006.「会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書「独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧・中小企業総合事業団）の実施する高度化事業に関する会計検査の結果について」」.

協同組合三鷹ハイテクセンター編. 1991.『三鷹小企業集団－異業種融合化への道』.

清成忠男. 2009.『日本中小企業政策史』有斐閣.

高橋賢. 2010.「産業クラスターの管理と会計－メゾ管理会計の構築－」『横浜経営研究』31(1)：73-87.

高橋賢. 2011.「バランス・スコアカードの産業クラスターへの適用」『横浜国際社会科学研究』15(6)：710-727.

高橋賢. 2013.「産業クラスターへの管理会計技法の適用」『原価計算研究』37(1)：117-126.

中小企業基盤整備機構. 2008.『高度化事業制度利用ハンドブック』.

中小企業診断協会. 2014.『中小企業診断士制度の変遷』.

中小企業庁編. 1958.『中小企業の原価計算要領』中小企業診断協会.

中小企業庁編. 1962.『中小会社経営簿記要領』税務

経理協会 .
中小企業庁編. 1982.『診断要領等例規集－企業診断・指導のためのハンドブック』中小企業診断協会 .
中小企業庁編. 2000.『中小企業基本法－改正の概要と逐条解説－』同友館 .
中小企業庁. 1963.『昭和 38 年版　中小企業白書』.
中小企業庁. 1973.『昭和 48 年版　中小企業白書』.
中小企業庁. 2000.『平成 12 年版　中小企業白書』.
中小企業庁. 2014.『日本の中小企業政策』: 5. http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/seisan/sonota/pdf/08/003.pdf　2015 年 10 月 1 日取得 .
中小企業庁. 2015.「2015 年版中小企業白書について（概要）」2015 年 6 月 : 1. http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H27/PDF/h27_pdf_mokujityuuGaiyou.pdf　2015 年 10 月 1 日取得 .
東京都商工指導所. 1998.「商工指導所の 50 年の歩み」『商工指導』464 (1) : 335-365.
藤野雅史. 2007.「マネジメントプロセスにおける業績測定システムの利用－わが国の地方自治体のケーススタディ－」『会計検査研究』(36) : 19-39.
松尾貴巳. 2003.「地方公共団体における戦略的業績管理システムの構築に向けて－池田市のケース－」『経済研究』（大阪府立大学）48 (2) : 31-51.
松尾貴巳. 2006.「地方公共団体における業績評価システムの導入研究－予算編成における行政評価システムの意義とその効果についての実証分析－」『会計検査研究』(33) : 121-135.
松島茂. 2014.「中小企業政策の変遷と今後の課題」『日本労働研究雑誌』(649) : 4-13.
宮本幸平. 2003.「自治体業績評価におけるフィードバックの諸問題－都道府県の現状調査と考察－」『會計』164 (3) : 379-390.
宮本幸平. 2005.「自治体における ABC/ABM 導入の阻害要因と対応」『会計検査研究』(31) : 207-219.
山北晴雄. 2011.「自治体のファンド事業と業績評価―「地域中小企業応援ファンド」を事例として」『中部大学経営情報学部論集』25(1･2) : 1-16.
山北晴雄. 2013.「中小企業政策の変化と自治体における高度化事業の課題―山梨県の事業を事例として―」『地方自治研究』28 (1) : 29-41.

中小企業会計の実態と課題

―税理士アンケートに基づいて―

金　子　友　裕（東洋大学准教授）

論文要旨　本稿は，東北税理士会所属の税理士のうち，岩手県，宮城県，福島県の税理士会に所属する税理士 1,715 人に対して行った 2014 年度のアンケート調査について，会計に関する質問を中心に分析を行った。

本アンケート調査では，回帰分析の結果において会計は経済状況の変化の主要な因子にはなっていないが，個別の質問において会計の有用性が確認できた。会計の有用性については，融資だけでなく，事業計画や経営が意識されたとの回答が多くあった。

また，「中小企業の会計に関する指針」（以下，「中小会計指針」）は，「中小企業の会計に関する基本要領」（以下，「中小会計要領」）の公表があったにもかかわらず，以前と比較しても利用割合の大きな差異はなかった。中小会計要領は，中小会計指針と比較し利用割合が高く，一定の普及がなされたものと思われる。しかし，利用状況について，利用する会計ソフトにより区分して分析したところ，利用の程度に差異が確認された。今後の普及を考えるのであれば，普及の進んでいないところにも利用を促す必要がある。

また，中小会計要領については，メリットとして融資関係の指摘が多いが，実態把握等の会計本来の機能の指摘もあった。また，デメリットとして，銀行等の責任回避の指摘があり，融資する銀行等の金融機関の側における中小会計要領の利用方法にも課題が存在する可能性がある。

今後は，中小企業に適用可能な会計制度の普及を進める必要があるものと思われるが，本研究で確認された現状の普及の偏りや感じられているデメリットの解消を検討する必要がある。

キーワード　東日本大震災，中小会計要領，アンケート調査，中小企業，税理士

1　はじめに

被災地における中小企業の経済的状況の概要を把握するため，2011 年度，2012 年度，2014 年度の 3 度にわたり，東北税理士会所属の税理士に対しアンケート調査を行った。これらの一連のアンケート調査において，復旧・復興に果たす会計の役割に関する質問や 2012 年度および 2014 年度アンケート調査の中で「中小企業の会計に関する指針」（以下，「中小会計指針」とする）や「中小企業の会計に関する基本要領」（以下，「中小会計要領」とする）の利用状況等の質問を行っている。本稿では，2014 年度のアンケート調査の結果を中心に分析を行い，中小企業における会計の役割，中小企業会計制度に内在するメリットやデメリットを明らかにする。

※本稿は査読済み論文です（2016年３月31日決定）。

2　2014年度アンケート調査の概要

2.1　調査方法等

2014年度アンケート調査[1]は，東北税理士会所属の税理士のうち，岩手県，宮城県，福島県の税理士会に所属する税理士に対し，郵便による発送･回収の方法により実施した。アンケート調査の調査対象・方法等の詳細は**図表１**の通りである。

2.2　2014年度アンケート調査における経済状況の変化

2014年度アンケート調査の結果のうち，経済状況の変化に関する概要については次のような結果となっている。

まず，経済状況に関しては，2012年度のアンケート調査では，被災３県はわずかながら経済状況が良くなっており，復旧・復興に向かっているとの結果であった[2]。しかし，2014年度アンケート調査では，**図表２**の通り，税理士は震災前と比較しても復旧・復興を果たしたとは感じられていない傾向にもかかわらず，この１年間で経済状況が悪化していると考えている割合が多くなっている。

2.3　経済状況を悪化させている因子の分析

2.2では，この１年は経済状況が悪化していると感じられており，この原因を分析するため，次のような回帰分析[3]を行った。

この1年の経済状況の悪化
＝復興特需＋復興特需以外の売上＋融資等
　＋原子力被害＋税制＋会計

回帰分析の結果は，**図表３**の通りである。

この結果では，経済状況の悪化の主要な原因は，復興特需以外の売上の減少，原子力被害，

図表１　2014年度アンケート調査の概要

調査対象	・東北税理士会所属の税理士のうち，被災３県（岩手県・宮城県・福島県）に所属する税理士
アンケート票の配布	・配 布 日：2015年１月６日 ・配布方法：郵送配布 ・配 布 数：1,713通（1,715通配布，２通住所不明）
アンケート票の回収	・回収期日：2015年１月19日 ・回収方法：東洋大学金子友裕研究室へ郵送回収 ・回 収 数：426通（無効：１通，有効回答：425通）
回収率	・24.9%（24.8%）

図表２　経済状況の変化

問12　復旧・復興の進捗（震災前と比較）		問13　１年前と比較した経済状況の変化	
１全くしていない	16	１非常に悪くなった	0
２ほとんどしていない	84	２悪くなった	49
３あまりしていない	130	３やや悪くなった	157
４やや復旧・復興した	140	４やや良くなった	189
５ほぼ復旧・復興した	43	５良くなった	13
６復旧・復興した	3	６非常に良くなった	1
平　均	3.29	平　均	3.41

図表３　被災3県の経済状況を悪化させた因子の回帰分析

	標準化されていない係数		標準化係数	t 値	有意確率
	B	標準誤差	ベータ		
(定数)	1.371	.222		6.190	.000
復興特需以外の売上	.258	.046	.297	5.640	.000
原子力被害	.125	.036	.181	3.455	.001
復興特需	.126	.034	.186	3.648	.000
融資等	.121	.040	.160	3.040	.003

＊因子の投入は，ステップワイズ法によっている。

図表４　問19「会計は役に立っていると思いますか」の回答集計

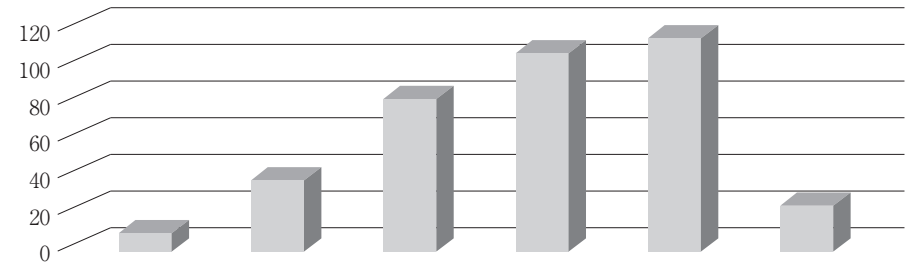

	1．全く役に立っていない	2．ほとんど役に立っていない	3．あまり役に立っていない	4．多少役に立っている	5．役に立っている	6．大いに役に立っている
■問19	10	39	83	108	116	25

N＝381
平均≒3.93

復興特需の減少，融資等となっている。復興特需以外の売上が因子に含まれ，かつ，強い影響力を有することから，復旧・復興に向けた動きの停滞（悪化）は，一時的ではないものと考えられる。

そもそも，経済状態が震災前に戻っていないままであるのに，復旧・復興が停滞（悪化）している状況と考えられ，元通りに戻す（復旧）だけでなく，更なる発展（復興）をするためには，抜本的な対策を継続して講じていく必要性があると考えられる。

３　中小企業会計に関する分析

3.1　復旧・復興に会計の果たした役割

図表３の回帰分析の結果から，会計は復旧・復興（2014 年度は経済状況の悪化）の主要な要素ではない。しかし，**図表４**のように，個別の質問からは一定の有用性が指摘されている[4]。

どのような観点から会計の有用性を感じているかを分析するため，会計の果たした役割について「どのように役立っているか」との質問（記述）を行っており，この回答を用いて分析を行った。回答されたコメント（テキスト情報）の傾向を分析するため，テキストマイニングソフト[5]を用いて階層別クラスター分析の方法により分析を行った。この結果は**図表５**のようになっており，融資や補助だけではなく，事業計画や経営が意識されており，現状の把握に会計の果たした役割が感じられていることが多い傾向にある。

3.2　中小会計指針および中小会計要領の利用状況

まず，中小会計指針の利用状況は，**図表６**

図表５　会計が果たした役割に関する階層別クラスター分析

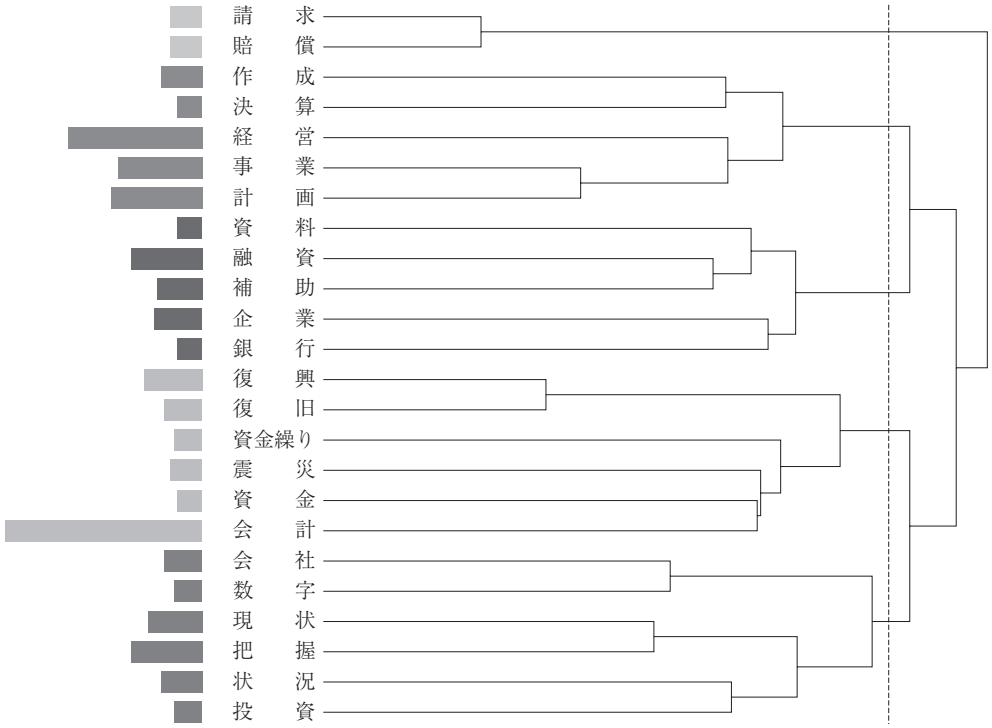

図表６　問20「中小会計指針の会計処理やチェックリストの利用」の回答集計

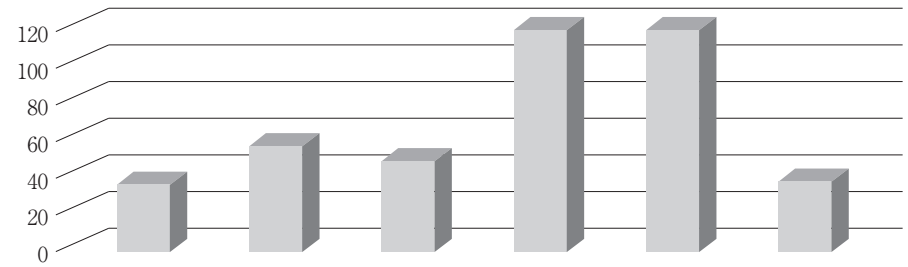

	1．全く利用してない	2．ほとんど利用してない	3．あまり利用してない	4．多少利用している	5．利用している	6．大いに利用している
■問20	36	57	49	120	120	37

N＝419
平均≒3.81

のようになっている。

2012 年度アンケート調査では平均≒ 3.78 であり[6]，2012 年度も 2014 年度も概ね同様の割合であった。なお，2014 年度のアンケート調査表作成時においては，2012 年 2 月の中小会計要領の公表により，中小会計指針の利用は大きく減少するものと想定していた。しかし，2014 年度アンケート調査の結果は，この想定を覆すものであった。

自由記述に関する分析によると，金融機関からの融資に中小会計指針のチェックリストの要請がある等の指摘があり，これらが中小会計指針の利用を減少させなかった理由と考えられる[7]。

次に，中小会計要領の利用状況は**図表 7** の

図表７　問21「中小会計要領の会計処理やチェックリストの利用」の回答集計

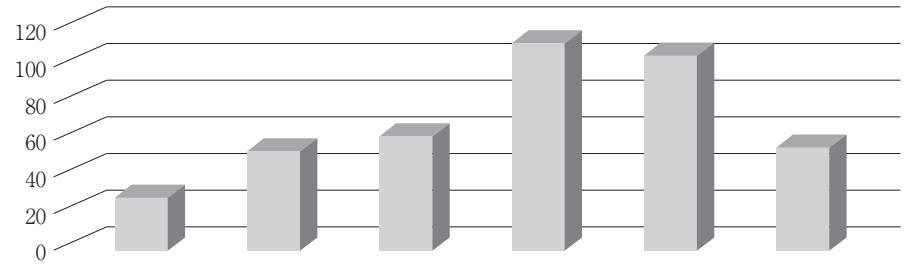

	1．全く利用してない	2．ほとんど利用してない	3．あまり利用してない	4．多少利用している	5．利用している	6．大いに利用している
■問21	27	53	61	112	105	55

N＝413
平均≒3.92

図表８　利用する会計ソフトごとの中小会計要領の利用状況

	中小会計要領の利用							
	1．全く利用してない	2．ほとんど利用してない	3．あまり利用してない	4．多少利用している	5．利用している	6．大いに利用している	回答総数	平　均
1．TKC	2	5	17	30	33	34	121	4.56
2．JDL	1	6	9	19	19	8	62	4.17
3．MJS	3	16	8	27	18	7	79	3.78
4．ICS	2	8	7	10	8	3	38	3.61
5．エプソン	4	9	7	10	15	4	49	3.71
6．その他	12	8	16	18	23	7	84	3.63

＊使用する会計ソフトについて，複数の会社の記入があったものは多重に集計している。

ようになっている。図表６の中小会計指針と比較[8]すると，中小会計要領の方が利用の割合が大きくなっており，公表後一定の普及が進んでいることが見てとれる。しかし，中小会計要領は，中小会計指針と比べて「簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に，その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ」（中小会計要領，Ⅰ１(2)）たとされている[9]。このような公表の経緯からすると，中小会計要領の普及は一定程度見られるが，より多くの中小企業への普及が可能な状態にあるものと思われる。そこで，中小会計要領の普及に障害となっている可能性のある要因を検討する。

3.3　中小会計要領の課題

3.3.1　中小会計要領の普及における偏り

まず，中小会計要領の普及の現状をさらに詳細に把握するため，中小会計要領の利用状況を，税理士が利用する会計ソフトごとに区分したデータとクロス集計を行った。この結果が，**図表８**である。

ここで，TKC とそれ以外に区分[10]したｔ検定の結果では1%水準で有意となる[11]。つまり，平均の差を考慮すれば，TKC の会計ソフト利用者は，それ以外と比較し，有意な差をもって利用の程度が高くなっているといえる。

このことは，中小会計要領の普及という観点からは，TKC の会計ソフト利用者が普及を牽

引しているが，それ以外の会計ソフト利用者については TKC の会計ソフト利用者程は普及していないことを表している。TKC の会計ソフト利用者に対する更なる普及だけでなく，それ以外の会計ソフト利用者への普及が重要になっていることを示している。

TKC は，会計ソフトだけでなく，総合システムとしてサービスを税理士に提供する組織であり，中小会計要領の普及に関する取組みもその一環として行われるものであると思われる。この点では，TKC も営利目的の組織であろうから，安易に TKC 以外にサービス提供することは自身の利益を損なうという考え方もあるものと思われる。しかし，一般に利用される実態が伴ってこそ，「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法 431 条，614 条）となる考え方[12]もあり，中小会計要領も一般に利用され「慣行」と認められることが重要であると思われる。このような観点からは，中小会計要領を普及することが中小企業を取り巻く全体の利益につながるものと考えて，組織等の垣根をこえて取り組んでもらいたい。

3.3.2　中小会計要領のメリットとデメリット

3.3.1 では，税理士が利用する会計ソフトによる中小会計要領の普及程度の差異を分析した結果，普及の程度に差異が存在することを示した。しかし，どの会計ソフトを利用しているとしても，「全く利用していない」や「ほとんど利用していない」の回答も存在し，中小会計要領の利用に理解を示さない回答も存在している。このため，ここでは，中小会計要領の普及が進まない理由を明らかにするために，中小会計要領のメリットとデメリットを分析し，中小会計要領の普及に関する課題を検討する。

まず，中小会計要領のメリット[13]とデメリットに関して，記述による回答を求めた質問を行っている。この記述による回答について，記述内容から分類を行ったものが**図表９**である。

ここでは，メリットとしては融資関係に関するものが多く指摘されている[14]。他にも，実態把握や比較可能性等の会計本来の機能についても指摘があり，中小会計要領の公表の趣旨に合致したメリットを感じている税理士も多くいることが確認できる。一方，デメリットには，実態を示さないことや税務優先を指摘するものが多く，銀行等の責任回避に中小会計要領のチェックリストが利用されているとの指摘もあった。このように，デメリットとしては，中小会計要領の簡便な処理による限界[15]や税務と企業会計の距離感という問題に加え，銀行等の金融機関における中小会計要領の利用方法にも課題があることを示している。

この分類において特徴的な点として，図表９において矢印で示したように，メリットとデメ

図表９　中小会計要領のメリットとデメリット

メリット	
融資に役立つ（融資条件・金利）	34
実態把握に役立つ	13
融資に役立つ（保証）	9
会計の向上	8
比較可能性・統一基準によること	7
経営者・企業の理解向上	5
簡便・利用しやすい	3

デメリット	
実態を示さない	6
税務優先・税務との乖離	6
銀行等の責任回避	5
詳細過ぎ	3
指針の方が良い	3

＊メリットとデメリットとともに，１つの回答から多重に集計している。

リットに反対の内容[16]が含まれることである。同じ中小会計要領に対して，このような反対の内容の回答が生じたのは，回答者である税理士の業務に関し中小企業の規模や業種の多様性があること，税務中心の実務の影響，税理士の質にも差異が存在する可能性等が考えられる。

また，中小会計要領は中小企業会計制度の一翼を担うものであり，中小会計要領の利用者が記帳の重要性を理解し，経営実態の把握に役立てる等の会計の本質的な役割を果たすために，中小企業の実態を考慮した設計とされている[17]。このような観点からは，チェックリストの利用による融資に関する優遇等の普及策という直接的なメリットというだけでなく，中小企業における会計の重要性そのものを啓蒙する動きが重要であると思われる。

4　おわりに

本稿では，東北税理士会所属の税理士に対するアンケート調査の結果[18]から，検討を行った。まず，被災地における経済状況の変化の分析を行った。ここでは，被災地では震災前の状況まで復旧・復興が進んでいないにもかかわらず，この一年間は経済状況がさらに悪化しているという結果になっていた。この経済状況の変化の主要な原因は，復興特需以外の売上の減少，原子力被害，復興特需の減少，融資等との結果になっている。

会計については，経済状況の変化に影響を与える主要な因子にはなっていないが，個別の質問からは一定の有用性が感じられていることが確認できた。なお，全体としては一定の有用性が見出せるが，会計の有用性について「全く役に立っていない」や「ほとんど役に立っていない」という回答も存在し，税理士の中には，会計に関して有用性を感じていない割合が若干であるが存在する。税務業務を中心にする税理士の経営方針等の理由もあるものと思われるが，現在の中小企業会計制度が税理士の中で十分な関心が得られていない可能性もある。

また，中小会計指針は，中小会計要領公表後も以前と同様の利用割合が観察され，実務的には利用が継続されていた。中小会計要領は，中小会計指針と比較すると，より多くの利用がされており，一定の普及が進んでいる。しかし，中小会計要領の利用には偏りが確認され，普及という観点からは利用の進んでいないところにも啓蒙[19]が必要であると思われる。

そして，中小会計要領のメリットとデメリットでは，「実態把握に役立つ」という内容の回答と「実態を示さない」という内容の回答という正反対の内容の回答が見受けられた。中小会計要領という中小企業会計制度の宿命で，一般目的の会計制度（会計基準）であるが故に，多様な実態を有する中小企業の全てに完全な合致をしないという側面もあろうと思われる。ただし，これと同時に，利用する税理士にも，会計を重要に考える税理士だけでなく，会計に関心のない税理士の存在も考えられ，税理士の能力や重要と考える業務における差異の存在が，このような正反対の回答が生じる要因となっている可能性があるものと思われる。中小会計要領の特徴を把握した上で，効果的に利用できるような啓蒙活動[20]が重要であると思われる。

なお，本稿では東日本大震災からの経済状況の把握という観点からの研究と中小企業の実態把握という観点からの研究という２つの視点から分析を行っている。このため，中小企業における会計の役割を検討するという観点からは，本稿で用いたデータに特殊性（東日本大震災からの復旧・復興という観点や東北地方という特性）を有するという可能性があり，この点の検証が残された課題となっている。つまり，本稿で用いたデータは，復旧・復興への利用という点でメリットやデメリットが明らかになりやす

いという傾向が考えられるが，反面，平常時との差異や日本全体での利用状況の差異等の有無や差異がある場合の影響等の追加的な検証が必要であると思われるが，これらは残された課題となっている。

（注）

1　2011 年度および 2012 年度のアンケート調査の概要等については，金子（2013a），金子（2013b），金子（2013c）を参照されたい。なお，2011 年度および 2012 年度では，東北 6 県全ての東北税理士会所属税理士にアンケート調査を行っているのに対し，2014 年度では，震災後の時間経過とともに変化していると考えられる問題事項の調査という観点から，被災 3 県（岩手県，宮城県，福島県）へのアンケート調査となっている。

2　金子（2013c，137）参照。

3　この回帰分析に用いたデータは，本アンケート調査におけるそれぞれに該当する質問項目の回答に基づいている。

4　2012 年度アンケート調査においても同様の回帰分析を行っているが，ここでも会計は主要な要素にはなっていない。また，2012 年度においても，個別の質問では会計の有用性の指摘があるという点でも同様の結果となっている（金子 2013c，138-139）。

5　階層別クラスター分析には，テキストマイニングソフト「KH Coder」を用いて，対象を名詞に限定して分析を行っている。なお，図表 5 では，図表の左側で単語の出現数，右側で単語間のつながりを示している。

6　2012 年度アンケート調査の対象（東北 6 県）のうち，2014 年度と同じ対象となるように岩手県，宮城県，福島県のデータを抜き出した割合である。

7　中小会計要領は，中小会計指針はハードルが高いと考える中小企業において利用されている可能性も考えられる。

8　中小会計指針と中小会計要領の具体的な差異については，佐藤（2012, 33-38）等を参照。

9　また，中小会計指針の適用が想定される「会計参与設置会社は，発足後 6 年余りを経過しても 2,000 社にも及ばず，全会社数約 250 万の 0.1％にも達しない」（品川 2012, 18）等の指摘がある。

10　この検定では，会計ソフトについて，TKC の利用とそれ以外に区分にしており，複数の会計ソフトの記入があった場合には多重処理はしていない。

11　t- 検定の結果は，次の通りである。

t 検定の結果		
	TKC	それ以外
平　均	4.561983	3.648084
分　散	1.548209	2.501596
観測数	121	287
仮説平均との差異	0	
自由度	284	
t	6.231082	
P（T<= t ）片側	0.0000000008.34	

12　「企業会計の基準が，慣習法あるいは商慣習といえるほどの『慣行』を成文化したものではない場合には，ただちに強い規範性を認めにくいともいえそうである」（弥永 2013，47）との指摘がある。

13　中小会計要領の有用性について，税理士へのインタビュー調査を行った結果を整理・検討したものとして，櫛部（2015）がある。

14　たとえば，「日本政策金融公庫中小企業事業では，『中小企業会計活用強化資金』のご融資を通じて，『中小企業の会計に関する基本要領』等に従った会計処理を行うみなさまの経営力や資金調達力の強化のお手伝いをさせていただいております。」（日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/63.html）とし，特別利率での融資が行われている。また，「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリストを利用した金融商品を取扱う金融機関」として，東日本銀行等の金融機関の紹介（中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/sien/kinyukikan.htm）がある。

15　簡便な処理という観点以外にも，「相当な減価償却」という概念が任意償却を連想させ，企業の経済実態を表さなくなると考えている可能

性も考えられる。なお，「相当な減価償却」については，「経営状況によって償却を任意に行うようなことは，相当性が認められる余地はないと考えられる。この点，法人税法において，各事業年度の償却限度額の範囲内であれば，任意に償却を行うことが可能となっていることとは異なっている」（荒井 2012, 154）と説明されている。

16　たとえば，「簡便・利用しやすい」については，「中小企業の実体に応じて，簡略化されており，利用し易い」等のコメントがなされ，「詳細過ぎ」については，「あまりにも画一的に，細部まで統制されており，企業本来の選択自由の任意性が阻害されており不便」等のコメントがなされている。

17　「『中小会計要領』の理論的前提は，大企業と中小企業の属性の相違である。企業属性の相違は，結果的に，大企業と中小企業の「会計慣行」の相違をもたらすことから，中小企業の属性に見合った会計基準（「中小会計要領」）を制定化することが，計算書類の信頼性を高めることになる。」（河﨑 2012，26）との指摘がある。

18　東日本大震災で被害を受けた東北中小企業の経済実態を把握するために行った税理士へのアンケート調査のデータを利用した分析を行った。このため，会計に関する分析においても，種々のバイアスが考えられ，税理士全体を示すデータとは言えない可能性がある。しかし，東日本大震災という未曽有の大災害を経験した東北税理士会所属の税理士には，復旧・復興における経済実態の把握の必要性や補助金等のための会計的資料の必要性があったものと思われ，これらの経験を有する税理士に対するアンケート調査には，会計の有用性を確認する等の観点については重要な意味があるものと思われる。

19　利用の啓蒙のためには，中小会計要領が中小企業にとって真に有用であるかどうかが検証される必要がある。

20　中小企業庁では，「中小企業の方に『中小会計要領』の内容を理解し，ご活用いただくため，様々な団体が中小企業向けセミナーや研修会を開催しています。」（中小企業庁 http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/learn/index.htm）としており，中小企業大学校による「中小企業会計アドバンス研修」の実施等を紹介している。

（付記）

本研究は，科学研究費助成事業（基盤研究 C）26510009 の補助を受けている。

【参考文献】

荒井恒一. 2012.「中小企業の会計基本要領」河﨑照行・万代勝信編著『詳解中小会社の会計要領』中央経済社.

金子友裕. 2013a.「税理士へのアンケート調査を通じた東北中小企業の現状分析―東北中小企業における大震災の影響と復旧・復興の状況に関する暫定的結論―」『中小企業ベンチャービジネスコンソーシアム年報』(11)：4-17.

金子友裕. 2013b.「大震災による中小企業の被災状況に関する緊急調査報告」柴健次他編著『大震災後に考えるリスク管理とディスクロージャー』同文舘出版 .

金子友裕. 2013c.「東日本大震災後の中小企業の復旧・復興に会計が果たした役割」『産業経理』73(3)：135-143.

河﨑照行. 2012.「『中小会計要領』の全体像と課題」『企業会計』64(10)：25-31.

櫛部幸子. 2015.「我が国における『中小会計要領』の有用性と今後の適用可能性」『中小企業会計研究』(1)：16-27.

佐藤信彦. 2012.「中小企業会計基本要領と中小指針との異動点とその関係」『税研』(163)：33-38.

品川芳宣. 2012.「『中小会計要領』の制定と中小企業会計の今後の方向」『税経通信』67(5)：17-23.

弥永真生. 2013.「企業会計法と制度会計」『會計』183(1)：38-51.

中小企業庁ホームページ（2015 年 11 月 13 日アクセス）http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/learn/index.htm

中小企業庁ホームページ（2015 年 11 月 13 日アクセス）http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/sien/kinyukikan.htm

日本政策金融公庫ホームページ（2015 年 11 月 13 日アクセス）http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/63.html

中小企業融資における経営者保証ガイドラインと中小会計要領の意義

櫛　部　幸　子（鹿児島国際大学専任講師）

論文要旨　2013年12月5日，日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会より「経営者保証ガイドライン」が公表され，2014年2月1日から適用が開始されている。この「経営者保証ガイドライン」は，中小企業融資における経営者個人保証が中小企業の発展の妨げとなるとの問題意識から策定されたものである。「中小会計要領」は中小企業の財務健全性を高め，融資がスムーズに行われるよう策定されたものであり，両者ともに不動産等の担保中心の中小企業融資に一石を投じるべく策定されたものである。

そこで本稿では，「経営者保証ガイドライン」の策定経緯，策定目的を述べ，2015年度の中小企業融資の実態と「経営者保証ガイドライン」に対する税理士の意見，金融機関の意向を明らかにしている。

さらに中小企業融資における「経営者保証ガイドライン」と「中小会計要領」の意義を明らかにし，今後の「経営者保証ガイドライン」適用拡大のための提言を行っている。

キーワード　中小企業融資，中小会計要領，経営者保証ガイドライン，経営者保証ガイドライン対応保証

1　はじめに

中小企業融資の場において，新しいガイドラインの適用が開始されている。これは「経営者保証に関するガイドライン（経営者保証ガイドライン）」とよばれるものであり，2013年12月5日，日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会より公表され，2014年2月1日から適用が開始されている。この「経営者保証ガイドライン」の内容は，中小企業が金融機関の融資を受ける際，経営者個人の保証なしに融資を受けることができるよう，個人保証の問題点を指摘し，適用条件や適用方法を規定しているものである。

「経営者保証ガイドライン」の適用が順調に広がれば，倒産の際，中小企業経営者個人がいわゆる「身ぐるみを剥がれる」という悲惨な状況を回避することができ，早急に再起を図ることができるものと期待される。

そこで本稿においては，「経営者保証ガイドライン」の策定経緯，策定目的，これに対応した「経営者保証ガイドライン対応保証制度」のしくみを明らかにし，適用を広げるための提言を行う。さらに，このガイドラインの中での「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の意義を明らかにする。

また，2014年度に引き続き，中小企業会計実務における中小会計要領の意義，特に中小企業融資の場における中小会計要領の意義を明らか

※本稿は査読済み論文です（2016年3月31日決定）。

にするべく，税理士・金融機関・信用保証協会に対するインタビュー調査の結果を明らかにする。

2　中小企業会計基準の適用状況と中小企業融資の実態調査

2014 年度，兵庫県姫路市で開業をしている税理士 4 名（A ～ D 税理士）に対し 2014 年 3 月から 4 月にかけてインタビュー調査を行っている [1]。

2.1　2014 年度の調査結果

2014 年度の調査により，中小企業融資の場において「金融検査マニュアル（別冊）」,「スコアリング」,「信用保証協会の保証の有無」,「経営計画・経営者の人柄」が重視されていることが明らかとなった。金融機関におけるスコアリングでは「適正に中小会計要領を適用していれば，大幅な修正が少なく，経営者の資質も評価される」との結果を得ている。金融検査マニュアルにおいては「経営者の担保力のほかに，企業の収益性が評価されており，収益性の評価において中小会計要領を適用した財務諸表が利用される可能性がある」との結果を得ている。信用保証協会の保証については「CRD データによるスコアリングと中小会計要領を適用した財務諸表が重視されている」現状が明らかとなり，いずれにおいても中小会計要領の一定の意義を見出すことができた（櫛部 2015）。

2.2　2015 年度の調査結果

2015 年 4 月，2014 年度と同じ税理士に同様の調査を行った [2]。**図表 1** では 2014 年度の結果と比較し，クライアント数や中小会計要領に対する意識，中小会計要領適用の主な要因等にどのような変化が生じているのかを明らかにしている。

2015 年度の調査において，A~D 税理士すべてが，信用保証協会からのチェックリストの要請や金融機関の利息割引制度適用以外に，中小企業の融資の場における中小会計要領の意義を見出すことが難しい現状を述べている。さらに 2014 年度の調査結果と比べ，金融機関が担保と信用保証協会における保証を重視している傾向が強いことを指摘している。また B 税理士はあえて中小会計要領を適用させる必要性を感じないとの指摘を行っている。たとえば，下請会社である中小企業が親会社の株を持たされているケースが多く，自由な売買自体ができない場合がほとんどであり，取得原価で評価するしかない現状があるとしている。これは「有価証券を原則取得原価で評価する」という中小会計要領の規定自体が中小企業にとっては当たり前のことであり，必要がないとの指摘である。さらに，退職給付規定を導入している中小企業が，中小会計要領を適用することも難しいと指摘している。その理由は，「景気が悪く，退職金を支払えない状況であり，引当金の計上も困難であるから」としている。

建設業の場合においても，公共工事受注の指標となる経営審査があり，点数（ランク）を安定させるため数値の乱高下を避けることを望み，赤字のときは翌期以降の利益を前倒しし，黒字の時は利益を先送りすることによりできるだけ「黒字利益を平準化する」という誘因に駆られるケースがあるとの指摘があり，中小会計要領の適切な適用が難しい現状も明らかになっている。

2.3　金融機関に対する調査の結果

2014 年度調査をした金融機関 2 社に加え 3 社の金融機関に対し，2014 年度と同様の調査を 2015 年 6 月に行っている。金融機関 5 社のうち，4 社（2014 年度に調査をした 2 社を含む）は，中小企業融資の際に信用保証協会の保証と担保が最重要と回答している。2014 年度，重要性が高いとしていた「中小会計要領を適用し

図表１　クライアントにおける中小会計要領の適用割合と適用目的

A税理士	・クライアント数…クライアント数は80件に増加（2014年度は約60件）。業務内容は変化なし。 ・中小会計要領について…トータル的に見れば長期的な利益につながるとして，クライアントに対し積極的に中小会計要領を適用させている（適用率は30％～40％。2014年度より約10％増加。クライアントの約20％が，自分たちの会社の経営状況を知るために中小会計要領の適用が必要であると感じている）。 ・中小会計要領適用の主な要因…信用保証協会からのチェックリストの要請（100％）。融資の場では，金融機関は担保を重視している傾向が強いと感じられ，中小会計要領の意義を感じない。
B税理士	・クライアント数…クライアント数は30～40件。クライアント数，業務内容ともに変化なし。 ・中小会計要領について…中小企業経営者は，経営者自身が自社の経営状態を知るために財務諸表を作成するという意識はない。誠実な業務をやっていれば，おのずと中小会計要領に適すると考えている（適用率は90％以上。2014年度は10％弱であったが，これは適用が増えたのではなく，2014年度のインタビュー調査により自らの適用に対する認識が変わった[3]）。 ・中小会計要領適用の主な要因…信用保証協会からのチェックリストの要請（100％）。基本的に，金融機関は，経営計画，人的担保を重視し，経営計画や人柄が問われる段階で中小会計要領が有効であると考えている。しかし2015年度，担保の有無が最重要項目である事例が多かったと感じている。
C税理士	・クライアント数…クライアント数は約60件に倍増。業務内容は変化なし。クライアント数倍増の原因としては，建設業を中心に，適正な財務諸表を作ろうという意識が芽生えてきていることがあげられる。これは建設業の規制が厳しくなっている現状が影響していると考えられる（国土交通省土地・建設産業局建設業課 2014）。 ・中小会計要領について…中小企業経営者は基本的に自社の経営状態を知るために財務諸表を作成するという意識はない（適用率はほぼ100％。2014年度は10％弱であったが，これは適用が増えたのではなく，2014年度のインタビュー調査により自らの適用に対する認識が変わった[4]）。 ・中小会計要領適用の主な要因…信用保証協会からのチェックリストの要請（100％）。中小会計要領については，従来の税理士の業務と変わらない内容であるため通常の業務を行っていればチェックリストは通過するはずである。中小会計要領は，税理士にとってよい警鐘になると考えている。金融機関が融資をするかどうかは，信用保証協会の保証があるかどうかで決定している傾向があり，金融機関がリスクを避ける傾向が強いと考えている。
D税理士	・クライアント数…クライアント数は約100件。クライアント数，業務内容ともに変化なし。 ・中小会計要領について…中小企業経営者はお金がほしいという思いが強いため，チェックリスト提出は強いインセンティブになると考えている。また中小企業の財務諸表の土俵を同じにすることで，比較可能性を高めることができると考えている（適用率は約90％。2014年度と同じ）。 ・中小会計要領適用の主な要因…信用保証協会からのチェックリストの要請と金融機関の融資プラン適用のため（100％）。中小会計要領は，税理士にとってよい警鐘になると考えている。金融機関の融資の際は，担保と信用保証協会の保証が重視され，定性要因は少ししか評価されないと考えている。

出所：兵庫県姫路市における税理士４名に対する調査（2015年４月）をもとに筆者作成

た財務諸表」・「スコアリング」は二次的な決定の場合のみ利用するとしており，同様に2014年度重視されていた「経営者の人柄や財務諸表」と回答したのは１社のみである。

2015年度，担保重視の傾向が強いとの税理士からの指摘を受け，金融機関に対しその理由をヒアリングしたところ，５社ともに「2015年度も景気は良くならず，2014年度より中小企業の経営状態が悪い」との回答があった。また，「財政状態の良い企業と悪い企業との差が激しく，金融機関は相手を見て金利に差をつけており，良い企業には0.5％前後，悪い企業には３～５％前後の金利と担保の要求をしている」との回答があった。

3　経営者保証ガイドラインができるまで

上述のように中小企業融資の場において担保重視の傾向がみられる中，この流れに棹をさすかのごとく，新しく「経営者保証ガイドライン」が策定されている。

この「経営者保証ガイドライン」は，かなり以前からその必要性が認識されていた。2010年6月18日閣議決定「中小企業憲章」においては「経済活力の源泉である中小企業が，その力を思う存分に発揮できるよう支援する」，「セーフティーネットを整備し，中小企業の安心を確保する」，「中小企業の事業再生において個人保証等の課題が存在している」とし，個人保証の問題が認識されている。

また経営者個人保証の割合が非常に高いことも実態調査の結果明らかになっている（中小企業庁委託山田ビジネスコンサルティング株式会社 2011）。調査結果によると，金融機関からの借入があると回答した企業のうち86.7％が経営者個人保証を提供しており，企業規模が小さいほど提供割合が高くなる傾向があることが明らかになっている。経営者個人保証を要請されない企業の特徴としては，「財務内容が良好である 61.5％」，「必要な財務情報が適時開示されている 10.7 ％」となっており，ここに中小会計要領の貢献の余地があるのではないかと考えられる。

次に「経営者保証ガイドライン」の策定経緯を，以下の**図表２**において明らかにし，各策

図表２　「経営者保証ガイドライン」ができるまで

◆事業再生関連制度整備の経緯	
1996年	整理回収機構（RCC）設立
1999年	産業活力再生特別措置法（「産活法」）制定
2000年	民事再生法施行
2001年	私的整理に関するガイドライン制定
2002年	会社更生法改正（1952年制定・2006年改正）
2003年	中小企業再生支援協議会の設置
2006年	会社法施行
2007年	事業再生ADR制度創設（産活法改正）
2009年	企業再生支援機構設立
2010年６月18日	「新成長戦略」公表
2010年11月～2011年３月	中小企業庁「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会」実施
2011年４月	中小企業庁「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会報告書」公表
2013年３月末 期限到来	「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」
2013年１月～４月	中小企業庁・金融庁「中小企業における個人保証等の在り方研究会」実施
2013年５月	中小企業庁・金融庁「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」公表
2013年８月～11月	日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会「経営者保証に関するガイドライン研究会」実施
2013年12月５日	日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会「経営者保証ガイドライン」公表
2014年２月１日	日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会「経営者保証ガイドライン」適用開始

出所：中小企業庁（2011）をもとに筆者加筆

定段階における審議事項等を明らかにする。

3.1　中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会

2010 年 11 月～ 2011 年 3 月，中小企業庁金融課において，中小企業の事業再生を更に進める目的で「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会」を実施し，個人保証における課題，中小企業金融の実務，事業再生における課題を検討している（中小企業庁 2011）。これは中小企業庁金融課における私的研究会という位置づけで，中小企業の事業再生を進めるべく，政策的な観点で議論がなされたものである。この研究会より，2011 年 4 月「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会報告書」が公表されている（中小企業庁 2011）。研究会のメンバーは，弁護士，金融機関，研究者，サービサー，中小企業再生支援全国本部等であり，オブザーバーとして金融庁，法務省，中小企業庁が名を連ねている。

3.2　中小企業における個人保証等の在り方研究会

「中小企業における個人保証等の在り方研究会」が 2013 年 1 月～ 4 月，中小企業庁・金融庁合同で行われている。この研究会設立の目的として，「中小企業における個人保証等の課題全般を，個人保証の契約時における課題と個人保証の契約後における課題とに整理し，中小企業金融の実務の円滑化に資する具体的な政策的出口を検討する」としており，計 6 回の検討会が行われている（中小企業庁・金融庁 2013a; 2013b; 2013c; 2013d; 2013e; 2013f）。研究会のメンバーは，弁護士，金融機関，研究者，中小企業経営者，中小企業団体中央会等である。

ここでは，中小企業から正確な財務情報を提供させる習慣の定着や，借り手・貸し手の信頼関係構築の必要性を唱えている。さらに個人保証は長年にわたる課題であり，中小企業の創業，成長・発展，早期の再生着手，円滑な事業承継のみならず，再起の場合の取組意欲を阻害しているとの指摘もなされている。具体的には，中小企業経営者と金融機関が個人保証に安易に依存することで「企業そのものの経営規律を促進しない」，「金融機関による健全な融資慣行の構築が進まない」，「所有と経営の分離がなされない」，「企業としての財務状況の正確な把握・企業についての適時適切な情報開示等による透明性の確保がなされない」などの問題点があげられている。

本研究会より，2013 年 5 月，「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」が公表されている（中小企業庁・金融庁 2013g）。

3.3　経営者保証に関するガイドライン研究会

2013 年 8 月～ 11 月，日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会において「経営者保証に関するガイドライン研究会」が実施された。ここでは，上述の 2 つの報告書を踏まえ，中小企業における個人保証等の在り方に関する公的な枠組みとして，課題の解決策の方向性を具体化したガイドラインの策定が必要であるとし，報告書が取りまとめられている。研究会は計 3 回行われている（日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会 2013a; 2013b; 2013c）。

研究会では，「経営者による個人保証問題を法的・制度的に解決へ導くガイドラインを作ることは，国の政策に沿った意義ある活動であり，信用保証協会も含めた形で，公平に処理できるように，ガイドラインをつくるべきである」とし，このガイドラインが早く適用され，実績が積み重なっていく中で，ベストプラクティスを還元することが必要であるとの見解を示している。

3.4　経営者保証ガイドラインの公表

2013 年 12 月 5 日，日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会より「経営者保証ガイドラ

イン」が公表され，2014 年 2 月 1 日より適用開始がなされている（日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会 2013d）。日本再興戦略「中小企業・小規模事業者の革新」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）においても，新事業を創出し，開・廃業率 10％台を目指すための施策として，このガイドラインが位置づけられている（内閣府 2013）。

このガイドラインの真の目的は連帯保証人をやめさせることであり，経営者の「担保を取らずにお金を貸してほしい」といえない現状を改善するべく策定されたものと考える。

このガイドラインを適用するにあたり，申込人資格要件が与えられている。以下のすべての条件を満たさなければ，このガイドラインを適用することはできない。資格要件は「中小企業者であって法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること」，「法人と経営者の間の資金のやりとりが，社会通念上適切な範囲を超えていないこと」，「法人から適時適切に財務情報が提供されており，本制度による保証付融資を実行後も提供すること」，「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であると判断し得るものとして，『無担保無保証要件』または『有担保無保証人要件』のいずれかに該当すること」である。

具体的には，2 種類の対応が規定されている。保証契約時等の対応「中小企業が経営者保証を提供することなく資金調達を希望する場合に必要な経営状況とそれを踏まえた債権者の対応」，「やむを得ず保証契約を締結する際の保証の必要性等の説明や適切な保証金額の設定に関する債権者の努力義務」，「事業承継時等における既存の保証契約の適切な見直し」と，保証債務の整理の際の対応「経営者の経営責任の在り方」，「保証人の手元に残す資産の範囲についての考え方」，「保証債務の一部履行後に残った保証債務の取扱いに関する考え方」である。

資格要件における「法人から適時適切に財務情報が提供」という項目において，中小会計要領の意義を見出すことができる。

4　経営者保証ガイドライン対応保証制度

この「経営者保証ガイドライン」に対応した信用保証制度が一般社団法人全国信用保証協会連合会において策定されている。

4.1 「経営者保証ガイドライン対応保証制度」のしくみ

具体的な「経営者保証ガイドライン対応保証制度」の仕組みは「金融機関は，信用保証付融資の実行と同時に，その 6 割以上の額にて同等の返済条件で，信用保証協会の保証を付さない融資（無保証人）を実行する必要がある」としている。この仕組みを以下の**図表 3** の例で説明する。

図表 3　「経営者保証ガイドライン対応保証制度」のしくみ

出所：千葉県信用保証協会（2014）をもとに筆者加筆修正

たとえば信用保証協会の保証付融資 5,000 万円を行った場合，金融機関はその 6 割以上の金額（3,000 万以上）のプロパー融資を要請されるというものである。通常の信用保証協会の保証付融資の場合，金融機関の責任は 2 割，信用保証協会の責任が 8 割であるが，今回の制度では金融機関の責任が強化（今回の例であれば 37.5%）されている。つまり信用保証協会のリスク負担を軽減し，金融機関のリスク負担が高く設定されている。

4.2　経営者保証ガイドライン対応保証制度資格

この「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を適用する際，適用資格があるかどうかの判断に用いる「経営者保証ガイドライン対応保証制度資格要件確認シート」がある（一般社団法人全国信用保証協会連合会 2014）。ここでは中小企業が提出した財務諸表に対し「中小会計指針や中小会計要領を適用していること」，「税理士等の会計の専門家の承認がいること」など細かく規定がなされている。このシートは一般社団法人全国信用保証協会連合会に対し金融庁の指導が入り策定されており，金融機関もほぼ同じ要件でガイドラインの適用判断をしていることが調査の結果明らかになっている（兵庫県姫路市の信用保証協会と金融機関に対する 2015 年 8 月の調査による）。

このシートの内容は大きく 4 つに分けられる。「①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている」，「②法人と経営者間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていない」，「③適時適切に財務情報等が提供されている」，「④財務要件を満たしている」である。①については，確認書類，各専門家（税理士・公認会計士等）の検証を受けたことを示す報告書が必要な項目があり，業務用資産を申込人がすべて所有していること・親族以外の第三者が取締役会に出席していること・役員報酬の決定プロセスにおいて外部専門家の検証がなされていること等が要請される。②についても各専門家（税理士・公認会計士等）の検証を受けたことを示す報告書が必要であり，③については，中小会計指針もしくは中小会計要領のチェックリストの提出や公認会計士や監査法人の監査を受けたことを示す書面が必要であり，「適時適切な財務情報が提供されている」と判断したことを示す申込金融機関の理由説明書が要請されている。④については，具体的に自己資本比率 20% 以上やインタレスト・カバレッジ・レシオ 2.0 倍以上などの条件が与えられている。

図表 4 においてこの「経営者保証ガイドライン」と資格要件についての税理士 4 人の意見と金融機関の意向を明らかにする。

税理士 4 名，金融機関 5 社に対する調査より，この「経営者保証ガイドライン」に対し一定の効果を期待しつつも，実際の適用に関してはかなり難しいと考えていることが明らかとなった。さらに金融機関に対する調査においても，あまりにもリスクが高いため本当に借入を必要としている企業に対しての適用を敬遠し，形骸化が起こっていることが明らかとなった。

5　おわりに ── 結論

2014 年度の調査において，金融機関におけるスコアリング，金融検査マニュアル，信用保証協会の保証における中小会計要領の一定の意義は認められた。しかし 2015 年度の調査では，担保の有無が非常に重視されている現状が明らかとなった。これは，ひとえに中小企業の経営状態が芳しくないことが理由としてあげられる。さらに中小会計要領に関しては依然としてその必要性を感じないとの厳しい意見もあった。中小会計要領の適用の有無は融資の際の二次的な判断の際に利用されるにすぎず，信用保証協会の保証料割引制度以外には意義を見出すことが

図表４　経営者保証ガイドラインと資格要件に対する意見

A税理士	・経営者保証ガイドラインについて…このガイドラインが策定されたことは知っている。金融機関や税理士の勉強会で耳にしている。クライアントの中で，経営者保証に苦しんでいる人達がいるため興味があった。実際にクライアントの中で，経営者保証ガイドラインを適用した事例はない。 ・経営者保証ガイドライン適用について…現実問題として無理であると考える。金融機関は必ず不動産を担保にとると考えている。 ・資格要件について…将来性を重視すべきではないか。金融庁も中小企業の将来性を重視すべきであるとの見解を示している（金融庁 2014）。
B税理士	・経営者保証ガイドラインについて…知らなかった。あまりにもリスクが高いと考える。 ・経営者保証ガイドライン適用について…リスクは高いが，お金が回る良い機動力になればと考える。そこで，トラブルが起きた時の対処を考えていればよいのではないか。 ・資格要件について…将来設計の視点がない。本来融資は将来ビジョンを重視すべきではないのか。資格要件の中にいくらでも操作できる項目がある。定性要因を含まなければリスクが高すぎると考える。
C税理士	・経営者保証ガイドラインについて…聞いたことはあるが，かなりの困難を伴うものと考える。加えて形骸化の恐れがあると考える。 ・経営者保証ガイドライン適用について…中小企業経営者（借り手）にとって，担保を抜くのは命取りと考える傾向にあるため広がらないと考える。 ・資格要件について…回収の意向が本当にあるのかと考える。現在の要件では，操作可能なものがたくさんあるため，操作不可能なものを考えるべきである。
D税理士	・経営者保証ガイドラインについて…策定過程から知っており，少しずつ実現していくのではないかと考える。最初はかなりの困難を伴うと考える。国のリーダーとしての方針（安倍政権の方針）を打ち出すという意味では有効ではないか。アベノミクスにおいても経営者の再起を促している。 ・経営者保証ガイドライン適用について…現実問題としては，難しいと考えるが，国として経営者のやる気を起こさせるという点では意義があるのではないか。 ・資格要件について…税理士等の同意書を要請している要件は一定の効果はあると考える。将来性を重視し，五か年計画や後継者の有無などの定性要因を入れるべきではないか（三菱東京UFJ銀行の極めというプランでは，経営計画が入っている）。
金融機関	・経営者保証ガイドラインについて…経営者保証ガイドラインについては知っている。金融庁から指導が入っており，説明会も行われ，理解している。金融庁からの適用のノルマもあり，適当な借り手を探している。 ・経営者保証ガイドライン適用について…実際に適用させた例はある。財政状態が安定し，回収に関しても安全性の高い企業に対し，無担保で貸付を行っている。実際に，資金繰りに困っている企業には，怖くて貸せないと考えている。 ・資格要件について…資格要件については不安がある。適用する場合も，信用保証協会の保証は必要である（金融機関5社のうち4社は，経営者保証ガイドライン適用を検討。しかし1社は，適用の意向はないと回答している）。

出所：兵庫県姫路市における税理士４名（2015年４月），金融機関5社（2015年6月）に対する調査をもとに筆者作成

難しい現状がある。

「経営者保証ガイドライン」の適用については，信用保証協会においてもリスクを認識しており，通常の融資よりも金融機関のリスクを高くするという措置を取っている。金融機関も，このガイドラインの早急な適用は難しいと考えている現状がある。

また，金融機関は金融庁からの指導もあり，借入の必要がない財務状態が良好な企業に対し借入を依頼している実態があることが明らかとなり，このままでは，有効な政策が形骸化してしまう恐れがある。そこで資格要件と回収シス

テムを見直し，回収可能性を高めるシステムの構築が必要であり，さらに回収に問題が起こった場合，対処する政策を考えるべきであろう。資格要件をさらに厳格にし，操作不可能な項目や定性要因を盛り込み，将来ビジョンを入れるべきではないだろうか。さらに中小会計要領の厳密な適用などの要件も盛り込むべきではないだろうか。

この「経営者保証ガイドライン」の策定経緯を追い，審議内容を検討すれば，いかに長きにわたりこの経営者個人保証が深刻な問題として中小企業を苦しめてきたかがわかる。各審議段階ではこの問題を解決するべく方策が論じられている。

一部の税理士が「政策の方向性がずれているのではないか」との指摘を行っている。これは，中小企業融資の実態を日々目の当たりにしているからこその指摘である。実際の中小企業融資の場は不動産等の担保を要請し，経営者個人保証を要請する傾向にある。このような現状の中で「経営者保証ガイドライン」を普及させるには，一定の強制力をもって適用させる必要があると考える。

中小会計要領もまた不動産等の担保中心の融資から脱却するべく策定されたものである。「経営者保証ガイドライン資格要件」の確認書類に，中小会計要領のチェックリストがあるため，このガイドラインの適用が広がれば，更なる中小会計要領の意義も出てくるものと考える。

（注）

1　この４名の税理士については，匿名にて，以後長期にわたり（10年間を予定）中小企業会計基準の適用状況等の調査を行うことを予定している（2014年度の調査結果は，下表のとおりである）。

2014年度の調査結果　主な業務内容とクライアント数

A税理士	・伝票作成から業務を行い，財務諸表等を作成し，経営相談・税務相談にのる。約60件のクライアントを有している。
B税理士	・伝票は顧客に作成してもらい，財務諸表等を作成し，経営相談・税務相談にのる。30～40件のクライアントを有している。
C税理士	・伝票は顧客に作成してもらい，財務諸表等を作成し，経営相談・税務相談にのる。30～40件のクライアントを有している。
D税理士	・伝票は顧客に作成してもらい，財務諸表等を作成し，経営相談・税務相談にのる。顧客に対し中小会計要領の教育を行う。約100件近くのクライアントを有している。

2014年度の調査結果　適用状況と中小会計要領適用の主な要因

A税理士	・約60件のクライアントのうち20～30%が中小会計要領を適用。 ・信用保証協会からのチェックリストの要請（100%）。
B税理士	・30～40件のうち10%弱が中小会計要領を適用。 ・信用保証協会からのチェックリストの要請（100%）。
C税理士	・30～40件のうち10%弱が中小会計要領を適用。 ・信用保証協会からのチェックリストの要請（100%）。
D税理士	・100件近くのクライアントのうち90%が中小会計要領を適用。 ・信用保証協会からのチェックリストの要請と金融機関の融資プランを受けるために適用(100%)。

2　2014 年度と同じく 2015 年度のインタビュー調査においても，兵庫県姫路市の税理士 4 名に対し調査を行ったにすぎず，この 4 名の意見を一般化することはできない。さらに税理士のクライアントに対する調査を行うことはできていない。これに関しては今後，調査範囲を広げる，長期にわたり調査を行うことで解決策を見出したい。

3　2014 年度のインタビュー調査により，通常の税理士業務を行っていれば，おのずと中小会計要領に準拠した財務諸表作成をしていることに改めて気づかされたと回答している。かねてより中小会計要領に準拠した財務諸表を作成していたが，あえて認識をしていなかったとの回答を得ている。

4　B 税理士と同じ回答である。

【参考文献】

河﨑照行・万代勝信編著. 2012.『詳解　中小会社の会計要領』中央経済社 .

武田隆二編. 2003.『中小会社の会計－中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社 .

武田隆二編著. 2006a.『新会社法と中小会社会計』中央経済社 .

武田隆二編著. 2006b.『中小会社の会計指針』中央経済社 .

上西左大信. 2012a.「中小会計要領の制定が中小企業実務に与える影響」『税研』28(1)：43-49.

上西左大信. 2012b.「中小企業の会計の質の向上－中小会計要領と同チェックリストの公表－」『税経通信』67(6)：154-160.

河﨑照行. 2011.「『中小企業の会計』の新展開―『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』の概要―」『税経通信』66(1)：39-46.

河﨑照行. 2012a.「日本における中小企業会計の現状と課題」『甲南会計研究』(6)：1-9.

河﨑照行. 2012b.「『中小会計要領』の全体像と課題」『企業会計』64(10)：25-31.

河﨑照行. 2012c.「『中小企業の会計』の制度的定着化」『會計』182(5)：599-611.

櫛部幸子. 2014.「我が国における中小企業会計基準の動向」『會計』185(3)：389-402.

櫛部幸子. 2015.「我が国における「中小会計要領」の有用性と今後の適用可能性」『中小企業会計研究』(1)：16-27.

品川芳宣・河﨑照行・弥永真生・坂本孝司. 2012.「特別座談会『中小企業の会計に関する基本要領』の取りまとめの背景と意義」『TKC 会報 2012 年 6 月号別冊』TKC 全国会 .

西川登. 2003.「非公開中小会社のための会計基準のあり方―中小企業・日税連・会計士協会の考え方の比較検討―」『商経論叢』（神奈川大学経済学会）39(2)：41-62.

西川登. 2005.「『中小企業の会計』の統合化と会計基準の権威」『商経論叢』（神奈川大学経済学会）40(4)：51-63.

万代勝信. 2012.「中小会計要領の制定の経緯と概要」『税研』28(1)：26-32.

山下壽文. 2012.「わが国の中小企業会計基準の展開～『中小企業の会計に関する基本要領』をめぐって～」『佐賀大学経済論集』45(4)：49-72.

【参考 Web ページ】

一般社団全国信用保証協会連合会. 2014.「『経営者保証ガイドライン対応保証』資格要件確認シート」. http://www.cgc-tokyo.or.jp/download/pdf/cgc_keieisyahosyougl_sheet.pdf

金融庁. 2014.「平成 26 事務年度　金融モニタリング基本方針」（監督・検査基本方針）」2014 年 9 月. http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1/01.pdf

国土交通省土地・建設産業局建設業課. 2014.「建設業法令遵守ガイドライン（第 4 版）－ 元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」2014 年 10 月. http://www.mlit.go.jp/common/001059098.pdf

千葉県信用保証協会. 2014.「経営者保証ガイドライン対応保証制度のご案内」.http://www.chiba-cgc.or.jp/news/files/gl_pamphlet1.pdf

中小企業庁. 2011.「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会報告書」2011 年 4 月. http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g110524aj_01.pdf

中小企業庁委託山田ビジネスコンサルティング株式会社. 2011.「中小企業における個人保証等の在り

方研究会参考データ集 平成22年度個人保証制度及び事業再生に関する金融機関実態調査」2011年3月. http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kojinhosho/2013/130502sankou.pdf
中小企業庁・金融庁. 2013a.「中小企業における個人保証等の在り方研究会 第1回議事要旨」2013年1月. http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kojinhosho/0128GijiYoshi.pdf
中小企業庁・金融庁. 2013b.「中小企業における個人保証等の在り方研究会　第2回議事要旨」2013年1月. http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kojinhosho/0208GijiYoshi.pdf
中小企業庁・金融庁. 2013c.「中小企業における個人保証等の在り方研究会　第3回議事要旨」2013年1月. http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kojinhosho/0207Youshi.pdf
中小企業庁・金融庁. 2013d.「中小企業における個人保証等の在り方研究会　第4回議事要旨」2013年2月. http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kojinhosho/0220Youshi.pdf
中小企業庁・金融庁. 2013e.「中小企業における個人保証等の在り方研究会　第5回議事要旨」2013年3月. http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kojinhosho/0314Youshi.pdf
中小企業庁・金融庁. 2013f.「中小企業における個人保証等の在り方研究会 第6回議事要旨」2013年 4 月. http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kojinhosho/0424Youshi.pdf
中小企業庁・金融庁. 2013g.「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」2013年5月. http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kojinhosho/2013/130502houkoku.pdf
内閣府. 2013.「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」2013 年 6 月. https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf
日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会. 2013a.「経営者保証に関するガイドライン研究会第1回議事要旨」2013年8月. http://www.jcci.or.jp/chusho/kinyu/130807giji.pdf
日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会. 2013b.「経営者保証に関するガイドライン研究会第2回議事要旨」2013年10月. http://www.jcci.or.jp/chusho/kinyu/131010giji.pdf
日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会. 2013c.「経営者保証に関するガイドライン研究会第3回議事要旨」2013年11月. http://www.jcci.or.jp/chusho/kinyu/131122giji.pdf
日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会. 2013d.「経営者保証に関するガイドライン」2013年12月. http://www.jcci.or.jp/chusho/kinyu/131205guideline.pdf
日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会. 2013e.「経営者保証に関するガイドライン Q&A」2013年12月. http://www.jcci.or.jp/chusho/kinyu/131205guideline-qa.pdf

■課題研究委員会 中間報告

「中小企業金融における会計の役割」に関する研究

委員長　坂本孝司（愛知工業大学・税理士・米国公認会計士）

顧　問　河﨑照行（甲南大学）

アドバイザー

桃田龍三（専修大学）　　成川正晃（東北工業大学）

坂上　学（法政大学）

［３人の先生方は本中間報告後にアドバイザーに就任されました］

委　員（＊はリーダー）

上野隆也（桃山学院大学・税理士）　　福島健人（中小企業経営支援全国本部・税理士）

＊加藤恵一郎（税理士・公認会計士）　　古川忠彦（中小企業基盤整備機構・経営士）

＊成川正晃（東北工業大学）　　＊増山英和（税理士）

原田伸宏（税理士・公認会計士）　　松﨑堅太朗（明治大学・税理士・公認会計士）

平井正大（浜松信用金庫常務理事）

1　研究の目的

本研究は，中小企業金融における「会計」（具体的には，財務会計・管理会計・財務管理の領域をいう）の機能を理論的かつ実務的に解明することを通じて，中小企業金融における「会計」の役割期待を明らかにするとともに，これらの領域における諸課題およびそれらの解決策を提示することを目的とする。

1.1　学会の設立趣旨に合致

中小企業会計学会の設立目的は，「中小企業をめぐる諸問題を理論・制度・実務の諸側面から，研究者と実務者の広範な意見交換を通して解明し，わが国および諸外国の会計理論と会計実務の発展に資するとともに，会員相互の交流を深めること」にある（設立趣意書より）。すなわち，本学会が目指す研究の方針は，①中小企業における会計を対象とする，②会計理論・会計制度・会計実務の３つの側面から解明する，③研究者と実務家の広範な意見交換を行う，④わが国および諸外国の会計理論および会計実務の発展に資する，ところにある。中小企業金融実務における「会計」の位置づけおよびその重要性を鑑みれば，本研究のテーマはこれら４つの方針に完全に合致している。

1.2　理論研究の欠如

中小企業金融における「会計」の役割に関しては，実務的なアプローチは散見されるものの，研究者による理論的かつ体系的な研究実績はほとんど存在していない。また近年，会計領域に関する実証研究が進展しているが，この領域に関する実証研究もそれほど進んでいない。他方，実務家の立場からすれば，日常の多忙な業務に

取り組むことが優先であり，中小企業金融における「会計」の役割を理論的・実証的に解明することは二の次になりがちである。

とはいえ，実務に立脚した建設的な意見を欠いたまま日常業務を遂行するだけでは，中小企業金融における「会計」の役割に関する議論や政策が実務を軽視したまま進行してしまうおそれがある。中小企業金融における「会計」の役割を理論的に解明し，そのあるべき役割を提示することはわが国にとって喫緊の課題である。

2　研究の全体像と内容

2.1　問題提起と研究の意義・各種政策における「会計」の位置づけ（坂本）

わが国の中小企業金融と中小企業政策における「会計」の位置づけを歴史的に俯瞰すれば，「戦後復興期」から「早期是正措置導入（1998 年）直前」までは，戦後復興期の一時期を除き「中小企業金融における会計」に関する動きはほとんどなかった。その後，「早期是正措置導入から「バーゼルⅡ導入（2007 年）直前」までは，経済産業省や中小企業庁が「会計」を中小企業金融に活用する施策を推進している。バーゼルⅡ導入から改正『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』（2011 年）までは，金融庁が主体となって「会計」を中小企業金融に活用する施策を実施している。そして，中小企業憲章の制定（2010 年 6 月）以後は，「中小会計要領」（2012 年 2 月公表）や中小企業経営力強化支援法（2012 年 6 月制定）など，中小企業庁と金融庁が「一体」となって中小企業金融および中小企業政策に「会計」の知見や手法を導入するようになっている。

2.2　中小企業金融における会計の位置づけ（＊成川・平井・松﨑）

中小企業金融においては，情報の非対称性，逆選択，モラルハザードなどの課題がある。地域金融機関において実際に運用されている融資審査・モニタリングでは，シグナリングやモニタリングなどによる実務的な対応が必要であり，とりわけ，信頼性ある決算書や適時かつ正確な月次決算書などの会計情報の重要性が高まっている。

また，近時「経営者保証に関するガイドライン」と事業性評価が中小企業金融の要となりつつある。「経営者保証に関するガイドライン」は，中小企業の決算書の信頼性確保と情報開示の必要性に立脚して策定され，事業性評価は，中小企業のライフ・ステージに応じた中小企業への経営支援を求めるものであり，ここにおいても信頼性ある会計情報が極めて重要な位置づけになっている。

2.3　中小企業金融における「決算書の信頼性」（＊加藤・上野・古川）

中小企業金融において，会計情報の信頼性をどのようにして確保するかが喫緊の課題となっている。中小会計要領は，インプット（記帳）における適時性と正確性を確保し，確定決算主義を前提とする税法との調和によって，アウトプットである決算書の信頼性を確保する仕組みである。このような仕組みは，クラウド型会計システムやフィンテックなどの IT 化の進展において重要性を増している。さらに，税理士による月次監査（月次巡回監査，月次税務監査ともいわれる）や，税理士法による書面の添付は，専門的な知識を有する第三者による検証行為を実施したことを物語るものである。しかし，中小企業の「決算書の信頼性」を確保する制度としては，会社法上の会計参与だけであり，「制度」として「保証の連続帯」が形成されていないことが課題となる。

2.4　中小企業金融における経営改善支援のあり方（＊増山・福島・原田）

国税庁の資料によれば，わが国の法人企業の約７割弱が実質的な赤字企業となっており，中小企業金融における地域金融機関および税理士等による経営支援が重要性を増している。中小企業に対する再生や経営改善の支援体制としては，国が行う中小企業再生支援協議会制度や，中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関（税理士や地域金融機関など）による経営支援制度などがある。特に，中小企業の経営改善では，経営改善計画書の作成やその後のモニタリングにおいて，正確な会計情報，特に中小会計要領に準拠した決算書や月次決算書の活用，管理会計や財務管理の知見の活用，社内業務管理体制の構築，税理士等外部専門家による支援，地域金融機関と税理士等との連携が不可欠となっている。

3　最終報告に向けて

全国大会では「研究対象の絞り込み」や「理論的側面の重視」など多くの有益なご意見をいただいた。最終年度ではこのような意見も踏まえて研究を進める所存である。そして研究の成果である最終報告書が，この領域の研究を始める研究者にとっての体系的な基礎資料と位置づけられるとともに，同報告が，中小企業金融における「会計」の新たな役割を構想する契機となることを予定している。

（資料）

中小企業会計関連文献目録

西　川　　登（神奈川大学教授）

中小企業会計学会が発足し，機関誌『中小企業会計研究』も創刊されたのを機会に，河﨑照行会長からの勧誘もあって，中小企業の会計に関する文献の目録を本誌に掲載していただくことにした。この目録は，中小企業会計に関する単行本・論文・その他を広く集める努力をしたものの，決して完全なものではない。多くの不備・脱漏・誤謬が存在するであろうことは作成者自身充分に心得ているつもりである。

この目録は，中小企業会計関連の文献を「単行本」,「論文」, および「その他」に分けて掲げた。「単行本」には，単著，共著，訳書などをまとめ，編著書等のなかにある個別の論題とその執筆者もなるべく掲げるようにした。ただし，学会の報告書等に収録されている論攷は「論文」のなかに含めた。「その他」には，座談会や講演録，調査報告書，案内・紹介文などを掲げた。「単行本」「論文」「その他」の分類は便宜的なもので，必ずしも相応しくないところに掲げているものもあるかもしれない。それぞれの文献は，著者別（アイウエオ順）・発表年月順に示すことにした。

◆単行本（著書・共著・訳書）

安岐浩一. 2000.『中小企業のための新会計基準』六法出版社 .

石尾登・鈴木啓允編著 . 1974.『中小企業のための伝票会計システム 』日本能率協会 .

石川純治. 2006.「中小会社会計と会計参与制度―中小会社と税理士の意識改革」石川純治『変わる社会，変わる会計』日本評論社：第４章所収 .

石川純治. 2008.「中小会社の会計―そのあり方」石川純治『変貌する現代会計―その形と方向』日本評論社：第 11 章⑵所収 .

石川純治. 2014.「市場・企業・社会と会計―IFRS の相対視点と中小企業会計の意義」石川純治『揺れる現代会計― ハイブリッド構造とその矛盾―』日本評論社：第Ⅰ章３所収.

伊藤邦雄. 2016.「中小企業の会計」伊藤邦雄『新･現代会計入門（第２版)』日本経済新聞社:第３章４所収（初版 2014 年）.

岩崎勇. 2006.『中小企業会計指針の読み方と処理方法』税務経理協会 .

上西左大信. 2006.『「中小企業の会計に関する指針」と実務―実務家向けの逐条解説―』税務経理協会 .

大江晋也. 2006.『実践 会計参与のすべて』税務経理協会 .

大江晋也編著. 2006.『会社法と中小会社の会計』税務経理協会／序文・補遺（大江晋也）／第１章　会社法および関連省令における会計規制の体系と論点（佐藤敏昭）／第２章　会社法計算規制と中小会社への適用（佐藤敏昭）／第３章　中小企業の会計（山本繁）／第４章　中小会社と監査（荒木和夫）／第５章　中小企業の管理会計（伊藤俊雄）／第６章　税理士会計参与のためのインフラストラクチャー（塩原一郎）.

大蔵財務協会編. 1950.『中小企業簿記要領による中小企業の帳簿のつけ方』大蔵財務協会 .

大武健一郎編著. 2012.『中小企業金融と税理士の新たな役割』中央経済社 .

小栗崇資. 2014.「国際会計基準と日本の会計制度―中小企業会計の位置づけ―」小栗崇資『株式会社会計の基本構造』中央経済社：第 14 章所収 .
岡部勝成. 2010.『キャッシュ・フロー会計情報と企業価値評価―九州地区の中小企業をめぐる実証分析―』税務経理協会 .
岡本吏郎. 2011.『実学　中小企業のパーフェクト会計』ダイヤモンド社 .
格付研究会編. 2005.『中小企業の実態把握のツボ―決算書で読み解く―』近代セールス社 .
格付研究会編. 2006.『中小企業の会計指針と決算書―新会計指針で何がどう変わったか―』近代セールス社 .
片山覺監修，ミロク情報サービス税経システム研究所編著. 2008.『中堅・中小企業のための会計処理ハンドブック―「中小企業会計指針」の実務―』税務経理協会 .
神森智. 1956.『決算報告書の作り方―中小企業会計 , 税務 , 法律実務―』関書院 .
河﨑照行. 2011.「中小企業の会計」安藤英義・古賀智敏・田中建二（責任編集）『体系現代会計学［第 5 巻］企業会計と法制度』中央経済社：第 5 章所収 .
河﨑照行編著. 2015.『中小企業の会計制度―日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中央経済社／序章　本書の目的と課題（河﨑照行）／第 1 章　中小企業会計と概念フレームワーク（河﨑照行）／第 2 章　中小企業版 IFRS の概要（平賀正剛）／第 3 章　中小企業会計版 IFRS の開発過程（小津稚加子）／第 4 章 EU（本田良巳）／第 5 章　ドイツ（坂本孝司）／第 6 章　フランス（クレマンス , ガルシア）／第 7 章 イギリス（齊野純子）／第 8 章　スウェーデン（島田美智子）／第 9 章　アメリカ（河﨑照行・浦崎直浩・朱愷雯）／第 10 章　カナダ（松脇昌美）／第 11 章　オーストラリア（浦崎直浩）／第 12 章　中国（胡丹）／第 13 章　台湾（仲尾次洋子）／第 14 章　韓国（上野隆也）／第 15 章　マレーシア（浮田泉・櫛部幸子）／第 16 章　シンガポール（平賀正剛）／第 17 章　タイ（坂上学）／第 18 章　フィリピン（井上定子）／第 19 章　中小企業版 IFRS に対する日本の対応（河﨑照行）／第 20 章　日本における中小企業会計の特質と課題―日本・欧米・アジア・オセアニアの分析―（河﨑照行）／第 21 章　中小企業会計の信頼性向上と保証（堀江正之）.
KAWASAKI, Teruyuki and Takashi SAKAMOTO. 2014. *General Accounting Standard for Small-and Medium-sized Entities in Japan*, Wiley.
河﨑照行・万代勝信編著. 2012.『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社／第 1 章　日本の中小企業の会計の変遷（河﨑照行）／第 2 章　中小企業の会計と中小企業政策（髙野芳久）／第 3 章　中小企業の会計と金融庁の対応（野村昭文）／第 4 章　会社法からみた中小企業の会計（弥永真生）／第 5 章　税法からみた中小企業の会計（品川芳宣）／第 6 章　中小企業の会計基本要領（総論）（万代勝信・河﨑照行・上西左大信・柳澤義一・坂本孝司・小賀坂敦）／第 7 章　中小企業の会計基本要領（各論）（齊野純子・永橋利志・荒井恒一・浮田泉・仲尾次洋子）／第 8 章　様式集／第 9 章　中小会計要領チェックリスト（上西左大信）／第 10 章　中小会計要領の制度的課題（河﨑照行）／第 11 章　税理士の果たすべき役割（上西左大信）／第 12 章　公認会計士の果たすべき役割（柳澤義一）／第 13 章　金融機関の果たすべき役割（御室健一郎）.
北沢正啓・酒巻俊雄編. 1985.『大小会社区分立法の問題点検討』ぎょうせい .
近畿税理士会調査研究部. 2006.『「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック』清文社 .
櫛部幸子. 2016.『中小企業会計基準の課題と展望』同文舘出版 .
経済安定本部編. 1950.『中小企業簿記要領解説―記帳例題つき―』森山書店 .
経済安定本部編. 1950.『中小企業簿記要領解説』企業會計研究會 .
経済安定本部企業会計制度対策調査会 , 企業会計研究会編. 1950.『中小企業簿記要領―経済安定本部企業会計制度対策調査会報告―』大蔵財務協会 .
建設省管理局建設業課編. 1950.『建設中小企業簿記要領解説』日本建設工業協会 .
河野勉・髙田順三. 2013.『融資担当者は新会計基準のココをみる―100 万人会計時代到来！中小会計要領を詳

解―』金融財政事情研究会 .
河野勉・高田順三・鈴木信二. 2008.『中小企業会計指針適用で決算書の品質を高める―会社法，税法，会計の複眼的視点でみる企業の " 素顔 "―』金融財政事情研究会 .
小島興一・小島浩司. 2002.『ディスクロージャー時代の企業会計と連結納税―大企業から中小企業まで―』経済法令研究会 .
逆瀬重郎. 2015.「中小企業の会計指針」遠藤博志･小宮山賢･逆瀬重郎･多賀谷充･橋本尚編著『戦後企業会計史』中央経済社：序 §7 所収 .
逆瀬重郎. 2015.「中小企業の会計基準の整備」遠藤博志・小宮山賢・逆瀬重郎・多賀谷充・橋本尚編著『戦後企業会計史』中央経済社：第 4 部 §1(5)所収 .
坂田純一・小見山満・淺井万富. 2007.『会計参与ハンドブック―制度・会計指針・行動指針―』ぎょうせい .
坂本孝司. 2011.「中小企業会計基準のあるべき編成方法」坂本孝司『会計制度の解明―ドイツとの比較による日本のグランドデザイン―』中央経済社：第 16 章所収 .
坂本孝司. 2012.『ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割』中央経済社 .
坂本孝司. 2013.『会計で会社を強くする〈「中小会計要領」対応版〉』ＴＫＣ出版（初版 2008 年）.
坂本孝司. 2014.『会計で会社を強くする 簿記・会計先覚者の金言集・解説〈改訂新版〉』ＴＫＣ出版（初版 2013 年）.
坂本孝司. 2015.『中小企業の財務管理入門―財務で会社を強くする』中央経済社 .
坂本藤良. 1956.『中小企業会計』青木書店（青木講座新しい会計　第 4 巻）.
櫻庭周平. 2012.『税理士のための中小会計要領活用ガイド―顧問先経営指導に使える・役立つ―』清文社 .
佐藤信祐. 2008.『中小企業のための組織再編の会計・税務と申告書作成の実務』清文社 .
品川芳宣. 2013.『中小企業の会計と税務―中小会計要領の制定の背景と運用方法―』大蔵財務協会 .
高橋勝一 等. 1953.『中小企業庁中小会社経営簿記要領と解説』中央経済社 .
武田隆二編著. 2000.『中小会社の計算公開と監査―各国制度と実践手法―』清文社 .
武田隆二監修，TKC 全国会巡回監査・書面添付推進委員会編著. 2001.『中小企業のための「内部統制」制度の確立―小さな会社でも有効に機能する経営管理システムの導入法―』TKC 出版 .
武田隆二編著. 2003.『中小会社の会計―中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説―』中央経済社／第Ⅰ部　中小企業の会計の必要性／第 1 章　中小企業の現状（北川慎介）／第 2 章　中小企業の会計を巡る現状（北川慎介）／第 3 章　中小企業会計の見直しの必要性（武田隆二）／第 4 章　商法からみた中小企業の会計（弥永真生）／第 5 章　税法からみた中小企業の会計（品川芳宣）／第Ⅱ部　中小企業の会計／第 1 章　中小企業の会計（総論）（武田隆二）／第 2 章　中小企業の会計（各論）（古賀智敏・河﨑照行・万代勝信・弥永真生）／第 3 章　記帳（古賀智敏）／第 4 章　計算書類の開示（河﨑照行）／第Ⅲ部　報告書導入への実務対応／第 1 章　会計基準の実務的な指針（宮口定雄）／第 2 章　適切な記帳を促す具体的方法（坂本孝司）／第 3 章　計算書類開示の具体的方法（城所弘明）／第Ⅳ部　今後の課題／第 1 章　制度的課題（武田隆二）／第 2 章　税理士の果たすべき役割（宮口定雄）／第 3 章　公認会計士の果たすべき役割（柳澤義一）／第 4 章　金融機関の果たすべき役割（荒波辰也）／参考資料（佐藤孝弘）.
武田隆二編著 . 2006.『新会社法と中小会社会計』中央経済社／序章　新会社法と本書の狙い（武田隆二）／第 1 章　新会社法と中小会社会計（武田隆二）／第 2 章　新会社法と計算書類（武田隆二）／第 3 章　新会社法と資本制度（弥永真生）／第 4 章　中小会社と資本の会計（河﨑照行）／第 5 章　中小会社の機関とその設計（鳥飼重和）／第 6 章　中小会社と会計参与制度（高田順三）／第 7 章　会計帳簿と適時性・正確性（坂本孝司）／第 8 章　株式と資本制度（弥永真生）／第 9 章　中小会社と組織再編（岸田雅雄）.
武田隆二編著 . 2006.『中小会社の会計指針』中央経済社／序章　中小企業の会計に関する指針公表の経緯と推進計画（平井裕秀）／第Ⅰ部　中小会社会計指針の制度と理論／第 1 章　中小会社会計指針の基礎的フ

レームワーク（武田隆二）／第２章　中小会社会計指針の制度的背景（古賀智敏）／第３章　わが国の中小会社会計指針の特徴（河﨑照行）／第４章　会社法で定める記帳要件と中小会社会計指針（坂本孝司）／第５章 「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と「中小企業の会計に関する指針」の関係（柳澤義一）／第６章　税法と中小会社会計指針（品川芳宣）／第Ⅱ部　中小会社会計指針の解説（項目，執筆者省略）／第Ⅲ部　中小会社会計指針の課題と展望／第１章　中小会社会計指針の制度的課題（武田隆二）／第２章　中小会社会計指針への実務対応（杉田宗久）／第３章　中小会社会計指針の国際的動向（河﨑照行）．

田村繁和・小長谷敦子. 2000.『京セラに学ぶ新・会計経営のすべて―中小企業が勝ち残るための本当のキャッシュフロー経営―』実業之日本社．

中小企業庁. 1953.『中小会社経営簿記要領と解説』．

中小企業庁編. 1956.『中小企業の財務管理要領』税務経理協会．

中小企業庁編. 1958.『中小企業の原価計算要領』中小企業診断協会．

中小企業庁編. 1959.『中小企業の原価計算要領』税務経理協会．

中小企業庁編. 1962.『中小会社経営簿記要領』税務経理協会．

中小企業庁編. 1963.『中小企業の原価計算要領』税務経理協会．

中小企業庁編. 1975.『中小企業原価計算要領（改訂版）』税務経理協会．

鶴田彦夫. 1984.『中小会社の記帳―青色申告記帳のすすめ方―』《有斐閣ビジネス ３》有斐閣．

鶴田彦夫. 2003.『よくわかる商法施行規則―中小会社の会計―』税務研究会出版局．

鶴田彦夫. 2005.『中小企業の税務と融資』税務研究会出版局．

鶴田彦夫. 2006.『中小企業会計指針と会社法』税務研究会出版局．

J.D. デール著，新家照夫・青山英男共訳. 1964.『中小企業経営者の会計学』税務経理協会．

都井清史. 2007.『税理士と社長のための「中小企業の会計指針」実務ガイド（第２版）』中央経済社．

ドイツ連邦税理士会･ドイツ税理士連盟･DATEV 協同組合編著，武田隆二･河﨑照行･古賀智敏･坂本孝司監訳. 2007.『税理士業務における品質保証と品質管理』TKC.

飛田努. 2015.「中小企業を対象とする管理会計研究の課題」上總康行･澤邉紀生編著『次世代管理会計の礎石』中央経済社：第 13 章所収．

中江博行. 2007.『中小会社のための新会社法と税務会計（改訂版）』税務経理協会（初版 2006 年）．

長岡勝美. 2004.『「中小企業の会計」と税務』税務研究会出版局．

長岡勝美. 2006.『「中小企業の会計に関する指針」と税務』税務研究会出版局．

長岡勝美・斉藤伊知郎. 2000.『中小企業のための税効果会計』中央経済社．

中島茂幸. 2012.『中小会社の計算書類と経理実務―「指針」と「基本要領」―』税務経理協会．

中野淑夫監訳，清友監査法人訳. 1999.『中小企業の監査マニュアル―アメリカにおける実務指針―』同文舘出版．

日本生産性本部中小企業原価計算委員会編. 1966.『中堅企業のための管理会計』日本生産性本部．

播久夫. 1946.『商工組合解散手續と清算會計』商工組合中央會．

播久夫. 1947.『商工協同組合の会計』中外出版．

播久夫. 1949.『中小企業等協同組合の経理実務』国元書房．

播久夫. 1953.『協同組合・企業組合の経理実務―中小企業等協同組合経理基準解説―』中央経済社．

播久夫・吉田文一・高橋敏夫. 1956.『青色申告運動の理論と実際―中小企業の繁栄のために―』東京青色申告連合会．

播久夫編著. 1985.『簿記運動史―青色申告制度三十五年―』大蔵財務協会．

平川忠雄編，中島孝一・佐々木京子著. 2005.『中小企業会計指針の入門Ｐ＆Ａ』税務経理協会．

平川忠雄監修，平川パートナーズ編著. 2012.『中小企業の会計要領と実務』税務経理協会 .
藤巻治吉. 1953.『中小会社経営簿記要領と解説』税務経理協会 .
程原大善. 2012.『中小企業支援のための実践戦略会計―過去会計から未来会計へ―』同友館 .
マッケンジー，ブルース他著，河﨑照行監訳. 2011.『シンプル IFRS』中央経済社（MacKenzie, Bruce et.al,. 2010.Applying IFRS for SMEs, Wiley）.
三浦昭彦. 2012.『中小企業の会計に関する基本要領と法人税務―要点解説―』大蔵財務協会 .
右山昌一郎. 2000.『中小会社のための税効果会計の実務』大蔵財務協会 .
右山昌一郎. 2003.『中小会社の会計基準―傾向と対策―』大蔵財務協会 .
右山昌一郎. 2013.『中小要領・中小指針に基づく「決算調整」と「税務申告」―ビジュアル解説―会社法にもアプローチ』ぎょうせい .
右山昌一郎. 2013.『中小要領・中小指針・税務申告の一体化へのすすめ―会計参与設置会社を目指して―中小会社経営者，職業会計人に贈る』大蔵財務協会 .
右山昌一郎編著. 2007.『中小企業会計指針に基づく「確定決算」と「税務調整」― 図解でわかる！―』ぎょうせい .
右山昌一郎監修，ビジネス会計人クラブ会計参与チーム著. 2005.『Q&A 中小企業を支援する会計参与制度』大蔵財務協会 .
右山昌一郎監修，ビジネス会計人クラブ会計参与チーム著. 2006.『決算書が変わる！―解説・中小企業の会計指針―新・会社法対応』大蔵財務協会 .
右山昌一郎編集，宮森俊樹著. 2006.『会社法対応計算書類作成のポイント―中小企業会計指針を中心に―』新日本法規出版 .
三苫夏雄. 1988.『中小企業の財務診断』同友館（初版 1973 年）.
宮口定雄. 2005.『早わかり会計参与制度』清文社 .
宮口定雄. 2006.『税理士と中小会社のための会計参与の実務と会社法 Q&A』清文社 .
宮口定雄・杉田宗久編，石原健次・植田卓・上西左大信・佐藤裕之・堤昌彦・中島嘉文・西口安雄・藤井明・三浦正人著. 2003.『中小会社の会計基準と税務』清文社 .
宮口定雄編著，平野勝正・川崎雅已著. 2009.『わかりやすい中小企業の会計実務』清文社 .
柳沢義一. 2003.『新しい中小企業の会計実務早わかり―日本公認会計士協会，中小企業庁の研究報告解説―』税務研究会出版局.
山下壽文. 2012.『要説 新中小企業会計基本要領―中小企業版 IFRS との比較･会計処理のポイント―』同友館 .
山田俊一編著. 2006.『わかりやすい「中小企業の会計に関する指針」』ぎょうせい.
山本繁. 2004.「中小企業会計基準設定の意義と役割」塩原一郎編著『現代会計―継承と変革の狭間で―』創成社，所収.
優成監査法人・山田 & パートナーズ・山田ビジネスコンサルティング編. 2006.『中小企業のための会計参与設置マニュアル―会計参与の行動指針収録―』税務経理協会 .

◆論文

青木茂男･日本生産性本部. 1959.「中小企業原価計算の特質（特集：中小企業の原価計算）」『企業会計』11 ⑿.
安達巧. 2011.「中小企業における公正妥当な会計の指針について」『尾道大学経済情報論集』11 ⑵.
安達巧. 2012.「中小会社における公正妥当な会計の指針のあり方」『會計』181 ⑶.
安藤鋭也. 2008.「わが国における中小企業会計のあり方―IASB による公開草案を手がかりに―」『中央大学大学院研究年報 商学研究科篇』㈱ .
安藤鋭也. 2007.「シングル・スタンダード vs ダブル・スタンダード―中小企業の会計基準を手がかりにして―」『企業研究（中央大学企業研究所）』⑾.

安藤英義. 2010.「IFRS の影響と中小企業の会計」『季刊会計基準』(29).
池亀均. 2006.「棚卸資産の評価等（特集：「指針」から読む 中小企業会計の指導ポイント）」『税理』49(12).
石井和俊・中根正文. 2007.「IASB からの公開草案―IFRS for SMEs（中小企業向け財務報告基準）の概要」『季刊 会計基準』(17).
石川純治. 2012.「現代会計時評・第 15 回　市場・企業・社会と会計―IFRS の相対視点と中小企業会計の意義―」『週刊 経営財務』(3074).
池田公司. 2012.「アメリカの中小会社会計」河崎照行（主査）『研究グループ報告〈最終報告〉各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題』国際会計研究学会.
伊藤博志. 2004.「中小企業の資金調達と会計基準」『大阪経大論集（大阪経大学会）』55(4).
稲葉威雄. 1983.「大小会社区分立法の方向」『旬刊商事法務』(962).
稲葉威雄. 1983-1984.「大小会社区分立法に関する諸問題(1)－(29)」『旬刊商事法務』(970) －(1018).
稲葉威雄. 1983.「大小会社区分立法の基本問題―計算・監査を中心として―（特集：なぜ「大小会社区分」（改正商法の残された課題）が必要か）」『企業会計』35(8).
稲葉威雄. 1984.「大小会社区分立法における計算・公開・監査に関する問題」『産業経営（早稲田大学）』(10)（第 10 回公開講演会特集―共通課題「大小会社区分立法と計算・公開・監査問題」）.
稲葉威雄・村山徳五郎. 1984.「「大小会社区分立法」なにが問題か（特集：大小（公開・非公開）会社区分立法の動向）」『企業会計』36(7).
稲葉威雄他. 1984.「大小会社区分立法等の問題点について　各界意見作成の指針として(1)－(8)」『旬刊商事法務』(1013) －(1020).
稲葉威雄他. 1984.「大小会社区分立法等の問題点について（大小会社区分立法等の論点―法務省の「問題点」の解説と文献解題）」『別冊商事法務』(75).
井上定子. 2014.「フィリピンにおける IFRS 導入の現状に関するインタビュー調査―中小企業の会計基準を中心に―」『IMDS Research Notes（流通科学大学）』(28).
井上定子. 2015.「フィリピンにおける中小企業向け会計基準の展開と特徴」『流通科学大学論集』27(2).
岩崎勇. 2015.「我が国における中小企業会計の概念フレームワークの提言―米国中小企業会計の概念フレームワークを参考にして―」『中小企業会計研究』(1).
岩田康成. 2013.「「中小会計要領」の特徴と今後の課題」『Fuji business review』(5).
岩辺晃三. 1987.「「中小企業簿記要領」の意義と内容」（上）（下）『社会科学論集』(61), (62).
上西左大信. 2005.「棚卸資産・固定資産・繰延資産の評価（特集：会計参与が押さえておきたい！中小企業会計指針への取組み；税理士業務等における会計指針の位置付け）」『税理』48(12).
上西左大信. 2012.「中小会計要領の制定が中小企業実務に与える影響」『税研』28(1).
上西左大信. 2012.「中小企業の会計の質の向上―中小会計要領と同チェックリストの公表―」『税経通信』67(6).
上西左大信. 2012.「「中小会計要領」を活用して中小企業会計の質の底上げを」『税理』55(7).
上野隆也. 2014.「日本と韓国における中小企業会計の比較」『税経通信』69(13).
浮田泉. 2005.「小規模私会社のための新しい法規制―英国「現代会社法」最終報告書における簡素化―」『研究紀要（関西国際大学）』(6).
浮田泉. 2012.「フードビジネスに関わる会計基準―IAS 第 41 号及び IFRS for SMEs 第 29 号を中心として―」『研究紀要（関西国際大学）』(13).
浮田泉. 2013.「シンガポールにおける財務報告―中小企業版財務報告基準を中心として―」『研究紀要（関西国際大学）』(14).
卯西将之. 2006.「債権の管理と貸倒引当金の処理（特集:「指針」から読む 中小企業会計の指導ポイント）」『税理』49(12).

梅原秀継 . 2013.「組織再編会計の課題―中小企業への適用をめぐって―（第 28 回関東部会 統一論題報告 中小企業会計基準と簿記・会計処理に与える影響）」『日本簿記学会年報』(28) .
浦上立志. 2005.「会社法現代化部会に見る会計参与についての主要意見―主に日税連意見の変遷について―」『税経新報』(522) .
浦上立志. 2014.「中小企業の会計に関する基本要領「チェックリスト」と「同意書」にどう対処するか」『税経新報』(620) .
浦崎直浩. 2013.「特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計―AICPA の FRF for SMEs を中心として―」『會計』184(3).
浦崎直浩. 2013.「アメリカにおける中小企業の財務諸表の表示」『商経学叢（近畿大学）』(169) .
江頭憲治郎. 2011.「中小企業の実態をみれば新たな会計ルールの作成も必要」『税理』54(1).
榎本恒. 2014.「中小会計要領と損金経理要件―中小会計要領の目的からみた減価償却費―」『税務会計研究』(25) .
及川勝. 2012.「中小企業の会計に関する基本要領について―業種別中小会計要領推進ガイドラインの作成と事業承継の担保に向けて―」『中小企業と組合』67(8).
大城建夫. 2004.「中小企業会計基準の問題点と課題」『産業総合研究（沖縄国際大学）』(12).
大城建夫. 2009.「中小企業会計指針の役割と課題」『産業情報論集（沖縄国際大学）』5(2).
大城建夫. 2010.「中小企業会計を巡る論点」『産業情報論集（沖縄国際大学）』7(1).
大城建夫. 2014.「中小企業の会計と概念フレームワーク(2)―AICPA の『FRF for SMEs』の概念フレームワークと簿記―」日本簿記学会簿記理論研究部会『会計概念フレームワークと簿記―最終報告―』.
大杉謙一. 2012.「会計参与制度と中小会計要領」『税研』28(1).
大塚三郎. 1984.「大小会社区分立法と計算・開示―税理士の立場から―（大小会社区分立法の問題点）」『企業会計』36(2).
緒方美樹. 2006.「賞与引当金・退職給付引当金等の計上（特集：「指針」から読む 中小企業会計の指導ポイント）」『税理』49(12).
岡部勝成. 2006.「キャッシュ・フロー計算書の構造と有用性―債権者から見た中小企業―」『會計』170(1).
岡部勝成. 2007.「キャッシュ・フロー情報による中小企業の企業価値評価」『会計・監査ジャーナル』19(10).
岡部勝成. 2008.「中小企業におけるキャッシュ・フロー計算書の展望と提言」『九州共立大学総合研究所紀要』(1).
岡部勝成. 2008.「経営意思決定に対するキャッシュ・フロー計算書の影響―福岡県における中小企業を中心にして」『経営教育研究』11(2).
岡部勝成. 2009.「わが国「中小企業の会計に関する指針」の課題と展望」『九州共立大学総合研究所紀要』(2).
岡部勝成. 2009.「中小企業会計指針の問題点」『経営教育研究』12(2).
岡部勝成. 2009.「中小企業における借入金の「質」によるキャッシュ・フローの影響」『會計』176(1).
岡部勝成. 2011.「IFRS 導入による中小企業のキャッシュ・フロー会計に関する一考察」『日本文理大学商経学会誌』29 (3･4) .
岡部勝成. 2011.「中小企業版 IFRS の導入によるキャッシュ・フロー計算書への影響」『會計』179(6).
岡部勝成. 2012.「中小企業におけるキャッシュ・フロー計算書の現状と課題―アンケート調査による実証分析―」『日本文理大学商経学会誌』30 (3･4) .
岡部勝成 . 2012.「中小企業の財務分析における与信判断」『日本文理大学商経学会誌』31(3).
岡部勝成. 2013.「中小企業会計に関する一考察―資金繰表とキャッシュ・フロー計算書を中心にして―」『産業經理』72(4).
岡部勝成. 2013.「「中小企業の会計に関する基本要領」の現状と課題」『會計』183(4).

岡部勝成. 2013.「財務分析から見た与信判断―中小企業の事例を中心にして―」『企業経営研究』⑯.
岡部勝成. 2014.「キャッシュ・フロー会計の課題と展望―中小企業に対するアンケート調査を中心として―」『産業經理』73(4).
岡部勝成. 2014.「実態調査による中小企業会計の動向」『日本文理大学商経学会誌』32(4).
岡部勝成. 2015.「中小企業におけるキャッシュ・フロー計算書の研究―日米の比較を中心として―」『會計』187(3).
岡部勝成. 2015.「中小企業会計と中小企業金融の関連性」『日本文理大学商経学会誌』33 (1-4) .
小津稚加子. 2006.「新興経済圏（エマージングエコノミー）の会計基準設計と IASB 討議資料の基本論点」『經濟學研究（九州大学)』73(2).
小津稚加子. 2009.「SME 版 IFRS の開発過程:公開草案(ED)構造化はどのようにされたのか」『經濟學研究(九州大学)』75 (5・6 合併号) .
小津稚加子. 2010.「SME 版 IFRS とリース基準の取り扱い」『Lease』39(2).
金井肇. 2006.「「指針」の適用対象と会計処理の方針（特集:「指針」から読む 中小企業会計の指導ポイント)」『税理』49⑫.
金子友裕. 2013.「中小企業に適用可能な会計制度と法人税法における課税所得計算への影響」『税務会計研究』(24) .
神森智. 1987.「商法改正をめぐる中小会社監査の諸問題」『企業会計』39(5).
神森智. 2010.「中小企業会計の概念フレームワーク―その必要性と試案―」『松山大学論集』21(4).
神森智. 2013.「中小企業会計と中小企業会計監査」『松山大学創立 90 周年記念論文集』.
河合秀敏. 1986.「英国中小会社の計算・公開と監査の課題」『愛知大学法経論集 . 経済・経営篇』110(2).
河合秀敏. 1985.「英国中小会社の外部監査をめぐる問題」『會計』127(1).
河合秀敏. 1986.「英国の小会社監査制度」『旬刊商事法務』(1067) .
河合秀敏. 1987.「中小会社の外部調査制度をめぐる問題」『愛知大学法経論集 . 経済・経営篇』113(2).
河﨑照行. 2001.「英国における中小会社の会計基準（FRSSE）―その全体像と簡素化のプロセス(1)－(3)」『税経通信 』56(8)⑩⑪.
河﨑照行. 2003.「英国会社法の改革と中小会社会計基準（FRSSE）のゆくえ」『税経通信』58⑮.
河﨑照行. 2004.「中小会社会計基準の国際的動向」『企業会計』56(7).
河﨑照行. 2005.「中小会社会計基準の特性(統一論題報告「中小会社会計基準と税務会計」)」『税務会計研究』⑯.
河﨑照行. 2008.「『中小会社会計指針』の制度的意義と課題（特集：企業環境の変化と監査の変革；企業環境の変化と会計)」『甲南会計研究』(2).
河﨑照行. 2009.「中小企業における簿記の意義と役割」『會計』176(3).
河﨑照行. 2009.「IFRS 導入に対する三層モデルの提言」『TKC』(441) .
河﨑照行. 2009.「IFRS と中小企業の会計」『税経通信』64⑭.
河﨑照行. 2010.「「中小企業版 IFRS」の特質と導入の現状」『會計』178(6).
河﨑照行. 2011.「「中小企業の会計」の新展開―「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」の概要―」『税経通信』66(1).
河﨑照行. 2011.「「中小企業会計指針」を巡る現状と課題」『産業經理』70(4).
河﨑照行. 2011.「IFRS 導入と「中小企業の会計」のゆくえ」『企業会計』63(2).
河﨑照行. 2011.「「中小企業版 IFRS」の概念フレームワークの特質」『甲南会計研究』(5).
河﨑照行. 2012.「ＳＭＥ基準と諸外国における小規模会社の会計ルール」『税研』28(1).
河﨑照行. 2012.「「中小会計要領」の全体像と課題(特集:これからの中小企業会計を考える)」『企業会計』64⑩.
河﨑照行. 2012.「「中小企業の会計」の制度的定着化」『會計』182(5).

河﨑照行. 2013.「IFRS（国際会計基準）の導入と日本の対応―会計文化の「ローカル性」と「中小企業の会計」の視点から―（特集：会計グローバル化の課題と展望）」『経理研究（中央大学経理研究所）』(56).
河﨑照行. 2013.「「中小企業の会計」と計算書類の信頼性保証」『税経通信』68(1).
河﨑照行. 2013.「国際会計基準（IFRS）と中小企業会計」『大分大学経済論集』65(1).
河﨑照行. 2013.「中小企業会計の概念フレームワーク―IASB と米国の新動向―」『甲南経営研究』54(1).
河﨑照行. 2013.「新「概念フレームワーク」と中小企業会計（西日本部会･統一論題報告「IFRS の新概念フレームワークと会計情報」）」『国際会計研究学会年報』2012 年度(2).
河﨑照行. 2013.「米国における中小企業会計の新たな動向」『税経通信』68(10).
河﨑照行. 2014.「諸外国における会計基準の複線化」『税務会計研究』(25).
河﨑照行. 2014.「米国の「中小企業向け財務報告フレームワーク」（FRF for SMEs）の特質 」『経理研究（中央大学経理研究所）』(57).
河﨑照行. 2014 － 2016.「最新・中小企業会計論(1)― (26)」『TKC』(494) －(519).
河﨑照行. 2014.「会計制度の二分化と会計基準の複線化」『會計』186(5).
河﨑照行. 2015.「米国における「非公開企業の意思決定フレームワーク」の概要」『経理研究（中央大学経理研究所）』(58).
河﨑照行（委員長）. 2011.『研究グループ報告〈最終報告〉各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題』『国際会計研究学会年報』2011 年度(1).
川西安喜. 2011.「非公開事業のための会計基準設定に関するブルー・リボン・パネルの報告書」『会計・監査ジャーナル』23(4).
北川慎介. 2015.「経営に役立つ会計と中小企業活性化」『TKC』(507).
櫛部幸子. 2012.「統一された中小会社会計基準会計指針策定への動き―中小企業の会計をめぐる３研究報告書の比較―」『関西学院商学研究』(65).
櫛部幸子. 2013.「IFRS for SMEs の認識・測定における簡素化，除外に関する一考察」『産業經理』73(1).
櫛部幸子. 2013.「中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs）に関する一考察―クロスレファレンスをめぐる問題―」『国際会計研究学会年報』2012 年度(1).
櫛部幸子. 2013.「IFRS for SMEs 公開草案の策定経緯」『商学論究』61(1).
櫛部幸子. 2014.「我が国における中小企業会計基準の動向」『會計』185(3).
櫛部幸子. 2015.「我が国における「中小会計要領」の有用性と今後の適用可能性」『中小企業会計研究』(1).
葛原秀治. 1950.「中小企業簿記要領制定について」『財政経済弘報』(175).
国田清志. 2008.「会計基準の国際化における中小企業の会計基準あり方」『専修商学論集』(88).
久保澤和彦. 2005.「退職給付債務の認識と退職給付引当金の計上（特集：会計参与が押さえておきたい！中小企業会計指針への取組み；会計参与のための会計指針への対応）」『税理』48(12).
倉田幸路. 2014.「EU における会計制度改革―特に SME への対応を中心として―」日本会計研究学会特別委員会〈中間報告〉『経済社会のダイナミズムと会計制度のパラダイム転換に関する総合研究』日本会計研究学会：第３章所収.
黒澤清. 1950.「中小企業簿記の理論的構造(1)(2)」『税務会計』3(3)(6).
黒澤清. 1984.「組織的帳簿監査及び帳簿監査人制度の創設に関する提案」『會計』126(3).
経済団体連合会事務局理財部編 . 1984.「大小会社区分立法の問題点各国法制比較」『別冊商事法務』(71).
建設産業経理研究所 中小建設企業の会計に関する研究会. 2012.「「中小企業会計基本要領」と「中小企業会計指針」の比較について」（建設産業経理研究所研究会報告）『建設業の経理』16(3).
小泉禎久 . 2012.「会計実務「中小会計要領」のポイントと税理士の指導・関与」『税理』55(7).
河内山潔 . 2014.「サービス業に対する中小会計要領適用時の特徴―中小結婚式場業を事例とした場合の検討

—」『研究紀要（関西国際大学）』⑮.
小谷融 . 2009 − 2014.「中小企業会計指針の基本知識（第 1 回）〜（最終回）〔第 66 回〕」『税務 QA』(85) − (152).
小見山満・石井和俊 . 2011.「IASB-IFRS for SMEs（中小企業向け国際財務報告基準）の概要」『会計・監査ジャーナル』21 (11).
齊野純子 . 2011.「イギリスにおける中規模企業に対する財務報告基準」河崎照行（主査）『研究グループ報告〈最終報告〉各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題』国際会計研究学会：第 14 章所収 .
堺貴晴 . 2013.「中小会計要領の特性―税法基準の適用による実務的簡便化―」『熊本学園商学論集』17 (2).
堺貴晴 . 2015.「確定決算主義を前提とした中小企業会計の構築」『中小企業会計研究』(1).
坂本孝司 . 2007.「特集 " 絶対負けない " 中小企業の鉄則 会計で会社を強くする！」『戦略経営者』22 (1).
坂本孝司 . 2012.「中小企業政策および金融政策における「中小会計要領」の意義（特集：これからの中小企業会計を考える）」『企業会計』64 (10).
坂本孝司 . 2013.「わが国の中小企業政策の大転換―「会計」を軸とした「経営力の強化」策の導入―」『産業經理』72 (4).
坂本雅士 . 2005.「大会社と中小会社の区分問題」『税務会計研究』⑯.
坂本雅士 . 2013.「企業会計基準の複線化と法人税法」『會計』183 (6).
櫻庭周平 . 1999.「連結決算制度の中小企業経営への影響（特集：会計の世界標準化と中小企業の経営）」『税理』42 (8).
櫻庭周平 . 2005.「収益・費用の計上と経過勘定項目（特集：会計参与が押さえておきたい！中小企業業会計指針への取組み ; 会計参与のための会計指針への対応）」『税理』48 ⑫.
櫻庭周平 . 2006.「繰延資産の範囲と償却（特集：「指針」から読む 中小企業会計の指導ポイント）」『税理』49 ⑫.
櫻庭周平 . 2010.「金銭債権・債務（特集：中小企業の決算書作成と税実務）」『税務弘報』58 (1).
櫻庭周平 . 2012.「『中小基本要領』策定の経緯・概要・影響（特集：中小企業の新会計！『中小基本要領』（案）を読み解く）」『税務弘報』60 (2).
櫻庭周平 . 2012.「中小企業の会計指針とは別なルールができた !?「中小企業版・新会計制度」の早耳情報」『経理 woman』16 (194).
櫻庭周平 . 2012.「2012 年 2 月 1 日公表「中小企業の会計に関する基本要領」の実務インパクト」『旬刊経理情報』(1307).
櫻庭周平 . 2013.「Business Accounting 企業会計 経営に役立たない会計はいらない！経営者が求めた " 中小企業会計の再生 "」『会社法務 A2Z』(73).
櫻庭周平 . 2015.「中小企業における会計参与の役割（特集：コーポレートガバナンスをめぐる諸問題）『事業再生と債権管理』29 (1).
佐藤悦緒・杉田宗久 . 2007.「PERSON 中小企業のための税制・会計」『税研』23 (1).
佐藤敏郎 . 2006.「専門家責任を果たす個別注記の記載（特集：「指針」から読む 中小企業会計の指導ポイント）」『税理』49 ⑫.
佐藤信彦 . 2012.「中小企業会計基本要領と中小指針との異同とその関係（特集：中小企業を巡る会計の新しい動き）」『税研』28 (1).
澤邉紀生・澤邉ゼミナール . 2008.「日本企業のマネジメント・コントロール実態調査―東証一部上場企業と関西非上場企業の比較―」『メルコ管理会計研究』(1).
澤邉紀生・飛田努 . 2009.「中小企業における組織文化とマネジメント・コントロールの関係についての実証研究」『日本政策金融公庫論集』(3).
澤邉紀生・吉永茂・市原勇一 . 2015.「管理会計は財務業績を向上させるのか？―日本の中小企業における管理会計の経済的価値―」『企業会計』67 (7).

品川芳宣 . 2010.「中小企業会計の新たな展開―中小企業の発展と税理士業務の確立に向けて―」『税理』53(15).
品川芳宣 . 2012.「「中小会計要領」の制定と中小企業会計の今後の方向」『税経通信』67(5).
品川芳宣 . 2012.「「中小会計要領」の制定と非上場企業会計の方向性」『租税研究』(750).
司馬えんに . 2006.「収益・費用の計上と経過勘定の確認(特集:「指針」から読む 中小企業会計の指導ポイント)」『税理』49(12).
朱愷雯 . 2013.「中小企業会計と監査の効果に関する研究」『近畿大学商学論究』13(1).
朱愷雯 . 2013.「中小企業向け会計基準の策定のあり方に関する研究―2011 年中国「小企業会計準則」を題材として―」『商経学叢（近畿大学)』60(1).
朱愷雯 . 2014.「アメリカにおける中小企業会計のフレームワークに関する研究―AICPA の見解を中心として―」『国際会計研究学会年報』2013 年度(1).
朱愷雯 . 2015.「中小企業の計算書類に対する保証モデルの類型的検討」『中小企業会計研究』(1).
杉田宗久 . 2002.「企業会計の変容と中小企業への影響（特集：企業会計の変容と税制)」『税研』17(4).
杉田宗久 . 2005.「「中小企業の会計に関する指針」統合の経緯とその意義(特集:会計参与が押さえておきたい!中小企業会計指針への取組み ; 税理士業務等における会計指針の位置付け)」『税理』48(12).
杉田宗久 . 2009.「IFRS 導入の中小企業の会計・税務への影響(特集:IFRS への対応と課題―日本版ロードマップ案公表に寄せて―) 」『企業会計』61(5).
鈴木基史・藪下保弘 . 2013.「中小企業の会計基準の諸相」『富山大学紀要　富大経済論集』59(2).
鈴木涼介 . 2006.「株主資本等変動計算書の作成と純資産の部の表示（特集：「指針」から読む 中小企業会計の指導ポイント)」『税理』49(12).
角谷光一 . 1967.「中小企業における原価計算―その実態調査報告の一端―」『明治大学社会科学研究所紀要』(5).
武田隆二 . 1997.「中小会社の特質と経営管理機構」『税理』40(12).
武田隆二 . 1998.「中小会社の計算公開のフレームワーク」『税理』41(3).
武田隆二 . 1998.「中小会社の経理重課についての実証―アメリカにおける実証を中心に―」『税経通信』53(4).
武田隆二 . 1998.「中小会社のコーポレート・ガバナンス―情報開示と監査―（特集：コーポレート・ガバナンスと税理士)」『税研』14 (82) .
武田隆二 . 1998.「中小会社・会計法制のあり方」『税理』41(14).
武田隆二 . 2001.「小規模の事業体の会計基準の設定」『大阪学院大学流通・経営科学論集』27(3).
武田隆二 . 2002.「小会社会計基準の設定の必要性」『旬刊商事法務』(1620) .
武田隆二 . 2002.「論壇 中小企業の会計のあり方」『企業会計』54(11).
竹中徹 . 2012.「「中小企業の会計に関する基本要領」の特性と制度会計における意義」『産業經理』72(1).
忠佐市 . 1986.「終戦を節目としたわが国の簿記会計実務―青色申告帳簿の設計とその実際―」『会計学研究(日本大学商学部)』(2).
中小企業庁 . 1950.「絹人絹織物工場簿記要領について」『中小企業情報』2(12).
中小企業庁 . 1951.「業種別簿記要領について」『中小企業情報』3(3).
寺内正夫 . 2006.「税金費用・税金債務と税効果会計の導入（特集：「指針」から読む 中小企業会計の指導ポイント)」『税理』49(12).
堂野崎融 . 2003.「中小会社の外部会計情報の提供について」『社会情報学研究（呉大学社会情報学部紀要)』9.
堂野崎融 . 2004.「中小会社の監査について」『呉大学ネットワーク社会研究センター研究年報』4.
堂野崎融 . 2005.「中小会社の会計基準について」『社会情報学研究（呉大学社会情報学部紀要)』11.
堂野崎融 . 2006.「会計参与の検討」『社会情報学研究（呉大学社会情報学部紀要)』12.
堂野崎融 . 2007.「中小会社の会計処理基準についての考察」『社会情報学研究（広島文化学園大学社会情報学部紀要)』13.

堂野崎融 . 2011.「中小企業会計における概念フレームワークの必要性」『企業経営研究（日本企業経営学会）』⑭.
堂野崎融 . 2012.「中小会社会計のあるべき姿に関する一考察」『企業経営研究（日本企業経営学会）』⑮.
堂野崎融 . 2013.「中小会社会計の基準形成における概念に関する一考察」『企業経営研究（日本企業経営学会）』⑯.
堂野崎融 . 2015.「我が国の中小会社会計の構造とそのあり方に関する一考察」『中小企業会計研究』(1).
徳丸親一 . 2006.「「指針チェックリスト」の活用と留意点（特集：「指針」から読む 中小企業会計の指導ポイント）」『税理』49⑫.
飛田努 . 2011.「中小企業の管理会計研究のための予備的考察―製造業における系列化・下請関係を背景として―」『会計専門職紀要（熊本学園大学）』(2).
飛田努 . 2011.「熊本県内中小企業の経営管理・管理会計実践に関する実態調査」『産業経営研究（熊本学園大学）』㉚.
飛田努 . 2012.「中小企業における経営管理・管理会計実践に関する実態調査―福岡市内の中小企業を調査対象として―」『会計専門職紀要（熊本学園大学）』(3).
飛田努 . 2014.「中小企業を対象とする管理会計研究の意義―経験的研究を行うための試論として―」『中小企業季報（大阪経済大学）』2014 年(1).
飛田努・岸保宏 . 2012.「農業法人における会計管理の実際―農事組合法人さだしげにおける複式簿記の導入を事例として―」『会計専門職紀要（熊本学園大学）』(3).
豊島義一・大塚裕史 . 2003.「石巻地域中小企業における原価計算・原価管理の普及と利用に関する実態調査報告」『石巻専修大学経営学研究』14(2).
中島茂幸 . 2005.「中小会社の会計基準についての一考察」『北見大学論集』27(2).
中島茂幸 . 2011.「税制改正大綱を評価する―中小企業の立場から―（特集：平成 23 年度税制改正大綱の評価と課題）」『税研』26(5).
中島省吾 . 1984.「「大小会社区分立法の問題点」について―計算・公開を中心に―（特集：大小（公開・非公開）会社区分立法の動向）」『企業会計』36(7).
中西寅雄 . 1950.「税革後の企業会計と税務―とくに中小企業の記帳について―」『税務会計』3(2).
成道秀雄 . 2013.「中小企業会計指針等の法人税法への影響―税務基準の代替性について―（第 28 回関東部会統一論題報告「中小企業会計基準と簿記・会計処理に与える影響」）」『日本簿記学会年報』㉘.
成川正晃 . 2013.「中小企業会計基準の簿記教育への影響（第 28 回関東部会 統一論題報告「中小企業会計基準と簿記・会計処理に与える影響」）」『日本簿記学会年報』㉘.
成川正晃 . 2014.「中小企業会計要領と会計教育（財務会計）」『経理研究（中央大学経理研究所）』㊼.
西川登 . 2003.「非公開中小企業のための会計基準のあり方―中小企業・日税連・会計士協会の考え方の比較検討―」『商経論叢』（神奈川大学経済学会）39(2).
西川登 . 2005.「「中小企業の会計」の統合化と会計指針の権威」『商経論叢（神奈川大学経済学会）』40(4).
日本公認会計士協会編 . 2013.「IFRS for SMEs（中小企業向け国際財務報告基準）―SME 導入グループの活動と強制力のないガイダンス（Q&A）について―」『会計・監査ジャーナル』25(6).
野村幸広 . 2013.「ここまでは理解しておこう 決算書を強化してくれる新会計ルール「中小会計要領」のことがスラスラ分かる Q&A」『経理 woman 』（207）.
播久夫 . 1950.「青色申告と簿記普及運動」『中小企業情報』2(2).
播久夫 . 1950.「小売店経営簿記要領について」『中小企業情報』2(9).
播久夫 . 1951.「機業会計の確立」『帝人タイムス』21(1).
播久夫 . 1951.「絹人絹織物工場簿記要領について」『税経通信』6⑩.

播久夫 . 1952.「新しい青色申告運動の展開」『月刊簿記』3(1).
播久夫 . 1984.「区分立法における法人成りと企業課税（大小会社区分立法の問題点）」『企業会計』36(2).
播久夫 . 1984.「「大小会社区分立法の問題点」を読んで―中小企業の立場から―（特集：大小（公開・非公開）会社区分立法の動向）」『企業会計』36(7).
樋口尚文・石井和敏 . 2012.「IFRS for SMEs（中小企業向け国際財務報告基準）の包括レビュー」『会計・監査ジャーナル』24(11).
樋口尚文・石井和敏 . 2014.「IFRS for SMEs（中小企業向け国際財務報告基準）修正公開草案の概要」『会計・監査ジャーナル』26(2).
平賀正剛 . 2008.「中小企業のための IFRS 公開草案に関する一考察」『愛知学院大学論叢 経営学研究』17(4).
平賀正剛 . 2009.「中小企業のための IFRS 公開草案に関する一考察（2）―発展途上国からのコメントレターを中心に―」『経営管理研究紀要（愛知学院大学）』(16).
平賀正剛 . 2010.「『中小企業のための IFRS』に関する一考察」研究グループ報告「国際会計基準の収斂に関する主要課題の検討」『国際会計研究学会年報』2009 年度 .
平賀正剛 . 2011.「中小企業版会計基準設定をめぐる現状分析―国際的視点から―」『愛知学院大学論叢 経営学研究』21(1).
平野光利・西川登 . 2008.「『中小企業の会計に関する指針』の意義と課題」『商経論叢（神奈川大学経済学会）』43 (3･4) .
深谷和広 . 2010.「SMEs 国際会計基準の適用対象とは？」『東邦学誌（愛知東邦大学）』39(2).
藤川義雄 . 2011.「中小企業向け IFRS の概要と特徴」『京都学園大学経済学部論集（京都学園大学経済学会）』20(2).
福島基 . 2005.「税効果会計への対応 （特集：会計参与が押さえておきたい！中小企業会計指針への取組み；会計参与のための会計指針への対応）」『税理』48(12).
古川浩二 . 2012.「Selection Q&A 中小会計要領と貸倒引当金の改正」『税務 QA 』(129) .
古川忠彦 . 2013.「「中小企業の会計に関する基本要領」の検討過程と課題」『明治大学専門職大学院研究論集』(5).
細田尚彦 . 1991.「「企業会計原則」と「中小企業簿記要領」」『産業經理』51(3).
本多秀毅 . 2006.「固定資産の減価償却と減損処理の対応（特集：「指針」から読む 中小企業会計の指導ポイント）」『税理』49(12).
本田良巳 . 2009.「EU の会計戦略」河﨑照行（主査）『研究グループ報告〈中間報告〉各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題』国際会計研究学会，所収 .
本田良巳 . 2011.「EU における中小企業版 IFRS 動向」河﨑照行（委員長）『研究グループ報告〈最終報告〉各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題』国際会計研究学会：第 14 章所収 .
本田良巳 . 2014.「中小企業会計の基礎理論 ―ヤンセンの所説を中心として―」『経営経済（大阪経済大学）』(50).
松﨑堅太朗 . 2015.「中小企業会計を活用した金融機関との信頼性向上の方向性―中小企業経営者と金融機関との関係性を中心として」『中小企業会計研究』(1).
万代勝信 . 2012.「中小会計要領の制定の経緯と概要（特集：中小企業を巡る会計の新しい動き）」『税研』28(1).
万代勝信 . 2012.「「中小会計要領」と「中小会計指針」の棲み分けの必要性（特集：これからの中小企業会計を考える）」『企業会計』64(10).
三上清隆 . 2005.「各種引当金の計上（特集：会計参与が押さえておきたい！中小企業会計指針への取組み；税理士業務等における会計指針の位置付け）」『税理』48(12).
右山昌一郎 . 2013.「「中小企業会計基本要領」（中小要領）と「中小企業会計指針」（中小指針）の適用について」『税研』29(2).
右山昌一郎 . 2014.「中小会社会計基準 ―「中小企業会計基本要領」（中小要領）と「中小企業会計指針」（中

小指針）の適用及び税務申告の一体化について―（統一論題報告 会計基準の複線化と税務会計）」『税務会計研究』(25).
三苫夏雄 . 1950.「中小簿記要領の吟味」『福岡商大論叢』(2).
三苫夏雄 . 1953.「日計表式中小企業簿記」『福岡商大論叢』4(3).
宮口定雄 . 2005.「会計参与の計算書類作成と会計指針の活用（特集：会計参与が押さえておきたい！中小企業会計指針への取組み；税理士業務等における会計指針の位置付け）」『税理』48(12).
望月壽夫 . 2005.「金銭債権の認識と貸倒損失・貸倒引当金の計上（特集：会計参与が押さえておきたい！中小企業会計指針への取組み；会計参与のための会計指針への対応）」『税理』48(12).
弥永真生 . 2012.「中小企業の会計」『会計・監査ジャーナル』24(2).
弥永真生 . 2012.「『中小会計要領』会社法上の位置づけ」『税務弘報』60(2).
弥永真生 . 2012.「「中小会計要領」の会社法における位置づけ（特集:これからの中小企業会計を考える）」『企業会計』64(10).
弥永真生 . 2013.「中小規模会社の監査役監査の留意点」『月刊監査役』(607).
弥永真生 . 2013.「建設業と中小企業の会計」『青山経営論集』48(2).
弥永真生 . 2014.「中小会社の計算書類の信頼性の確保(1)アメリカ(1)」『筑波ロー・ジャーナル』(16).
弥永真生 . 2014.「中小会社の計算書類の信頼性の確保―デンマーク―」『會計』186(2).
弥永真生 . 2015.「中小企業の計算書類の信頼性確保の仕組み」『TKC』(506).
柳澤義一 . 2005.「注記・公告その他の留意点（特集：会計参与が押さえておきたい！中小企業会計指針への取組み；会計参与のための会計指針への対応）」『税理』48(12).
山下壽文 . 2010.「IFRS（国際財務報告基準）導入の中小企業への影響」『企業診断』57(4).
山下壽文 . 2012.「わが国の中小企業会計基準の展開―「中小企業の会計に関する基本要領」をめぐって―」『佐賀大学経済論集』45(4).
山下壽文・劉丹 . 2015.「日中の中小企業会計基準の比較検討―「中小会計要領」と「小企業会計準則」を中心として―」『産業經理』74(4).
山田一郎 . 1959.「記帳手続について（特集：中小企業の原価計算）」『企業会計』11(13).
山田俊一 . 2006.「中小企業会計に求められる適正性と「指針」の意義（特集：「指針」から読む 中小企業会計の指導ポイント）」『税理』49(12).
山本繁 . 1986.「中小企業会計の研究―記帳・記録保存制度を中心に―」『三田商学研究』29(5).
山本繁 . 2004.「「中小企業会計基準」設定を巡る論点」『経済経営論集（名古屋経済大学）』11(2).
吉沢壮二朗 . 2014.「IFRS アドプションの挫折と中小企業会計の実態」『商学研究論集（明治大学大学院）』(42).
吉田恵子 . 2005.「有価証券の評価 （特集：会計参与が押さえておきたい！中小企業会計指針への取組み；会計参与のための会計指針への対応）」『税理』48(12).

【その他】

淺井万富 . 2007.「「中小企業の会計に関する指針」の改正と今後の見直し」『会計・監査ジャーナル』19(8).
淺井万富 . 2012.「「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について」『会計・監査ジャーナル』24(6).
青木茂男〈司会〉岡本清・山田一郎・吉田貴一（座談会）. 1964.「中小企業の原価計算」『産業經理』24(11).
安藤英義 . 2005.「〈特別インタビュー〉安藤英義・「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会委員長に聞く「中小企業の会計に関する指針」をめぐって」『企業会計』57(11).
安藤英義 . 2010.「〈巻頭言〉中小企業の会計ルールをめぐる新しい動き」『産業經理』70(1).
安藤英義 . 2010.「〈彩雲〉中小企業の会計に関する新しい局面」『建設業の経理』14(3).
安藤英義 . 2012.「〈巻頭言〉「中小企業の会計に関する基本要領」の公表」『産業經理』72(1).

安藤英義･伊藤眞･小見山満･浅井万富･柳澤義一（座談会）. 2005.「「中小企業の会計に関する指針」（公開草案）をめぐって」『JICPA ジャーナル』(602).
加古宜士・北川慎介・坪田秀治・加藤厚・勝野成紀・柳澤義一（座談会）. 2002.「中小会社の会計のあり方について―日本公認会計士協会及び中小企業庁研究報告書の討論―」『JICPA ジャーナル』(567).
河﨑照行. 2011.「〈アカデミック･フォーサイト〉英国の会計制度改革と「中小企業版 IFRS」」『会計･監査ジャーナル』23(4).
河﨑照行. 2012.「〈記念セミナー〉「中小会計要領」と TKC 会計人の役割」『TKC』(475).
河﨑照行・伊藤邦雄・神森智・坂本孝司・佐藤行弘. 2014.「中小企業会計の展望と課題―中小企業会計学会への役割期待―（中小企業会計学会第 1 回全国大会パネルディスカッション）」『企業会計』66(2).
川西安喜. 2011.「コメント募集「非公開企業会計基準改善会議を設置する計画」」『会計・監査ジャーナル』23(12).
木村拙二・野竹弘幸・吉田学・櫻庭周平（座談会）. 2012.「数字をつかんで信頼もつかむ！ 中小会計要領“実戦”活用法」『税務弘報』60(8).
黒鏑友行. 2012.「中小会計要領って何だろう?」『バンクビジネス』46 (22).
櫻庭周平. 2008.「会計参与支援センター 櫻庭周平事務局長に聞く「会計参与」は職業会計人のサービス内容を変えるチャンスだ」『会社法務 A2Z』2(2).
品川芳宣・大西修・高橋泰三・宮口定雄（座談会）. 2003.「「中小会社会計基準」と信頼される中小会社の計算書類」『税理』46(7).
品川芳宣・河﨑照行・弥永真生・坂本孝司（特別座談会）. 2012.「「中小企業の会計に関する基本要領」取りまとめの背景と意義」『TKC 会報』2012 年 6 月号別冊.
新日本監査法人. 2008.「平成 19 年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果」中小企業庁 http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2008/download/080710kaikei_enquete_.pdf
新日本有限責任監査法人. 2009.「平成 20 年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果」中小企業庁 www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2009/.../090910houkokusho.pdf
新日本有限責任監査法人. 2010.「平成 21 年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果」中小企業庁 www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2010/download/101109KE-1.pdf
全国銀行協会. 1985.「法務省の「大小会社区分立法の問題点」に対する全銀協意見書について」『金融』(454).
武田隆二・河﨑照行・弥永真生・宮口定雄・北川慎介（特別座談会）. 2002.「「中小企業の会計に関する研究会報告書」をめぐって」『税経通信』57(13).
中小企業基盤整備機構. 2006.「ASEAN 諸国における会計制度の実態把握調査」（2006 年 3 月）http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material_/common/chushou/b_keiei/keieikokusai/pdf/asean-chousa.pdf
中小企業庁. 2003.「中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みに関する報告書」（中小企業政策審議会・企業制度部会，平成 15 年 11 月）http://www.chusho.meti.go.jp/ koukai/shingikai/kigyou/2003/031107kigyo_houkoku.htm
中小企業庁. 2004.「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート 調査結果」（平成 16 年 11 月）http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2004/161101kaikei_kekka.html
中小企業庁. 2005.「中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画」（中小企業政策審議会・企業制度部会，平成 17 年 4 月）http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kigyou/2005/download/
中小企業庁. 2005.「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート 調査結果」（平成 17 年 7 月）http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2005/download/050712kaikei.zaimu.pdf
中小企業庁 .2006.「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート 調査結果」（平成 18 年 6 月）http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2006/060630kaikei_enquete.html
中小企業庁. 2007.「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果」（平成 19

年 9 月）http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2007/070905kaikei_enquete.html
中小企業庁 . 2008.「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果」（平成 20 年 7 月）http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2008/080710kaikei_enquete.html
中小企業庁 .2009.「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート 調査結果」（平成 21 年 9 月）http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2009/090910kaikei_enquete.htm
中小企業庁 . 2010.「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果」（平成 22 年 11 月）http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2010/101109kaikei_enquete.htm
中小企業庁 . 2010.「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」（平成 22 年 9 月）www.meti.go.jp/committee/summary/0004658/report_01_02j.pdf
中小企業庁 . 2010.「諸外国における会計制度の概要　中小企業の会計に関する研究会事務局　参考資料 1 」http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kaikei/download/100917HS-6.pdf
中小企業庁 . 2011.「平成 22 年度 中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果」中小企業庁 http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2011/download/0823kaikei_enquete-1.pdf
中小企業庁 . 2014.「中小会計要領に取り組む事例 65 選―中小企業の会計課題を解決して経営力を強化！―」http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2014/140304kaikei.pdf
中小企業庁財務課 . 2012.『「中小会計要領」の手引き：経営力・資金調達力強化を目指す中小企業のための』kei/pamphlet/2012/youryou/download/0528KY-pamph.pdf#search='「中小会計要領」の手引き '
中小企業の会計に関する検討会 . 2011.「「中小企業の会計に関する基本要領（案）」の公表について」http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2011/111108kaikeiPubcom.htm
中小企業の会計に関する検討会 . 2012.「「中小企業の会計に関する基本要領」の策定について～「中小企業の会計に関する検討会報告書（中間報告）」公表～」（2012 年 2 月 1 日）http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2012/0201KihonYouryou.htm
中小企業の会計に関する検討会 . 2012.「「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について～「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用策について～」（2012 年 3 月 27 日）http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2012/0327Kentou.htm
帝国データバンク . 2013.「平成 24 年度中小企業における会計の実態調査事業 報告書」中小企業庁 http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003483.pdf
日本公認会計士協会 . 2003.「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（会計制度委員会研究報告第 8 号, 2003 年 6 月 2 日）.
日本公認会計士協会 . 2003.「中小企業政策審議会企業制度部会「中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みに関する報告書（案）」に対する意見」（平成 15 年 12 月 3 日）http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_641.html
日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 . 2005.「Press Release:「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」の設置について」（平成 17 年 3 月 23 日）.
日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 . 2005.「中小企業の会計に関する指針」（平成 17 年 8 月 1 日）.
日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 . 2005.「Press Release:「「中小企業の会計に関する指針」の公表について」（平成 17 年 8 月 3 日）.
日本公認会計士協会・日本税理士会連合会 . 2006.「会計参与の行動指針」（平成 18 年 4 月 25 日，最終改正：平成 26 年 3 月 24 日）.
日本商工会議所・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本経済団体連合会・企業会計基準委員会 . 2010.「非上場会社の会計基準に関する懇談会の設置について」（平成 22 年 2 月 25 日）.

日本商工会議所・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本経済団体連合会・企業会計基準委員会 . 2010.「非上場会社の会計基準に関する懇談会　検討結果（概要）」（平成 22 年 7 月 30 日）.
日本商工会議所・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本経済団体連合会・企業会計基準委員会 . 2010.「非上場会社の会計基準に関する懇談会　報告書」（平成 22 年 8 月 30 日）.
日本税理士会連合会 . 2002.「「中小会社会計基準研究会」報告書～中小会社会計基準草案～」（平成 14 年 9 月 3 日 .『月刊税理』平成 14 年 11 月号に掲載）.
日本税理士会連合会 . 2002.「中小会社会計基準」（平成 14 年 12 月 19 日 .『月刊税理』平成 15 年 2 月号に掲載）.
日本税理士会連合会監修 . 2005.「会計参与向けの中小会計基準一本化へ始動」『旬刊 速報経理』24 (3).
Pacter, Paul・小見山満・関川正・竹村光広 . 2013.「前 IASB ボードメンバー Paul Pacter 氏に訊く :「中小企業向け IFRS（IFRS for SMEs）」の現状と将来について」『会計・監査ジャーナル』25 (11).
Herzig, Norbert. 2013.「Prof. Dr. Norbert Herzig ケルン大学名誉教授講演録　国際財務報告基準（IFRS）/ 中小企業向け会計基準（IFRS for SMEs）のドイツ国内法への影響」『企業会計』65 (8).
弥永真生 . 2005.「〈旬を聞く〉「公正ナル会計慣行」は一つとは限らない :「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」委員・筑波大学大学院教授 弥永真生氏に聞く」『旬刊 速報経理』24 (12).
弥永真生 . 2006.「〈PERSON〉弥永真生［会社法改正の基本的な考え方］」『税研』21 (6).

現行の「中小企業の会計に関する指針（平成 27 年版）」は以下より入手可能。

日本公認会計士協会 http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-1-0-2-20150427.pdf
日本税理士会連合会 http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/chyushoshishin150421.pdf
日本商工会議所 http://www.jcci.or.jp/sme/accounting/shishin/150427/2_chyushoshishin150421.pdf
企業会計基準委員会 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/domestic/sme24/sme24_01.pdf

「中小企業の会計に関する基本要領」は以下より入手可能。

企業会計基準委員会 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/domestic/sme15/sme15_report.pdf
中小企業庁 http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/about/download/0528KaikeiYouryou-1.pdf
日本商工会議所 http://www.jcci.or.jp/sme/accounting.html
日本税理士会連合会 http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/chusyokaikeiyouryou120201.pdf

Journal of Accounting Research for
Small- and Medium-sized Entities(SMEs)

No.2 2016

Summary and Keywords

REFERRED ARTICLES

Recommendation for setting accounting standards and guidelines for SMEs

Masateru Narikawa *(Tohoku Institute of Technology Professor)*

Tsutomu Tobita *(Fukuoka University Associate Professor)*

Summary

The purposes of this paper are indicating what accounting systems for SMEs are valuable and how the Small and Medium Enterprise Agency (SMEA) understands them.

In a recent policy for SMEs, SMEA supports highly-motivated and practical SMEs. SMEA made the Guidelines on Accounting for Small and Medium-sized Enterprises (Chusho Kaikei-Shisin) and New document presenting guidelines for SME accounting (Chusho Kaikei Yoryo). But there are some cognitive gaps between the company's managers and tax accounts that support accounting and tax procedures of SMEs according to the research by SMEA. We get the comment that accounting standards can prevent managers from making the company's situation invisible in order to deal with the change of business circumstances.

For development of SMEs to improve their transparency, it requires the accounting standards reflects the actual situations of SMEs and the cultivation of manager's consciousness for their company's transparency. We think that it is time to consider to make not only financial accounting systems, but also guidelines for financial management and cost accounting of SMEs like the guidelines in 1950s.

Keywords

Accounting Standard for SMEs, The Small and Medium Enterprise Agency, The guidelines for SME financial management, The guidelines for SME financial cost accounting, transparency for management

REFERRED ARTICLES

The Changes on SMEs Policy and Contribution of the Management Accounting
—The Practice and Effect Measurement Support of SMEs Measures—

Haruo Yamakita *(Chubu University Professor)*

Summary

I consider the next point in this article. First point, I confirm the SMEs problem recognized depending on the changes of the postwar SMEs policy. The second, I take up representative measures from SMEs measures and consider contribution of the Management Accounting about the practice and effect measurement of SMEs measures.

For the postwar reconstruction period, for the SMEs problem called the unripe management technique of SMEs, management consulting and management textbooks supported improvement of the ability for SMEs management. On this occasion, contribution of the Management Accounting is to have introduced Cost Accounting method for SMEs management. During a period of growth stable from a high growth of economy, for the SMEs problem called gap in productivity between large enterprises and SMEs, investment and consulting by the Business Innovation Program was going to narrow the gap. A Purpose of the Business Innovation Program is to raise the productivity of SMEs by collectivization and cooperation. On this occasion, the Management Accounting contributed by the method such as budget control and investment management. In 1999, SMEs Basic Law underwent its first radical overhaul, the basic idea of the SMEs Basic Law switched it to the support of SMEs with a motivation and abilities, the leading figure of the policy changed from the public sector into a private engine. As a result, the consulting function changed from the public to a private, too.

Under the new SMEs Basic Law, in the practice scene of SMEs measures, it became difficult to confirm contribution of the management accounting. On the other hand, contribution of the management accounting became very necessary in the effect measurement scene of SMEs measures. Therefore it is necessary to incorporate the effect measurement of SMEs measures in administrative evaluation system of a country and local government.

Keywords

Changes on SMEs Policy, SMEs Basic Law, Contribution of the Management Accounting, Practice Support of SMEs Measures, Effect Measurement Support of SMEs Measures

REFERRED ARTICLES

Present Status and Problems of Accounting for SMEs
—Based on the Analysis of the Data of Questionnaire Survey—

Tomohiro Kaneko *(Toyo University Associate Professor)*

Summary

A questionnaire survey conducted in January 2015 targeting the members of Tohoku Certified Public Tax Accountants' Associations. A questionnaire sent to 1,715 Tax Accountants with a response rate of 24.9%.

As a result of the regression analysis, it was indicated that changes in economic conditions affect by "Sales without reconstruction special demand", "Nuclear damage", "Reconstruction special demand" and "Repayment difficulties". "Accounting" is not major factor in the regression analysis, but Tax Accountants suppose that accounting is useful in another question. Accordingly, I analyzed the text information of what is useful in accounting by the Hierarchical Cluster Analysis.

"The Basic Guidelines of Accounting for SMEs" come into widespread use. But a significant difference of the extent of use "the Basic Guidelines of Accounting for SMEs" is recognized between the groups of using computers for tax return.

Tax Accountants think that "the Basic Guidelines of Accounting for SMEs" have some merits and some demerits. Some merits and demerits are same content. Someone said it can capture the actual situation, but the others said it cannot capture the actual situation. It is because there are many types of Tax Accountants and many types of tax practice.

We must promote SMEs to understand the useful in accounting by using "the Basic Guidelines of Accounting for SMEs".

Keywords

the Basic Guidelines of Accounting for SMEs, the Great East Japan Earthquake, SMEs, Questionnaire Survey, Tax Accountant

REFERRED ARTICLES

The significance of "Guidelines for Personal Guarantee Provided by Business Owners" and "The Basic Guidance of Accounting for SMEs" in the finance for Small and Medium-sized Enterprises

Sachiko Kushibe *(The International University of Kagoshima Lecturer)*

Summary

"Guideline for Personal Guarantee Provided by Business Owners" was published from the Japan Chamber of Commerce and Industry and the Japanese Bankers Association on December 5th, 2013 and was introduced from February 1st, 2014. This "Guideline for Personal Guarantee Provided by Business Owners" was developed from the awareness of the issues that personal guarantees provided by the owners of Small and Medium-sized enterprises (SMEs) inhibit the growth of SMEs. As "The Basic Guidance of Accounting for SMEs" was developed so that the finance was smoothly carried out through improving the financial soundness of SMEs, both "Guideline for Personal Guarantee Provided by Business Owners" and "The Basic Guidance of Accounting for SMEs" were developed to cause a stir in the finance for SMEs relying collaterals such as real estate.

This paper describes background and aims of the development of "Guideline for Personal Guarantee Provided by Business Owners" and clarifies the actual conditions of finance for SMEs in this fiscal year and opinions of tax lawyers and positions of financial institutions against "Guideline for Personal Guarantee Provided by Business Owners".

Further, this paper clarifies the significance of "Guidelines for Personal Guarantee Provided by Business Owners" and "The Basic Guidance of Accounting for SMEs" in the finance for SMEs and makes a proposal to expand the application of "Guidelines for Personal Guarantee Provided by Business Owners".

Keywords

Finance for SMEs, The Basic Guidance of Accounting for SMEs, Guidelines for Personal Guarantee Provided by Business Owners, Guarantee corresponding Guidelines for Personal Guarantee Provided by Business Owners

編集後記

平成27年8月27日（木）に中小企業会計学会第3回大会が中央大学で開催されました。本号には，第3回大会での報告に基づく5篇の論文が編集委員会に寄せられました。編集委員会は，これらの論文について，まず匿名による査読委員（レフリー）をお願いし，その査読意見を参考にして編集委員会で協議のうえ，再査読および掲載の可否を決定しました。その結果，本号には4篇の論文が掲載されることになりました。

この間，査読委員・編集委員の方々にはご多忙の中にもかかわらず，真摯に取り組んでいただき，慎重に慎重を重ねてそれぞれの論文を審査いただきました。年度末・年度始めの多忙な状況の中にあっても論文査読にあたり，決してゆるがせにしない査読委員・編集委員の真剣かつ真摯な姿勢には，頭が下がる思いであり，このことが本機関誌の質の確保・向上につながっていくことを改めて実感いたしました。心より敬意を払うとともに，厚くお礼申し上げる次第であります。

本機関誌は第2号であり，まだまだ黎明期にある研究誌です。本誌をさらに充実し，立派な研究誌にしたいと思っております。それには，中小企業会計研究のさらなる発展が望まれるところです。会員の先生方のより一層のご協力をよろしくお願いいたします。

中小企業会計学会・学会誌編集委員会
委員長　上野清貴

中小企業会計研究　No.2
2016年7月発行
編集・発行　中小企業会計学会
（事務局）
〒658-8501　兵庫県神戸市東灘区岡本8-9-1
甲南大学　河﨑照行研究室内
E-mail：office@jaasme.org
製作協力　株式会社 中央経済社
〒101-0051　東京都千代田区神田神保町1-31-2
Tel 03-3293-3371（代）　Fax 03-3291-5127
ISSN 2189-650X

Journal of Accounting Research for Small- and Medium-sized Entities(SMEs)

中小企業会計研究 2016

SECOND 第2号 ISSUE

中小企業会計学会

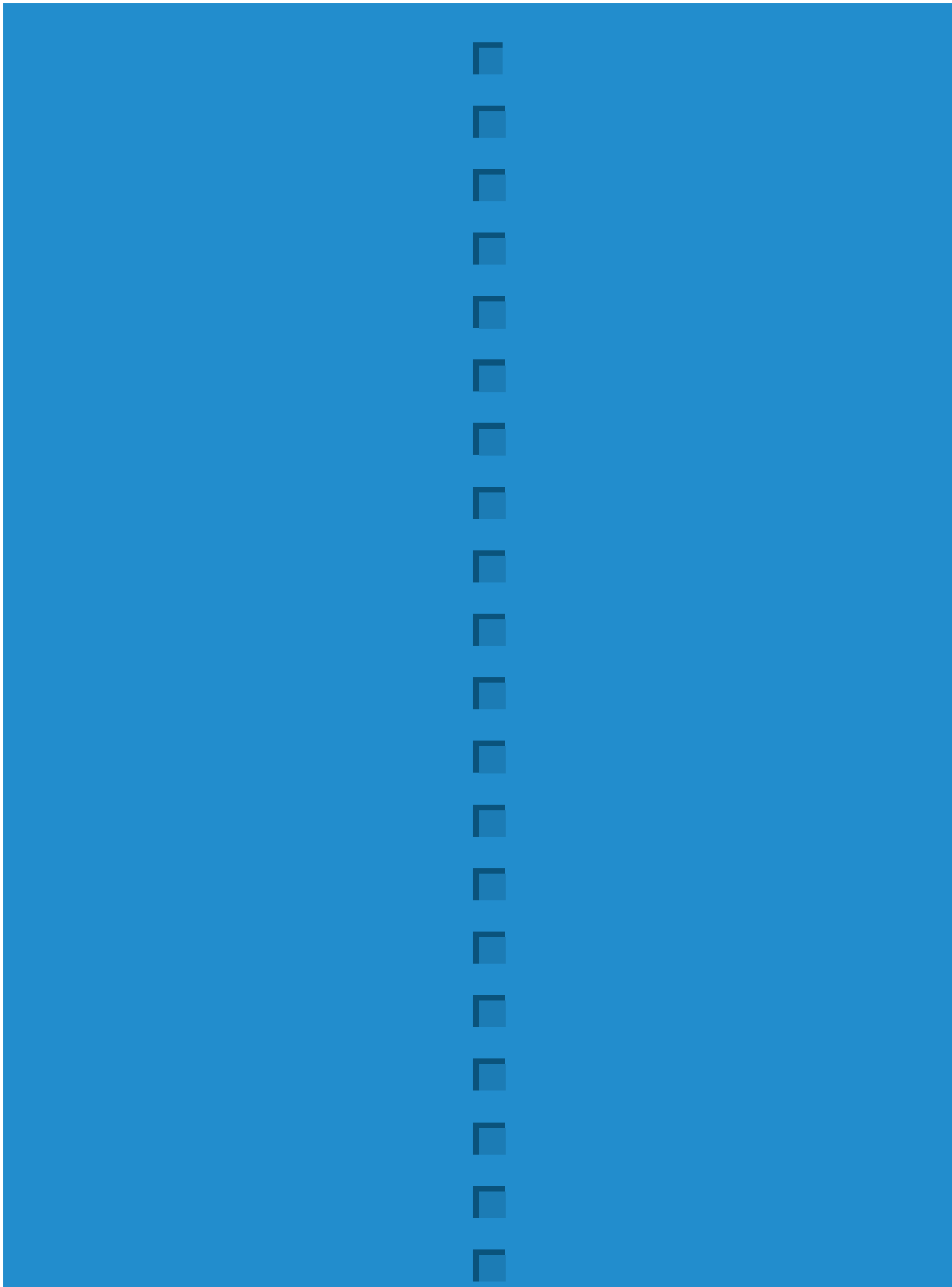

Japanese Accounting Association for SMEs